

# 全国水道企業団協議会第68回総会

## 日 程

令和6年5月23日（木）・24日（金）

開催地 九州地区協議会  
福岡地区水道企業団

会場 西鉄グランドホテル

5月23日(木)

◆総会受付 12時30分～13時30分

◆総会 13時30分～16時30分

1. 開会式

- (1) 開催地代表挨拶
- (2) 会長挨拶
- (3) 来賓祝辞
- (4) 来賓紹介

2. 表彰式

3. 会議

- 第1号議案 役員改選
- 第2号議案 令和5年度会務報告
- 第3号議案 令和5年度歳入歳出決算
- 第4号議案 令和6年度事業計画(案)
- 第5号議案 令和6年度歳入歳出予算(案)
- 第6号議案 会員提出問題
- 第7号議案 次期総会開催地の決定

4. 閉会式

◆情報交換会 18時00分～

5月24日（金）

◆視 察

- Aコース 海水淡水化センター
- Bコース 海水淡水化センター、太宰府天満宮、九州国立博物館
- Cコース 福岡市水道局乙金浄水場
- Dコース 福岡市水道局乙金浄水場、太宰府天満宮、九州国立博物館

## 第68回総会提出資料

- 資 料 1 全国水道企業団協議会第68回総会出席者名簿
- 資 料 2 会長表彰受賞者名簿
- 資 料 3 提出議案
  - 第1号議案 役員改選
  - 第2号議案 令和5年度会務報告
  - 第3号議案 令和5年度歳入歳出決算
  - 第4号議案 令和6年度事業計画（案）
  - 第5号議案 令和6年度歳入歳出予算（案）
- 資 料 4 提出議案
  - 第6号議案 会員提出問題
- 参考資料1 令和6年度会費調定額表
- 参考資料2 全国水道企業団協議会規約
- 参考資料3 令和6年度要望（案）

令和6年5月23日  
第68回総会提出

資料2

会長表彰受賞者名簿

全国水道企業団協議会





# 会長表彰受賞者名簿



## (功 勞 賞) 6名

※順不同・敬称略

ふる かわ いさお  
古 川 勲 (前 八戸圏域水道企業団 副企業長)

くらもち としや  
倉 持 俊 哉 (前 北千葉広域水道企業団 企業長)

みぞ かわ きよし  
溝 川 潔 (前 長浜水道企業団 企業長)

なか むら たか ひさ  
中 村 貴 久 (前 福岡地区水道企業団 企業長)

おおぬき みね お  
大 貫 三子男 (前 日本水道協会 総務部長)

たまの い あきら  
玉野井 晃 (前 日本水道協会 調査部長)

## (特別賞) 20名

※順不同・敬称略

- |     |     |    |     |                          |
|-----|-----|----|-----|--------------------------|
| さ   | とう  | よし | ひろ  | (前 石巻地方広域水道企業団 事務局長)     |
| 佐   | 藤   | 義  | 浩   |                          |
| うす  | い   | たか | ゆき  | (坂戸、鶴ヶ島水道企業団 事務局次長)      |
| 薄   | 井   | 貴  | 行   |                          |
| たか  | はし  | とし | ゆき  | (坂戸、鶴ヶ島水道企業団 施設課長)       |
| 高   | 橋   | 俊  | 行   |                          |
| あき  | もと  | やす | よし  | (前 神奈川県内広域水道企業団 理事)      |
| 秋   | 元   | 康  | 由   |                          |
| つ   | だ   |    | ひろし | (神奈川県内広域水道企業団 総務部長)      |
| 津   | 田   |    | 宏   |                          |
| まえ  | だ   | とも | のり  | (神奈川県内広域水道企業団 浄水部参事)     |
| 前   | 田   | 知  | 紀   |                          |
| なが  | しま  | のぶ | ひろ  | (前 神奈川県内広域水道企業団 伊勢原浄水場長) |
| 長   | 島   | 伸  | 博   |                          |
| し   | みず  | まさ | ひろ  | (前 佐久水道企業団 参事)           |
| 清   | 水   | 正  | 広   |                          |
| こ   | ばやし |    | あつむ | (佐久水道企業団 技術管理者兼工務課長)     |
| 小   | 林   |    | 団   |                          |
| こ   | じま  | かず | あき  | (前 愛知中部水道企業団 局長)         |
| 小   | 島   | 千  | 明   |                          |
| おか  | ざき  | まさ | し   | (前 大阪広域水道企業団 村野浄水場次長)    |
| 岡   | 先   | 雅  | 史   |                          |
| ひがし | の   | むね | たけ  | (大阪広域水道企業団 庭窪浄水場長)       |
| 東   | 野   | 宗  | 丈   |                          |
| しの  | ざき  | やす | のぶ  | (西播磨水道企業団 企業長)           |
| 篠   | 崎   | 保  | 伸   |                          |
| みず  | ぐち  | かず | ひこ  | (前 阪神水道企業団 副企業長)         |
| 水   | 口   | 和  | 彦   |                          |
| なが  | しお  | だい | じ   | (阪神水道企業団 副企業長)           |
| 長   | 塩   | 大  | 司   |                          |

かり 仮	や 谷	きよ 清	のり 典	(阪神水道企業団 総務部長)
うえ 植	だ 田	けん 健	いち 一	(阪神水道企業団 総務部次長)
なか 中	やす 安	しん 真	じ 司	(阪神水道企業団 浄水管理事務所長)
おお 大	の 野	かつ 克	ひこ 彦	(阪神水道企業団 経営企画課長)
ひで 秀	しま 島	やす 安	のり 則	(佐賀西部広域水道企業団 事務局次長兼工務一課長)

令和6年5月23日  
第68回総会提出

資料3

提 出 議 案

- |       |                |
|-------|----------------|
| 第1号議案 | 役員改選           |
| 第2号議案 | 令和5年度会務報告      |
| 第3号議案 | 令和5年度歳入歳出決算    |
| 第4号議案 | 令和6年度事業計画（案）   |
| 第5号議案 | 令和6年度歳入歳出予算（案） |





## 第1号議案

### 役員改選



## 役員改選について

現在の役員は、本年の第68回総会（5月23日）をもって任期満了となるので、全国水道企業団協議会規約に基づいて役員改選を行う。

（参 考）全国水道企業団協議会規約抜粋

第12条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 幹 事 若干名

2. 役員は、総会において正会員の中から選任する。

3. 役員任期は2年とする。但し、再任することができる。

### 全国水道企業団協議会現役員

会 長	阪神水道企業団企業長	吉 田 延 雄
副 会 長 (6名)	石狩東部広域水道企業団企業長 八戸圏域水道企業団企業長 神奈川県内広域水道企業団企業長 愛知中部水道企業団企業長 岡山県南部水道企業団企業長 福岡地区水道企業団企業長	原 田 裕 熊 谷 雄 一 浅 羽 義 里 近 藤 裕 貴 黒 田 哲 朗 名古屋 泰 之
幹 事 (7名)	石巻地方広域水道企業団企業長 越谷・松伏水道企業団企業長 北千葉広域水道企業団企業長 佐久水道企業団企業長 長浜水道企業団企業長 備南水道企業団企業長 福岡県南広域水道企業団企業長	齋 藤 正 美 野 口 晃 利 荒 木 稔 柳 田 清 二 三 和 啓 司 伊 東 香 織 甲斐田 忠 之



## 第2号議案

令和5年度会務報告



# 令和5年度会務報告

全国水道企業団協議会





# 全国水道企業団協議会 会 務 報 告

令和5年度における主な会務は次のとおりである。

## 1. 会 員

令和5年3月末現在の会員数は、正会員82団体、特別会員36名、賛助会員4団体である。  
令和6年3月末現在の会員数は、正会員83団体、特別会員38名、賛助会員5団体である。

### (1) 正会員

新たに広島県水道広域連合企業団が入会したため、令和6年3月末現在の会員数は83団体である。

その内訳は、末端給水事業42団体、用水供給事業35団体、末端給水事業と用水供給事業の両事業を行っている事業体7団体である。

### (2) 特別会員

新たに2名が入会したため、令和6年3月末現在の会員数は38名である。

### (3) 賛助会員

新たに配水用ポリエチレンパイプシステム協会が入会したため、令和6年3月末現在の会員数は5団体である。

## 2. 総 会

第67回総会（令和5年5月23日・24日、開催地：中国四国地区協議会、開催地事務局：岡山県南部水道企業団、備南水道企業団）は、岡山県倉敷市「倉敷アイビースクエア」において、参加者150名（正会員49団体92名、賛助会員30名、特別会員5名、来賓9名、その他14名）の出席を得て行われた（委任状提出正会員27団体）。

総会は午後1時に開会され、開催地代表挨拶、会長挨拶、来賓祝辞があり、続いて令和5年度の会長表彰が行われ、次の方々が表彰された。

### (功労賞：2名)

鵜 木 賢 氏                      松 尾 安 朋 氏

### (特別賞：9名)

三 浦 哲 也 氏                      尾 形 涉 氏                      石 坂 正 幸 氏  
三 橋 俊 郎 氏                      柳 澤 真 路 氏                      上 原 克 彦 氏  
北 野 幸 治 氏                      木 口 屋 拓 郎 氏                      荒 巻 勝 之 氏

## 議 事

### (1) 令和4年度会務報告（原案どおり承認）

### (2) 議 案

第1号議案 令和4年度歳入歳出決算（原案どおり認定）

第2号議案 令和5年度歳入歳出予算（案）（原案どおり承認）

### (3) 会員提出問題

- 問題 1. 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等について
- 問題 2. 水道施設の更新・再構築事業等に対する新たな財政支援制度の確立について
- 問題 3. 水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の制度拡充等について
- 問題 4. 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用について
- 問題 5. 地方公営企業繰出制度の義務化及び拡充等について
- 問題 6. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活について
- 問題 7. 水道施設の災害対策事業に対する財政支援について
- 問題 8. 水利権制度の柔軟な運用について
- 問題 9. 水源地域における関係機関の連携及び行財政支援について
- 問題 10. 新規の地下水利用専用水道の揚水規制等に係る法整備について
- 問題 11. 電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等について
- 問題 12. 放射性物質濃度が基準値以下となっている浄水発生土の適正な再利用について

以上 12 題について、関係国会議員及び関係官庁に対し陳情することにし、陳情の文案、時期、方法等は会長一任とすることについて承認された。

### (4) 次期総会開催地

次期総会について、九州地区協議会の福岡地区水道企業団を開催地事務局として開催することが承認された。

## 3. 役員会

### ○第 188 回役員会（令和 5 年 4 月 書面審議）

#### 議 題

#### (1) 会長表彰者の選考について

会長表彰者の選考について審議し、特別賞 1 名を第 67 回総会で表彰することが承認された。

### ○第 189 回役員会（令和 5 年 5 月 23 日 倉敷アイビースクエア「オパール」）

#### 議 題

#### (1) 全国水道企業団協議会第 67 回総会の運営について

第 67 回総会の運営要領、時間割等について審議し、了承された。

#### (2) 全国水道企業団協議会第 68 回総会の開催期日及び会場について

第 68 回総会の開催期日及び会場について審議し、九州地区協議会の福岡地区水道企業団を開催地事務局として、令和 6 年 5 月 23 日、24 日に開催することが承認された。

### ○第 190 回役員会（令和 5 年 7 月 14 日 日本水道協会 7 階「第 1 会議室」）

#### 議 題

#### (1) 第 67 回総会会員提出問題の処理について

会員提出問題の処理については、第 67 回総会において会長一任となったため、陳情方法及び陳情先等について審議し、原案どおり承認され、役員会終了後、関係国会議員及び関係省庁に対して陳情を実施した。

(2) 第 55 回企業長・事務局長経営会議について

第 55 回企業長・事務局長経営会議について、関東地区協議会の神奈川県内広域水道企業団を開催地事務局として、令和 6 年 10 月～11 月頃に開催することが承認された。

○第 191 回役員会（令和 5 年 11 月 14 日 神奈川県内広域水道企業団「3 階第 3 委員会室」）  
議 題

(1) 令和 6 年度会員提出問題にあたっての留意事項について

令和 6 年度の会員提出問題について、取りまとめ方法の検討や提出にあたっての留意事項、要望書作成に向けてのスケジュール等について意見交換を行った。

○第 192 回役員会（令和 6 年 1 月 書面審議）  
議 題

(1) 正会員の入会について

広島県水道広域連合企業団の正会員への入会について審議し、令和 6 年 2 月 1 日付けで入会することが承認された。

○第 193 回役員会（令和 6 年 3 月 12 日 日本水道協会 7 階「第 2 会議室」）  
報告事項

(1) 令和 5 年度歳入歳出決算見込みについて

令和 5 年度歳入歳出決算の見込額について、事務局から報告があった。

(2) 事務委員会の審議経過について

事務委員会の審議経過について、事務局から報告があった。

(3) 第 55 回企業長・事務局長経営会議について

第 55 回企業長・事務局長経営会議は、関東地区協議会の神奈川県内広域水道企業団を開催地事務局として、横浜ベイホテル東急において、令和 6 年 11 月 13 日、14 日に開催することについて、事務局から報告があった。

(4) 会員提出問題（案）について

3 月 11 日に行われた国土交通省・厚生労働省との協議内容について、事務局から報告があり、協議内容を踏まえた要望（案）が阪神水道企業団より示された。

議 題

(1) 令和 6 年度事業計画（案）並びに同歳入歳出予算（案）について

令和 6 年度事業計画（案）並びに同歳入歳出予算（案）について事務局から説明があり、原案どおり承認された。

(2) 会長表彰者の選考について

令和 5 年 12 月に実施した会長表彰者の推薦に関する調査結果について、事務局から説明があった。併せて、全国水道企業団協議会会長より日本水道協会前総務部長の大貫氏、前調査部長の玉野井氏を功労賞及び特別会員に推薦する旨の提案があった。

審議の結果、大貫氏、玉野井氏の功労賞受賞及び特別会員への入会が承認され、調査結果と合わせて功労賞 6 名、特別賞 20 名が決定した。

(4) 第 68 回総会について

第 68 回総会の開催要領について事務局から説明があり、原案どおり承認された。

(5) 第 69 回総会の開催地について

第 69 回総会について、北海道地区協議会の十勝中部広域水道企業団を開催地とすることが承認された。

#### 4. 企業長・事務局長経営会議

企業長・事務局長経営会議は、企業団の健全な発展のため、経営、労務等の諸問題をはじめ、広域水道に関する情報交換を行うもので、昭和 45 年から開催している。

令和 5 年度の第 54 回企業長・事務局長経営会議は、9 月 28 日、29 日に、静岡県大井川広域水道企業団（中部地区協議会）を開催地事務局として、静岡県静岡市「ホテルグランヒルズ静岡」において、41 団体 85 名の出席を得て開催した。

○第 1 日目（9 月 28 日）

懇談事項

1. 急激な物価上昇への対応について
2. 公務員離れに伴う新規採用職員の募集について
3. 非常用発電設備の燃料管理について
4. 工事の一時中止に伴う増加費用分の負担について
5. 水需要予測における新型コロナウイルス感染拡大の影響について
6. 構造物の耐震診断の実施状況及び診断結果への対応について
7. 災害時における現金の引出し、支払いと運営上最低限必要な資金の想定について
8. 水道料金における大口使用者に対する割引制度について
9. 内面ライニング材の剥離による通水障害について
10. 水道管路の更新事業費の縮減について
11. 随意契約による点検・修繕に係る見積額の妥当性について

講演

「令和 4 年台風 15 号被災時の応急給水活動について」

静岡県上下水道局経営管理部 上下水道危機管理課長 森本 徹 氏

○第 2 日目（9 月 29 日）

視 察 静岡県地震防災センター 他

#### 5. 事務委員会及び専門委員会

事務委員会及び専門委員会は、経営、事務をはじめとした各正会員に共通する諸問題について調査研究を行うほか、関連事項の実態調査を行っている。また、委員会において行った調査研究結果を、毎年「事務委員長報告」としてまとめ、全正会員に配布している。

○第 101 回事務委員会（令和 5 年 7 月 27 日 日本水道協会 8 階「第 4 会議室」）

議 題

(1) 令和 5 年度事務委員長報告における審議項目について

令和 5 年度における正会員対象の実態調査について、次のとおり調査項目が提案された。

1. 広域水道での DX の取組状況等について
2. 水道料金における大口使用者に対する割引制度について
3. 水道企業団における公民連携の取組状況について
4. 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入と財源について
5. 水道管路の更新事業費の縮減について
6. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の活用について

以上6項目が提案され、審議の結果、「1. 広域水道での DX の取組状況等について」、「4. 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入と財源について」の2項目に精査した上で、専門委員会に付託することが決定された。

(2) 第102回事務委員会・第89回専門委員会合同会議の開催について

第102回事務委員会・第89回専門委員会について、青森県八戸市で開催することが提案され、原案どおり承認された。

○第88回専門委員会（令和5年10月5日 日本水道協会 8階「第6会議室」）

議 題

(1) 令和5年度における実態調査項目の審議について

事務委員会から付託された項目について、次のとおり調査を実施することとした。

1. 広域水道での DX の取組状況等について（八戸圏域水道企業団）

（提案理由）

日本の水道事業は、人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化、職員数の減少などの深刻な課題に直面しており、これまで以上に業務の効率化、コストの縮減を図る必要がある。これらの課題を解決する方策の1つとして、DXが推奨されているところである。

広域で水道事業を行う水道企業団において、DXを活用することは「ヒト・モノ・カネ」の面において市町村経営の水道事業以上に大きなメリットを見出すことができると考えられ、更なる技術の活用が期待される。

当企業団では工事の施工情報システムやスマートメーターの導入可能性を探るべく実証実験を行っているが、厳しい経営環境や人材不足を考慮すると、更なる技術の活用が喫緊の課題であると認識している。

しかしながら、水道事業へのDXの活用について、厚生労働省及び総務省HPでの事例紹介はあるが、導入に至った事例のみの掲載であり、導入後の情報など検討段階で必要な情報が乏しいのが実情である。

そこで、導入に至るまで解決すべきテーマ・課題やその解決方法、導入に向けて検討したが廃止した事例、導入後改良した事例、諸コスト、現在導入に向けて検討中の事例等について、ご教示いただきたい。

2. 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入と財源について（岡山県南部水道企業団）

（提案理由）

当企業団の令和4年度決算における動力費は前年度と比較して1.5倍程度の増加となり、収益的支出に対する割合は約25%を占めており、大きな負担となっている。

当企業団では設備の更新時に高効率ポンプや高効率モータ、インバータ等の省エネ機器を導入することを検討しているが、国の補助制度については期間の問題や要件等が合わないなど、財源の確保に苦慮している。

また、再生可能エネルギーの導入もひとつの選択肢だが、費用対効果の面で疑問があり検討が進んでいない。

政府の基本方針 2023 では、2050 年二酸化炭素排出実質ゼロが掲げられ、地方公共団体にも地球温暖化対策の実行計画の策定と実施を求め、2030 年度には 2013 年度比で 46%削減が明記されている。

そこで、各団体の省エネ機器や再生可能エネルギーの導入の状況とその効果、その財源としての補助金等の活用状況等について調査し、今後の地球温暖化対策の参考としたい。

#### ○第 102 回事務委員会・第 89 回専門委員会合同会議

(令和 6 年 2 月 16 日 八戸グランドホテル 3 階「ミヤビ」)

##### 議 題

##### (1) 令和 5 年度事務委員長報告の取りまとめについて

専門委員会委員長から、正会員を対象として行った実態調査の集計結果について説明がなされ、事務委員長報告として正会員宛に送付する旨、了承された。

## 6. 地区協議会事務担当者連絡会議

地区協議会の円滑な事業運営、並びに相互の連絡や交流を図ることを目的として、第 28 回地区協議会事務担当者連絡会議を、令和 5 年 12 月 7 日、8 日に福岡県福岡市、西鉄グランドホテルにおいて開催した。

### 第 1 日目 (12 月 7 日)

#### 報告事項

- (1) 令和 5 年度地区協議会交付金について
- (2) 令和 5 年度全国水道企業団協議会主要行事の実施状況及び令和 6 年度全国水道企業団協議会主要行事の概要等について
- (3) 令和 5 年度各地区協議会主要行事の実施状況及び令和 6 年度各地区協議会主要行事の概要等について
- (4) 全国水道企業団協議会第 68 回総会について

### 第 2 日目 (12 月 8 日)

視 察 福岡市水道局乙金浄水場 他  
(第 68 回総会視察コース先)

## 7. 企業団協議会報

企業団協議会会報は、会員間のコミュニケーションを図ることを目的として、昭和 60 年から年 2 回発行している。

令和 5 年度は 10 月と 3 月に発行した。

#### ○第 76 号(10 月)

- ・全国水道企業団協議会第 67 回総会記録
- ・会員ニュース
  - (1) 「災害対応・人事交流強化へ」福岡県南広域水道企業団
  - (2) 「50 周年を記念しロゴマーク作成」福岡地区水道企業団
  - (3) 「災害時対応強化へ鋼管協と協定」阪神水道企業団
  - (4) 「田川 (企)、妙高市が受賞 優良公営企業表彰」田川広域水道企業団

- (5) 「来年4月に3市域料金改定へ」かずさ水道広域連合企業団
- (6) 「CNとレジリエンス強化 水道初ゼロカーボンドライブ」大阪広域水道企業団
- (7) 「創立50周年で記念式典」西播磨水道企業団
- ・本協議会記事

#### ○第77号（3月）

- ・令和6年度水道関係政府予算（案）及び水道行政移管後の組織体制
- ・会員ニュース
  - (1) 「日本初浸透圧発電の実用化へ」福岡地区水道企業団
  - (2) 「他者の教訓計画に生かす」岩手中部水道企業団
  - (3) 「小学生向け教材動画が完成」福岡地区水道企業団
  - (4) 「スマメ実証実験を開始」大阪広域水道企業団
  - (5) 「柳井地域 経営統合へ」柳井地域広域水道企業団
- ・本協議会記事

### 8. 地区協議会総会

北海道地区協議会	4月	書面審議
東北地区協議会	4月27日、28日	（福島県いわき市）
関東地区協議会	4月21日	（東京都千代田区）
中部地区協議会	4月27日、28日	（愛知県丹羽郡大口町）
関西地区協議会	4月26日	（滋賀県東近江市）
中国四国地区協議会	4月17日	（山口県柳井市）
九州地区協議会	4月20日、21日	（福岡県福岡市）

### 9. 発行印刷物

前述の「事務委員長報告」、「会報」以外の印刷物として、「会員名簿」、「組織調査表」「全国水道企業団協議会リーフレット」を発行した。

### 10. 陳 情

第67回総会において陳情と決議された会員提出問題は、陳情の時期、方法等が会長一任となったことから、令和5年7月14日に開催された第190回役員会において陳情文案等を審議するとともに、同役員会終了後、出席役員全員により関係国会議員及び各省庁（厚生労働省、総務省、国土交通省、経済産業省、環境省）の幹部に対して陳情を実施した。なお、財務省及び内閣府については、後日、事務局により陳情を実施した。

<陳情内容 令和5年7月14日実施>

(1) 関係国会議員あて

**1. 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等について**

水道事業に対する予算額を十分に確保し、満額交付を継続すること。また、当該年度予算での交付及び交付決定時期の早期化を図ること。

**【水道水源開発等施設整備費関係】**

- (1) 水道水源開発施設整備費において、補助率の大幅な引き上げ及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。また、ダムの大規模改修に対する施設整備費を対象事業とすること。
- (2) 水道施設機能維持整備費において、既存自家発電設備の改良や水道施設の覆蓋化を対象とする等、対象事業の拡充及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (3) 高度浄水施設等整備費において、対象事業の拡充を図ること。また、紫外線設備導入における濁度及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。

**【生活基盤施設耐震化等交付金】**

- (1) 生活基盤施設耐震化等交付金における補助率の大幅な引き上げ及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (2) 高度浄水施設等整備費において、対象事業の拡充を図ること。また、紫外線設備導入における濁度及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (3) 基幹水道構造物の耐震化事業に対する対象事業の拡充及び資本単価要件等の採択基準の撤廃又は緩和、交付率の引き上げを図ること。また、基幹水道構造物の耐震化事業と併せて実施する長寿命化工事（防食塗装等）についても、対象事業とすること。
- (4) 老朽管更新事業及び水道管路緊急改善事業において、採択基準の撤廃又は緩和、交付率の引き上げを図ること。また、老朽管更新事業において、時限措置の撤廃及び布設後20年以上経過した鋼管を対象とすること。
- (5) 広域化事業において、地域の実情を踏まえ、広域化が促進されるよう、資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和するとともに、統合事務所の整備費用を対象とする等、対象事業の拡大及び交付率の引き上げを図ること。また、事業統合や経営一体化の要件を緩和し、令和16年度までの時限措置を撤廃すること。
- (6) 運営基盤強化等事業において、事業の最終年度に2か年分交付される交付金について、交付期間を1年延伸し、1か年ずつ交付すること。また、対象となる撤去費について、新設する施設数と同数以下という要件を撤廃すること。

(理由)

水道事業者は、安全で安定した水道水の供給を確保するため、水源の開発に取り組むとともに、水道施設の整備拡充、維持管理体制の効率化及び新技術の開発等に鋭意努力している。

一方、安全で良質な水道水の確保、災害時の給水確保等、水道に対する住民のニーズは、従前にも増して一層高度化、多様化してきている。さらに、人口減少に伴う料金収入の減収による収益構造の悪化や水道事業に携わる職員数が減少するなか、改正水道法において、長期的な視点による水道の基盤強化が求められている。



また、水道事業者は、質、量の両面にわたる給水サービスの向上を図り、強靱で持続可能な真に信頼される水道を構築していくために、施設の計画的な更新及び市町村の行政区域を越えた広域化の推進等に取り組まなければならない。

これらの事業の実施には多額の資金が必要となるが、国からの持続的かつ安定的な財政支援が不可欠である。

よって、水道事業の健全経営を確保し、これらの事業の円滑・確実な推進を図るため、水道事業に対する関係予算を十分に確保するとともに、水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等を国に対して強く要望する。

## 2. 水道施設の更新・再構築事業等に対する新たな財政支援制度の確立について

(要望事項)

- (1) 水源・取水施設、浄水施設、導送配水施設等における、水道基幹施設の長寿命化事業、更新再構築事業、並びに廃止施設（既に廃止した施設や災害等により廃止となった施設を含む。）の撤去事業に対する財政支援制度を創設すること。
- (2) 水道事業者の施設を廃止して水道用水供給事業者の施設を増強（バックアップの為に送水施設等を含む。）することにより、施設を再構築する場合の財政支援制度を創設すること。
- (3) 広域化を既に行っている水道事業者が実施する既存施設の更新・耐震化事業を対象とする新たな財政支援制度を創設すること。

(理由)

水道事業者は、これまで安全で安定した水道水の供給を確保するため、水道施設の整備を進めてきたが、建設後相当の年数を経過していることから、その施設の多くが更新・再構築の時期を迎えている。

さらに、新たな水質問題への対応や、自然災害に対する強靱な水道施設の整備、水需要の減少に伴う施設の統廃合等、緊急かつ重要な課題に対応していくことに加え、改正水道法において水道の基盤強化が求められている。

しかしながら、これら様々なニーズへの対応を踏まえた施設の更新・再構築は、莫大な事業費を要する一方で、その資金を水道事業者が独自で負担することは、経営に及ぼす影響が大きく、健全な事業の実施は極めて困難な状況である。

このような状況のなかで、令和2年度には生活基盤施設耐震化等交付金において、事業の縮小に伴う施設の統合整備を行う水道施設再編推進事業が創設されたが、対象事業は、限定的なものである。

また、地震や水害等の被害により、復旧が困難となり廃止となった水道施設の撤去費用については水道施設再編推進事業や災害復旧事業の対象とされていない。

よって、水道施設の更新・再構築事業等に対する新たな財政支援制度の確立を国に対して強く要望する。

## 3. 水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業の制度拡充等について

(要望事項)

(1) 先端技術を活用したシステム導入等の検討・構想から実施に要する費用について広く補助の対象とすること。

(2) 水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の採択基準にある「業務の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現」について、その対象事業を明確にすること。

(理由)

水道事業では、水需要の減少に伴う給水収益や職員数の減少に対応するため、これまで官民連携の手法等を活用し、効率的な事業運営を進めてきたところであるが、将来は人口減少に伴い、官民共に技術者の採用が困難になることが想定されることから、IoT/ICT 技術を活用した更なる効率的な事業運営や、水道技術のノウハウの蓄積等が必要となっている。

とりわけ、取水から浄水までの一体的な運用の検討に当たっては、各団体で別々のシステムを一元的に管理するシステムの導入、AI を活用した日々の効率的な水運用計画策定など先端技術を活用した多様な手法、費用対効果の検証が求められる。

よって、水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の制度拡充等を国に対して強く要望する。

#### 4. 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用について

(要望事項)

(1) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金における上下水道・ダム施設の省 CO<sub>2</sub>改修支援事業について、省エネルギー・再生可能エネルギーにおける個々の施設・設備に係る補助要件を撤廃し、地球温暖化対策実行計画を策定し、事業全体で、温室効果ガス削減に取り組む団体に優先的に補助するなど、弾力的な制度運用が可能となる制度へ見直すこと。

(2) 地方公営企業における脱炭素化推進事業にかかる地方財政措置について、地球温暖化対策実行計画に基づき、取り組みを推進している一部事務組合についても、確実に地方財政措置が受けられるよう地方交付税措置率の拡充又は一部事務組合に直接交付する制度を創設すること。

(理由)

環境省では、水道事業における対策促進施策として「業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB) 化・省 CO<sub>2</sub>促進事業のうち上下水道・ダム施設の省 CO<sub>2</sub>改修支援事業」として、再生可能エネルギー設備や省エネ設備等の導入等に財政支援を行っている。

しかしながら、同支援事業の要件 (削減効果、実施期間など) に該当しないために、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等の補助申請を断念せざるを得ないケースがあり、柔軟な制度運用とはなっていない。

また、地方公営企業における脱炭素化推進事業にかかる地方財政措置についても、地方公共団体を対象としているため、一部事務組合では支援が受けられない状況となっている。

国が「2050 年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現、2030 年度には対 2013 年度比で温室効果ガスの 46%削減」を掲げている中、水道事業者は、全国の電力の約 1%を消費するエネルギー消費 (CO<sub>2</sub>排出) 産業の側面を有しており、より一層エネルギー消費削減に向けた省エネ対策等の促進が求められている。

よって、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用を国に

対して強く要望する。

## 5. 地方公営企業繰出制度の義務化及び拡充等について

(要望事項)

- (1) 地方公営企業繰出金通知に掲げられた事業等に対する一般会計からの繰出しが確実に実施されるよう地方交付税措置率の拡充や繰出の義務化を図ること又は一部事務組合に対し、直接的な財政措置により支援をおこなう制度を創設すること。
- (2) 令和5年度までの時限措置となっている管路耐震化事業に係る地方財政措置を確実に延長するとともに、水道用水供給事業者を対象に加えるなど、制度の拡充を図ること。

(理由)

水道事業は施設の老朽化対策、東日本大震災を踏まえた危機管理対策等の喫緊の課題に加え、順次耐用年数を迎える水道管路等の更新を控え、整備需要は増大傾向にある。一方で、これらの財源となる料金収入は、人口減少社会の到来等による給水量の減少に伴う減収が見込まれており、厳しい経営環境にある。

さらに、安全で良質な水道水の安定供給を確保するため、施設の建設・改良や震災対策事業の推進等には多額の資金を必要とし、この財源の多くを起債に依存せざるを得ないことから、その元利償還金は水道財政を圧迫しており、水道事業の健全な経営に大きな影響を及ぼしている。

こうした中、地方公営企業繰出制度については、地方公営企業法に定める経営に関する基本原則を堅持しながらも、地方公営企業の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画に計上されており、総務省でも、毎年、繰出しの基本的な考え方を示し、地方公営企業の実態に即しながら運営するよう要請している。

しかしながら、一般会計に対して、繰出基準でメニュー化された事業に対する繰出金の拠出を求めても、一般会計の財政状況が厳しいことを理由に見送られている実情がある。

よって、水道事業の健全な経営を確保し、水道料金の高騰を抑制するため、地方公営企業繰出制度の義務化及び拡充等を国に対して強く要望する。

## 6. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活について

(要望事項)

- (1) 公的資金補償金免除繰上償還制度を復活すること。  
なお、制度復活に際して、次の要件を満たすものとする。
  - ① 許可要件となっている資本費、将来負担比率等を緩和すること。
  - ② 対象となる公営企業債の範囲を拡大し、年利率5%未満の企業債についても対象とすること。
  - ③ 繰上償還を行った財政融資資金の対象となっている事業に対する財政融資資金における新規貸付停止の要件を撤廃すること。
  - ④ 財政健全化・公営企業経営健全化へ向けた計画策定及び実施の要件を撤廃するとともに、申請手続きの簡素化を図ること。
- (2) 公営企業借換債制度を復活すること。

(理由)

水道事業者は、起債を主な財源として水道施設の整備拡充を行ってきたため、その元利償還金が水道事業にとって大きな負担となっている。特に、過去に借り入れた高金利既往債が、この負担を一層大きくしている。

こうした状況の中、繰上償還については、政府資金は平成19年度から3年間、旧公営企業金融公庫資金は平成19年度から2年間、一定の経営改革を実施する地方公営企業を対象に補償金を免除する特例措置が講じられた。さらに、平成22年度から平成24年度までの3年間についても制度の継続がなされ、財政上の負担軽減につながる非常に有用な制度であった。

なお、平成25年度に限り、東日本大震災の特定被災地方公共団体を対象に補償金免除繰上償還及び借換債発行ができることとされたが、対象となる資金は年利率4%以上の旧公営企業金融公庫資金のみと限定的なものであった。

また、平成30年度からは、令和3年度までの時限措置として、上下水道事業について公共施設等運営権の設定に係る実施方針条例の制定等、一定の要件を満たした地方公共団体に限り、補償金免除繰上償還が制度化されているが、これも限定的なものである。

よって、水道事業の健全な経営を確保し、水道料金の高騰を抑制するため、公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活を国に対して強く要望する。

## 7. 水道施設の災害対策事業に対する財政支援について

(要望事項)

- (1) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた対策事業の更なる加速化・深化を図るためには、地域における影響度などの重要性を採択基準に設定するなど、積極的な財政支援強化の仕組みを構築すること。
- (2) 管路のループ化・多重化(バイパス管等)等、災害時におけるバックアップ機能を備えるための事業を補助対象とすること。

(理由)

水道は住民生活や都市活動を支える重要な基盤施設であり、大規模地震等の災害が発生した場合においても、ライフラインとして必要な水を供給することが水道事業者に求められている。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等では水道施設にも甚大な被害が生じ、長期間にわたり住民生活や都市活動に重大な支障を来した。

近年、このような自然災害が頻発かつ激甚化しており、これら災害発生時においても、重要インフラがその機能を維持できるよう、平成30年度から令和2年度の3か年の集中的緊急対策として「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が策定された。また、令和3年度からは、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が策定され、引き続き、重要インフラを担う水道事業としても災害に対し万全に備えるための対策について、加速化・深化を図ることが急務となっているが、採択基準の制約等により、十分に事業が進んでいないことが課題となっている。

このような中、令和5年度において、河川を横断する導水管・送水管の複線化に対する事業が創設されたところであるが、災害対策に要する事業費は、水道事業経営に及ぼす影響も非常

に大きく、また、その効果は広く地域の防災機能の強化に寄与するものであることから、災害時におけるバックアップ機能を備えるための事業を補助対象とするなど、水道事業者への持続的かつ安定的な財政支援が必要である。

よって、水道施設の災害対策事業に対する財政支援を国に対して強く要望する。

## 8. 水利権制度の柔軟な運用について

(要望事項)

- (1) 水利権の許可に当たり、水道事業者がこれまで投資して取得した水道水源（ダム使用权等）や水道施設を最大限有効に、かつ、安定して利用し続けられるよう、水需要見合いで画一的に「水利権の減量」がなされないよう配慮すること。
- (2) 水利権の許可に当たり、工事時や緊急時のバックアップを考慮した水量が得られるよう、または複数の取水地点がある場合は、開発水量の範囲内でそれぞれ相互補完が可能となるよう配慮すること。
- (3) 渇水時のみならず、地震等の災害時や大規模な水質事故時等においても、時間を要する水利使用許可の手続きを経ることなく、特例的に水道事業者間の水融通が可能となるよう配慮すること。
- (4) 水道事業者間または他事業者間の水融通は、災害や水質事故時のみならず施設の効率的利用等事業の再構築に有効と考えられることから、柔軟な運用を図ること。
- (5) 広域化の一施策としての施設の共同設置・共同利用、上流取水の促進という観点において、関係機関が連携を図り、水道施設の規模の縮小や統廃合に伴い減量もしくは廃止される水利権の活用が図られるよう支援すること。

(理由)

河川法では、申請者の水需要に見合った水利使用許可を原則としているが、全国的な給水人口の減少傾向等により給水量の減少が予想されるため、今後、水利権も減量されることが懸念される。

しかしながら、許可水利権を得ている水道事業者にとって、水利権は水道事業経営の根幹をなすものであり、既得の水利権水量を安定給水のための施設整備や水運用の前提としている。多くの水道事業者は水利権を確保するため、ダム建設等に多額の費用を投じ、それを最終的には水道使用者の料金から回収しており、水利権は、いわば水道使用者の財産ともいえるものである。

また、水利権は厳格な手続きを踏んで許可されるのが原則であり、河川法に基づく水利権制度では、渇水時の特例を除いて水融通は認められていない。

地震等の災害や大規模な水質事故等の発生時には、社会経済的な損失の大きい減断水を回避するため、河川管理者においても河川法の原則の範囲で配慮がなされているところであるが、緊急時には、特に水道事業者間における水融通が有効な方策と考えられる。

さらに、水道事業の広域連携に関する取組が積極的に行われているが、広域連携の形態が多様化することに関連して、水利権問題も複雑化することが予想され、水利権制度の硬直性が広域連携の推進を妨げることが懸念される。

広域化の一施策としての施設の共同設置・共同利用、上流取水の促進という観点において、

施設規模の縮小や統廃合に伴い水利権の減量又は廃止が生じる場合に、他水道事業者が減量等をされる水利権を活用することができれば、水運用の効率化だけでなく、災害・事故時の対応力の向上や、費用や環境負荷の軽減など有効な効果が期待できる。

よって、水利権制度の柔軟な運用を国に対して強く要望する。

## 9. 水源地域における関係機関の連携及び行財政支援について

(要望事項)

- (1) 流域水循環計画として認定された計画に基づき実施する事業については、交付金制度の拡充を図り、交付額及び対象事業の拡大等により、さらなる施策推進に向けた措置を講じること。
- (2) 水源地域におけるダムへの堆積土砂対策事業について、国庫補助制度を創設する等、財政上必要な措置を講じること。

(理由)

ダムに水源を求めた水道事業者は、多額の建設費用を負担するとともに、ダム完成後も多額の維持管理費を負担している。

一方で、ダム上流域の森林では、所有区分毎に管理者が混在し、総合的な治山・涵養事業の実施が進んでいないことから、土砂流入に歯止めがかからず、ダムにおける堆積土砂の問題は、全国的な課題となっている。

この課題を解決するためには、土砂生産域たる山地・森林の各管理者の連携はもちろんのこと、山地・森林、ダム、河川、海岸に至るまで、流域の水循環を総合的かつ一体的に管理すべく各管理者の連携・協力が必須である。

また、令和2年に策定された「水循環基本計画」を踏まえ、水循環に関する施策を推進するための「流域水循環計画」が策定されているところである。水道事業は、健全な水循環の維持又は回復に深く関わっているため、水利用における自主的な管理、効率的かつ安定的な水源の確保等に努めるとともに環境負荷低減に取り組むことも重要である。

よって、水源地域における関係機関の連携及び行財政支援を国に対して強く要望する。

## 10. 新規の地下水利用専用水道の揚水規制等に係る法整備について

(要望事項)

新規に設置する地下水利用専用水道に対して、地下水の揚水量等を規制する法整備を図ること。

(理由)

昨今、水道事業を取り巻く環境は変わりつつあり、給水人口が伸びている地域においても、節水機器の普及等により、有収水量は給水人口増に見合った増加となっていない。また、経費節減を目的とした、地下水との併用による水道水をバックアップとして使用する手法が近年増加しており、特に大口使用者の地下水利用は、水道事業における経営状況のみならず事業運営全般に多大な影響を及ぼしている。

地下水の併用に伴い、水道水を常時使用しない場合は、滞留により水質が悪化する一方、水道水を使用した場合は流速の急激な変化に伴い、周辺地域に濁り水が発生する恐れがある。

また、水道事業者にとって大口使用者の地下水利用は、給水量の減少に伴う給水収益の減収に繋がり、大口使用者のための過大な水道施設に係る固定費の多くが未回収となり、その減収分が他の水道使用者に転嫁される懸念がある。

よって、地下水の公共利用のあり方の観点から、水道事業の給水区域内における新規の地下水利用専用水道の揚水規制等に係る法整備を国に対して強く要望する。

## 1 1. 電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等について

(要望事項)

- (1) 令和5年9月で終了予定の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による電気料金を対象とする支援策を継続・拡充すること。また、特別高圧受電も含めた全ての電力需給契約を対象とした継続的な支援制度とすること。
- (2) 交付先が普通地方公共団体に限定されている「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)について、交付額を引き上げるとともに、一部事務組合へ直接交付可能な仕組みを創設すること。
- (3) 電気料金の高騰による負担軽減を図るための補助制度を創設すること。
- (4) 水道事業の電気料金高騰に対する地方交付税措置を設定するとともに地方公営企業繰出金に係る繰出基準に追加すること。

(理由)

水道事業及び水道用水供給事業は、導送配水や浄水処理において多くの電力を必要とする事業形態であるため、現在、燃料価格の上昇などにより電気料金が高騰し、事業経費が大幅に増加している。

こうした中、「政府の総合経済対策」に伴う令和4年度第2次補正予算においてエネルギー関連を対象とした「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による支援策が盛り込まれてはいるものの、補助額が十分ではなく、特別高圧の電力が対象となっていない。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化として創設された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の対象に地方公営企業も対象であるとの通知がなされたが、普通地方公共団体への交付となるため、複数の構成団体を有する一部事務組合においては、交付限度額の制約がある中で、各構成団体との協議を要するなど、実質的な活用が難しい状況である。

これまで電力消費の抑制を図るとともに、経費節減に努めてきたが、今回のような電気料金の高騰による電気料金の負担増は、経営努力だけでは到底賄い切れないものであり、このまま電気料金が高水準で推移した場合には、水道料金に転嫁せざるを得ない事態となって、市民生活や地域経済の負担増を招くことに繋がりがかねない。

よって、電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等を国に対して強く要望する。

## 1 2. 放射性物質濃度が基準値以下となっている浄水発生土の適正な再利用について

(要望事項)

浄水発生土の処分について、原子力発電所からの廃棄物のクリアランスレベル以下であるものに対して、再利用のための受け入れを行うよう民間事業者に働きかけること。

(理由)

水道事業においては、浄水発生土の大部分が園芸用土等に再利用されている。しかしながら、平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故後、放射性物質濃度の増加に伴い、事故前に契約していた民間事業者への受け入れができなくなり、事故後に発生した浄水発生土については仮置き保管や最終処分を余儀なくされた。

現在、基準値以下の浄水発生土については、再利用が可能とされているところではあるが、クリアランスレベル以下であるにも関わらず、受け入れを拒絶される事例があり、事故前に行っていた再利用への移行が円滑に進んでいない。安全性が確認できる基準値以下の浄水発生土については、可能な限り再利用できることが望ましく、国が民間事業者に働きかけを行うことが重要である。

よって、放射性物質濃度が基準値以下となっている浄水発生土の適正な再利用の推進について民間事業者に働きかけることを国に対して強く要望する。

(2) 厚生労働省あて

**1. 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等について**

水道事業に対する予算額を十分に確保し、満額交付を継続すること。また、当該年度予算での交付及び交付決定時期の早期化を図ること。

**【水道水源開発等施設整備費関係】**

- (1) 水道水源開発施設整備費において、補助率の大幅な引き上げ及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。また、ダムの大規模改修に対する施設整備費を対象事業とすること。
- (2) 水道施設機能維持整備費において、既存自家発電設備の改良や水道施設の覆蓋化を対象とする等、対象事業の拡充及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (3) 高度浄水施設等整備費において、対象事業の拡充を図ること。また、紫外線設備導入における濁度及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。

**【生活基盤施設耐震化等交付金】**

- (1) 生活基盤施設耐震化等交付金における補助率の大幅な引き上げ及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (2) 高度浄水施設等整備費において、対象事業の拡充を図ること。また、紫外線設備導入における濁度及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (3) 基幹水道構造物の耐震化事業に対する対象事業の拡充及び資本単価要件等の採択基準の撤廃又は緩和、交付率の引き上げを図ること。また、基幹水道構造物の耐震化事業と併せて実施する長寿命化工事（防食塗装等）についても、対象事業とすること。
- (4) 老朽管更新事業及び水道管路緊急改善事業において、採択基準の撤廃又は緩和、交付率の引き上げを図ること。また、老朽管更新事業において、時限措置の撤廃及び布設後20年以上経過した鋼管を対象とすること。
- (5) 広域化事業において、地域の実情を踏まえ、広域化が促進されるよう、資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和するとともに、統合事務所の整備費用を対象とする等、対象事



業の拡大及び交付率の引き上げを図ること。また、事業統合や経営一体化の要件を緩和し、令和16年度までの時限措置を撤廃すること。

- (6) 運営基盤強化等事業において、事業の最終年度に2か年分交付される交付金について、交付期間を1年延伸し、1か年ずつ交付すること。また、対象となる撤去費について、新設する施設数と同数以下という要件を撤廃すること。

(理由)

水道事業者は、安全で安定した水道水の供給を確保するため、水源の開発に取り組むとともに、水道施設の整備拡充、維持管理体制の効率化及び新技術の開発等に鋭意努力している。

一方、安全で良質な水道水の確保、災害時の給水確保等、水道に対する住民のニーズは、従前にも増して一層高度化、多様化してきている。さらに、人口減少に伴う料金収入の減収による収益構造の悪化や水道事業に携わる職員数が減少するなか、改正水道法において、長期的な視点による水道の基盤強化が求められている。

また、水道事業者は、質、量の両面にわたる給水サービスの向上を図り、強靱で持続可能な真に信頼される水道を構築していくために、施設の計画的な更新及び市町村の行政区域を越えた広域化の推進等に取り組まなければならない。

これらの事業の実施には多額の資金が必要となるが、国からの持続的かつ安定的な財政支援が不可欠である。

よって、水道事業の健全経営を確保し、これらの事業の円滑・確実な推進を図るため、水道事業に対する関係予算を十分に確保するとともに、水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等を国に対して強く要望する。

## 2. 水道施設の更新・再構築事業等に対する新たな財政支援制度の確立について

(要望事項)

- (1) 水源・取水施設、浄水施設、導送配水施設等における、水道基幹施設の長寿命化事業、更新再構築事業、並びに廃止施設（既に廃止した施設や災害等により廃止となった施設を含む。）の撤去事業に対する財政支援制度を創設すること。
- (2) 水道事業者の施設を廃止して水道用水供給事業者の施設を増強（バックアップの為の送水施設等を含む。）することにより、施設を再構築する場合の財政支援制度を創設すること。
- (3) 広域化を既に行っている水道事業者が実施する既存施設の更新・耐震化事業を対象とする新たな財政支援制度を創設すること。

(理由)

水道事業者は、これまで安全で安定した水道水の供給を確保するため、水道施設の整備を進めてきたが、建設後相当の年数を経過していることから、その施設の多くが更新・再構築の時期を迎えている。

さらに、新たな水質問題への対応や、自然災害に対する強靱な水道施設の整備、水需要の減少に伴う施設の統廃合等、緊急かつ重要な課題に対応していくことに加え、改正水道法において水道の基盤強化が求められている。

しかしながら、これら様々なニーズへの対応を踏まえた施設の更新・再構築は、莫大な事業

費を要する一方で、その資金を水道事業者が独自で負担することは、経営に及ぼす影響が大きく、健全な事業の実施は極めて困難な状況である。

このような状況のなかで、令和2年度には生活基盤施設耐震化等交付金において、事業の縮小に伴う施設の統合整備を行う水道施設再編推進事業が創設されたが、対象事業は、限定的なものである。

また、地震や水害等の被害により、復旧が困難となり廃止となった水道施設の撤去費用については水道施設再編推進事業や災害復旧事業の対象とされていない。

よって、水道施設の更新・再構築事業等に対する新たな財政支援制度の確立を国に対して強く要望する。

### 3. 水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の制度拡充等について

(要望事項)

- (1) 先端技術を活用したシステム導入等の検討・構想から実施に要する費用について広く補助の対象とすること。
- (2) 水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の採択基準にある「業務の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現」について、その対象事業を明確にすること。

(理由)

水道事業では、水需要の減少に伴う給水収益や職員数の減少に対応するため、これまで官民連携の手法等を活用し、効率的な事業運営を進めてきたところであるが、将来は人口減少に伴い、官民共に技術者の採用が困難になることが想定されることから、IoT/ICT 技術を活用した更なる効率的な事業運営や、水道技術のノウハウの蓄積等が必要となっている。

とりわけ、取水から浄水までの一体的な運用の検討に当たっては、各団体で別々のシステムを一元的に管理するシステムの導入、AI を活用した日々の効率的な水運用計画策定など先端技術を活用した多様な手法、費用対効果の検証が求められる。

よって、水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の制度拡充等を国に対して強く要望する。

### 4. 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用について

(要望事項)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金における上下水道・ダム施設の省 CO<sub>2</sub>改修支援事業について、省エネルギー・再生可能エネルギーにおける個々の施設・設備に係る補助要件を撤廃し、地球温暖化対策実行計画を策定し、事業全体で、温室効果ガス削減に取り組む団体に優先的に補助するなど、弾力的な制度運用が可能となる制度へ見直すこと。

(理由)

水道事業における対策促進施策として「業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB) 化・省 CO<sub>2</sub>促進事業のうち上下水道・ダム施設の省 CO<sub>2</sub>改修支援事業」として、再生可能エネルギー設備や省エネ設備等の導入等に財政支援を行っている。

しかしながら、同支援事業の要件 (削減効果、実施期間など) に該当しないために、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等の補助申請を断念せざるを得ないケースがあり、柔

軟な制度運用とはなっていない。

国が「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現、2030年度には対2013年度比で温室効果ガスの46%削減」を掲げている中、水道事業者は、全国の電力の約1%を消費するエネルギー消費（CO<sub>2</sub>排出）産業の側面を有しており、より一層エネルギー消費削減に向けた省エネ対策等の促進が求められている。

よって、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用を国に対して強く要望する。

## 5. 水道施設の災害対策事業に対する財政支援について

（要望事項）

(1) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた対策事業の更なる加速化・深化を図るためには、地域における影響度などの重要性を採択基準に設定するなど、積極的な財政支援強化の仕組みを構築すること。

(2) 管路のループ化・多重化（バイパス管等）等、災害時におけるバックアップ機能を備えるための事業を補助対象とすること。

（理由）

水道は住民生活や都市活動を支える重要な基盤施設であり、大規模地震等の災害が発生した場合においても、ライフラインとして必要な水を供給することが水道事業者に求められている。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等では水道施設にも甚大な被害が生じ、長期間にわたり住民生活や都市活動に重大な支障を来した。

近年、このような自然災害が頻発かつ激甚化しており、これら災害発生時においても、重要インフラがその機能を維持できるよう、平成30年度から令和2年度の3か年の集中的緊急対策として「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が策定された。また、令和3年度からは、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が策定され、引き続き、重要インフラを担う水道事業としても災害に対し万全に備えるための対策について、加速化・深化を図ることが急務となっているが、採択基準の制約等により、十分に事業が進んでいないことが課題となっている。

このような中、令和5年度において、河川を横断する導水管・送水管の複線化に対する事業が創設されたところであるが、災害対策に要する事業費は、水道事業経営に及ぼす影響も非常に大きく、また、その効果は広く地域の防災機能の強化に寄与するものであることから、災害時におけるバックアップ機能を備えるための事業を補助対象とするなど、水道事業者への持続的かつ安定的な財政支援が必要である。

よって、水道施設の災害対策事業に対する財政支援を国に対して強く要望する。

## 6. 水利権制度の柔軟な運用について

（要望事項）

(1) 水利権の許可に当たり、水道事業者がこれまで投資して取得した水道水源（ダム使用权等）や水道施設を最大限有効に、かつ、安定して利用し続けられるよう、水需要見合いで

画一的に「水利権の減量」がなされないよう配慮すること。

- (2) 水利権の許可に当たり、工事時や緊急時のバックアップを考慮した水量が得られるよう、または複数の取水地点がある場合は、開発水量の範囲内でそれぞれ相互補完が可能となるよう配慮すること。
- (3) 渇水時のみならず、地震等の災害時や大規模な水質事故時等においても、時間を要する水利使用許可の手続きを経ることなく、特例的に水道事業者間の水融通が可能となるよう配慮すること。
- (4) 水道事業者間または他事業者間の水融通は、災害や水質事故時のみならず施設の効率的利用等事業の再構築に有効と考えられることから、柔軟な運用を図ること。
- (5) 広域化の一施策としての施設の共同設置・共同利用、上流取水の促進という観点において、関係機関が連携を図り、水道施設の規模の縮小や統廃合に伴い減量もしくは廃止される水利権の活用が図られるよう支援すること。

(理由)

河川法では、申請者の水需要に見合った水利使用許可を原則としているが、全国的な給水人口の減少傾向等により給水量の減少が予想されるため、今後、水利権も減量されることが懸念される。

しかしながら、許可水利権を得ている水道事業者にとって、水利権は水道事業経営の根幹をなすものであり、既得の水利権水量を安定給水のための施設整備や水運用の前提としている。多くの水道事業者は水利権を確保するため、ダム建設等に多額の費用を投じ、それを最終的には水道使用者の料金から回収しており、水利権は、いわば水道使用者の財産ともいえるものである。

また、水利権は厳格な手続きを踏んで許可されるのが原則であり、河川法に基づく水利権制度では、渇水時の特例を除いて水融通は認められていない。

地震等の災害や大規模な水質事故等の発生時には、社会経済的な損失の大きい減断水を回避するため、河川管理者においても河川法の原則の範囲で配慮がなされているところであるが、緊急時には、特に水道事業者間における水融通が有効な方策と考えられる。

さらに、水道事業の広域連携に関する取組が積極的に行われているが、広域連携の形態が多様化することに関連して、水利権問題も複雑化することが予想され、水利権制度の硬直性が広域連携の推進を妨げることが懸念される。

広域化の一施策としての施設の共同設置・共同利用、上流取水の促進という観点において、施設規模の縮小や統廃合に伴い水利権の減量又は廃止が生じる場合に、他水道事業者が減量等をされる水利権を活用することができれば、水運用の効率化だけでなく、災害・事故時の対応力の向上や、費用や環境負荷の軽減など有効な効果が期待できる。

よって、水利権制度の柔軟な運用を国に対して強く要望する。

## 7. 水源地域における関係機関の連携及び行財政支援について

(要望事項)

- (1) 流域水循環計画として認定された計画に基づき実施する事業については、交付金制度の拡充を図り、交付額及び対象事業の拡大等により、さらなる施策推進に向けた措置を講

じること。

(2) 水源地におけるダムの堆積土砂対策事業について、国庫補助制度を創設する等、財政上必要な措置を講じること。

(理由)

ダムに水源を求めた水道事業者は、多額の建設費用を負担するとともに、ダム完成後も多額の維持管理費を負担している。

一方で、ダム上流域の森林では、所有区分毎に管理者が混在し、総合的な治山・涵養事業の実施が進んでいないことから、土砂流入に歯止めがかからず、ダムにおける堆積土砂の問題は、全国的な課題となっている。

この課題を解決するためには、土砂生産域たる山地・森林の各管理者の連携はもちろんのこと、山地・森林、ダム、河川、海岸に至るまで、流域の水循環を総合的かつ一体的に管理すべく各管理者の連携・協力が必須である。

また、令和2年に策定された「水循環基本計画」を踏まえ、水循環に関する施策を推進するための「流域水循環計画」が策定されているところである。水道事業は、健全な水循環の維持又は回復に深く関わっているため、水利用における自主的な管理、効率的かつ安定的な水源の確保等に努めるとともに環境負荷低減に取り組むことも重要である。

よって、水源地域における関係機関の連携及び行財政支援を国に対して強く要望する。

## 8. 新規の地下水利用専用水道の揚水規制等に係る法整備について

(要望事項)

新規に設置する地下水利用専用水道に対して、地下水の揚水量等を規制する法整備を図ること。

(理由)

昨今、水道事業を取り巻く環境は変わりつつあり、給水人口が伸びている地域においても、節水機器の普及等により、有収水量は給水人口増に見合った増加となっていない。また、経費節減を目的とした、地下水との併用による水道水をバックアップとして使用する手法が近年増加しており、特に大口使用者の地下水利用は、水道事業における経営状況のみならず事業運営全般に多大な影響を及ぼしている。

地下水の併用に伴い、水道水を常時使用しない場合は、滞留により水質が悪化する一方、水道水を使用した場合は流速の急激な変化に伴い、周辺地域に濁り水が発生する恐れがある。

また、水道事業者にとって大口使用者の地下水利用は、給水量の減少に伴う給水収益の減収に繋がり、大口使用者のための過大な水道施設に係る固定費の多くが未回収となり、その減収分が他の水道使用者に転嫁される懸念がある。

よって、地下水の公共利用のあり方の観点から、水道事業の給水区域内における新規の地下水利用専用水道の揚水規制等に係る法整備を国に対して強く要望する。

## 9. 電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等について

(要望事項)

電気料金の高騰による負担軽減を図るための補助制度を創設すること。

(理由)

水道事業及び水道用水供給事業は、導送配水や浄水処理において多くの電力を必要とする事業形態であるため、現在、燃料価格の上昇などにより電気料金が高騰し、事業経費が大幅に増加している。

こうした中、「政府の総合経済対策」に伴う令和4年度第2次補正予算においてエネルギー関連を対象とした「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による支援策が盛り込まれてはいるものの、補助額が十分ではなく、特別高圧の電力が対象となっていない。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化として創設された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の対象に地方公営企業も対象であるとの通知がなされたが、普通地方公共団体への交付となるため、複数の構成団体を有する一部事務組合においては、交付限度額の制約がある中で、各構成団体との協議を要するなど、実質的な活用が難しい状況である。

これまで電力消費の抑制を図るとともに、経費節減に努めてきたが、今回のような電気料金の高騰による電気料金の負担増は、経営努力だけでは到底賄い切れないものであり、このまま電気料金が高水準で推移した場合には、水道料金に転嫁せざるを得ない事態となって、市民生活や地域経済の負担増を招くことに繋がりがかねない。

よって、電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等を国に対して強く要望する。

## 10. 放射性物質濃度が基準値以下となっている浄水発生土の適正な再利用について

(要望事項)

浄水発生土の処分について、原子力発電所からの廃棄物のクリアランスレベル以下であるものに対して、再利用のための受け入れを行うよう民間事業者働きかけること。

(理由)

水道事業においては、浄水発生土の大部分が園芸用土等に再利用されている。しかしながら、平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故後、放射性物質濃度の増加に伴い、事故前に契約していた民間事業者への受け入れができなくなり、事故後に発生した浄水発生土については仮置き保管や最終処分を余儀なくされた。

現在、基準値以下の浄水発生土については、再利用が可能とされているところではあるが、クリアランスレベル以下であるにも関わらず、受け入れを拒絶される事例があり、事故前に行っていた再利用への移行が円滑に進んでいない。安全性が確認できる基準値以下の浄水発生土については、可能な限り再利用できることが望ましく、国が民間事業者働きかけを行うことが重要である。

よって、放射性物質濃度が基準値以下となっている浄水発生土の適正な再利用の推進について民間事業者働きかけることを国に対して強く要望する。

### ◆令和6年度水道関係予算案

#### (1) 水道施設整備関係予算

##### ① 水道施設整備費

これまでの水道施設整備費補助金(公共)は、各種メニューの枠組みをそのまま「水道

施設整備費」とし、引き続き、高度浄水処理施設の整備などを補助する。

② 水道施設整備事業調査費等

水道分野における革新的技術実証事業（A-JUMP）に係る経費を新たに計上した。

③ 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費

令和6年度から水道事業が国交省へ移管されることを契機に、上下水道一体での効率的な事業実施に向け、「上下水道施設再編推進事業」、「上下水道施設耐震化推進事業」、「官民連携等基盤強化推進事業」、「上下水道 DX 推進事業」、「業務継続計画策定事業」、「汚泥資源肥料利用推進事業」を新たな補助事業として支援することとなった。

単位：百万円

区 分	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	対前年度 倍率
<b>水道施設整備費：</b> ・将来にわたり持続可能で強靱かつ安全な水道を実現するため、水道施設の耐災害性強化対策、水道事業の広域化、及び安全で良質な給水を確保するための施設整備等の取組を支援	<b>16,993</b>	<b>17,002</b>	<b>0.99</b>
<b>水道施設整備事業調査費等：</b> ・国が主導した実証事業等により、課題解決のための革新的な技術について、水道事業者への普及を促進する。	<b>143</b>	<b>34</b>	<b>4.21</b>
<b>上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費：</b> ・上下水道一体での効率化・基盤強化の取組を強力に進め、効率的で持続的な上下水道事業を実現する。	<b>3,000</b>	—	皆増
合 計	<b>20,136</b>	<b>17,036</b>	<b>1.18</b>

※四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

(2) 防災・安全交付金

- ・「防災・安全」に関する地方公共団体が行う社会資本整備について、基幹的な事業や関連する社会資本整備、効果を促進する事業等を一体的に支援する経費として計上するもの。
- ・従前の生活基盤施設耐震化等交付金の大部分が防災・安全交付金に移行。

(新規事項)

① 取水施設の耐災害性強化

土砂災害警戒区域において土砂災害等により流出するリスクが高い取水施設に対して、土砂災害防止のための施設整備などに対する新たな補助メニューを創設。

② 管路施設の強靱化（簡易水道事業）

災害時の重要拠点として位置付けられている施設に配水する管路の耐震化に対する補助について、簡易水道事業についても補助を行うために制度を拡充。

<令和5年度補正予算>

令和5年度補正予算では、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく水道施設の耐災害性強化等を着実に推進するための予算を厚生労働省で計上した。

1) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 177億円

- ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、地方公共団体が実施する浄水場等の停電対策・土砂対策・浸水対策等の耐災害性強化対策及び上水道管路

(基幹管路)の耐震化対策を図るための施設整備等に必要な経費について、財政支援を行う。

## 2) 安心・安全な水道の整備 194億円

・水道施設の基幹改良や緊急時用連絡管の整備等、安心・安全な水道サービスの実現のための施設整備等に必要な経費について、財政支援を行う。

### (3) 総務省あて

#### 1. 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用について

(要望事項)

地方公営企業における脱炭素化推進事業にかかる地方財政措置について、地球温暖化対策実行計画に基づき、取り組みを推進している一部事務組合についても、確実に地方財政措置が受けられるよう地方交付税措置率の拡充又は一部事務組合に直接交付する制度を創設すること。

(理由)

地方公営企業における脱炭素化推進事業にかかる地方財政措置について、地方公共団体を対象としているため、一部事務組合では支援が受けられない状況となっている。

国が「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現、2030年度には対2013年度比で温室効果ガスの46%削減」を掲げている中、水道事業者は、全国の電力の約1%を消費するエネルギー消費(CO<sub>2</sub>排出)産業の側面を有しており、より一層エネルギー消費削減に向けた省エネ対策等の促進が求められている。

よって、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用を国に対して強く要望する。

#### 2. 地方公営企業繰出制度の義務化及び拡充等について

(要望事項)

(1) 地方公営企業繰出金通知に掲げられた事業等に対する一般会計からの繰出しが確実に実施されるよう地方交付税措置率の拡充や繰出の義務化を図ること又は一部事務組合に対し、直接的な財政措置により支援をおこなう制度を創設すること。

(2) 令和5年度までの時限措置となっている管路耐震化事業に係る地方財政措置を確実に延長するとともに、水道用水供給事業者を対象に加えるなど、制度の拡充を図ること。

(理由)

水道事業は施設の老朽化対策、東日本大震災を踏まえた危機管理対策等の喫緊の課題に加え、順次耐用年数を迎える水道管路等の更新を控え、整備需要は増大傾向にある。一方で、これらの財源となる料金収入は、人口減少社会の到来等による給水量の減少に伴う減収が見込まれており、厳しい経営環境にある。

さらに、安全で良質な水道水の安定供給を確保するため、施設の建設・改良や震災対策事業の推進等には多額の資金を必要とし、この財源の多くを起債に依存せざるを得ないことから、その元利償還金は水道財政を圧迫しており、水道事業の健全な経営に大きな影響を及ぼしている。



こうした中、地方公営企業繰出制度については、地方公営企業法に定める経営に関する基本原則を堅持しながらも、地方公営企業の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画に計上されており、総務省でも、毎年、繰出しの基本的な考え方を示し、地方公営企業の実態に即しながら運営するよう要請している。

しかしながら、一般会計に対して、繰出基準でメニュー化された事業に対する繰出金の拠出を求めても、一般会計の財政状況が厳しいことを理由に見送られている実情がある。

よって、水道事業の健全な経営を確保し、水道料金の高騰を抑制するため、地方公営企業繰出制度の義務化及び拡充等を国に対して強く要望する。

### 3. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活について

(要望事項)

(1) 公的資金補償金免除繰上償還制度を復活すること。

なお、制度復活に際して、次の要件を満たすものとする。

- ① 許可要件となっている資本費、将来負担比率等を緩和すること。
- ② 対象となる公営企業債の範囲を拡大し、年利率5%未満の企業債についても対象とすること。
- ③ 繰上償還を行った財政融資資金の対象となっている事業に対する財政融資資金における新規貸付停止の要件を撤廃すること。
- ④ 財政健全化・公営企業経営健全化へ向けた計画策定及び実施の要件を撤廃するとともに、申請手続きの簡素化を図ること。

(2) 公営企業借換債制度を復活すること。

(理由)

水道事業者は、起債を主な財源として水道施設の整備拡充を行ってきたため、その元利償還金が水道事業にとって大きな負担となっている。特に、過去に借り入れた高金利既往債が、この負担を一層大きくしている。

こうした状況の中、繰上償還については、政府資金は平成19年度から3年間、旧公営企業金融公庫資金は平成19年度から2年間、一定の経営改革を実施する地方公営企業を対象に補償金を免除する特例措置が講じられた。さらに、平成22年度から平成24年度までの3年間についても制度の継続がなされ、財政上の負担軽減につながる非常に有用な制度であった。

なお、平成25年度に限り、東日本大震災の特定被災地方公共団体を対象に補償金免除繰上償還及び借換債発行ができることとされたが、対象となる資金は年利率4%以上の旧公営企業金融公庫資金のみと限定的なものであった。

また、平成30年度からは、令和3年度までの時限措置として、上下水道事業について公共施設等運営権の設定に係る実施方針条例の制定等、一定の要件を満たした地方公共団体に限り、補償金免除繰上償還が制度化されているが、これも限定的なものである。

よって、水道事業の健全な経営を確保し、水道料金の高騰を抑制するため、公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活を国に対して強く要望する。

### 4. 電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等について

(要望事項)

水道事業の電気料金高騰に対する地方交付税措置を設定するとともに地方公営企業繰出金に係る繰出基準に追加すること。

(理由)

水道事業及び水道用水供給事業は、導送配水や浄水処理において多くの電力を必要とする事業形態であるため、現在、燃料価格の上昇などにより電気料金が高騰し、事業経費が大幅に増加している。

こうした中、「政府の総合経済対策」に伴う令和4年度第2次補正予算においてエネルギー関連を対象とした「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による支援策が盛り込まれてはいるものの、補助額が十分ではなく、特別高圧の電力が対象となっていない。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化として創設された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の対象に地方公営企業も対象であるとの通知がなされたが、普通地方公共団体への交付となるため、複数の構成団体を有する一部事務組合においては、交付限度額の制約がある中で、各構成団体との協議を要するなど、実質的な活用が難しい状況である。

これまで電力消費の抑制を図るとともに、経費節減に努めてきたが、今回のような電気料金の高騰による電気料金の負担増は、経営努力だけでは到底賄い切れないものであり、このまま電気料金が高水準で推移した場合には、水道料金に転嫁せざるを得ない事態となって、市民生活や地域経済の負担増を招くことに繋がりがかねない。

よって、電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等を国に対して強く要望する。

◆令和6年度地方債計画

令和6年度地方債計画については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び脱炭素化並びに地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定している。

水道事業債については、通常収支分と東日本大震災分の合計として、6,360億円（対前年度比5.3%増）が計上された。

◆地方財政措置の拡充等

(1) 水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の延長について

延長を重ねる中で、これまで耐震化事業に取り組んできた団体は、過去の平均事業費（通常事業費）が上昇し上積事業費が生じづらくなることから、上積事業費について、算出の基礎として管路更新率を用いることとした上で、「全国平均管路更新率」又は「当該団体の実績管路更新率」のいずれか低い方により算出する方法に変更し、5年間延長する。

なお、供給単価が全国平均未満の団体については、比較的経営基盤が安定していることから、実績管路更新率により算出する方法とする。

### 【対象事業者】

・前年度末時点で経営戦略を策定している末端給水事業者（令和8年度以降は、前年度末時点で「改定」している事業に限る）

### 【対象経費】

・対象事業者が実施する水道管路（国庫補助の対象となる管種に限る。）の耐震化に要する経費

### 【地方財政措置】

・対象経費に、当該団体の管路更新率が、基準更新率※を上回る割合を乗じて算出した上積事業費の1/4（一般対策分）、又は1/2（特別対策分）を限度として、一般会計からの出資の対象とする。

※全国平均管路更新率（R2～4年度の平均）又は当該団体の実績管路更新率（R2～4年度の平均）のいずれか低い方

※供給単価が全国平均未満の団体は、実績管路更新率を基準更新率とする

### <特別対策分の対象団体要件>

供給単価が全国平均以上であり、次の要件①又は②を満たす団体

①経営条件が厳しいこと：有収水量1m<sup>3</sup>当たり資本費が全国平均の2倍以上

②管路更新負担が大きいこと：有収水量1m<sup>3</sup>当たり資本費が全国平均の1.5倍以上かつ有収水量1m<sup>3</sup>当たり管路延長が平均の2倍以上

・当該一般会計出資のための起債の元利償還金について、普通交付税による措置（1/2）を講ずる。

## （2）公営企業の脱炭素化の推進

G X実現に向けた基本方針（令和4年12月22日G X実行会議決定）において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、公営企業の脱炭素化の取組に対して、以下のとおり地方財政措置を講じる。

### ①対象事業

地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業

- ・太陽光発電、公共施設等のZ E B化（新築・改築も対象）：交付税措置率50%
- ・省エネ改修、L E D照明の導入：財政力に応じて交付税措置率30～50%
- ・公用車における電動車等の導入（E V、F C V、P H E V）：交付税措置率30%

※売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外

### ②事業期間

令和5年度～令和7年度

### ③地方財政措置

- ・地方負担額の1/2に「公営企業債（脱炭素化推進事業）」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金に各対象事業の交付税措置率のとおりに普通交付税措置（残余（地方負担額の1/2）については、通常の公営企業債を充当）
- ・公営企業の脱炭素化の取組については、引き続き地方財政措置を講ずることとしている

が、令和6年度においては、一般会計債である脱炭素化推進事業債について、地方公営企業等が行う地域内消費を主目的とする再生可能エネルギーの導入に対する補助を新たに対象に追加することとしている。

(4) 国土交通省あて

**1. 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等について**

(要望事項)

水道事業に対する予算額を十分に確保し、満額交付を継続すること。また、当該年度予算での交付及び交付決定時期の早期化を図ること。

**【水道水源開発等施設整備費関係】**

- (1) 水道水源開発施設整備費において、補助率の大幅な引き上げ及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。また、ダムの大規模改修に対する施設整備費を対象事業とすること。
- (2) 水道施設機能維持整備費において、既存自家発電設備の改良や水道施設の覆蓋化を対象とする等、対象事業の拡充及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (3) 高度浄水施設等整備費において、対象事業の拡充を図ること。また、紫外線設備導入における濁度及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。

**【生活基盤施設耐震化等交付金】**

- (1) 生活基盤施設耐震化等交付金における補助率の大幅な引き上げ及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (2) 高度浄水施設等整備費において、対象事業の拡充を図ること。また、紫外線設備導入における濁度及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (3) 基幹水道構造物の耐震化事業に対する対象事業の拡充及び資本単価要件等の採択基準の撤廃又は緩和、交付率の引き上げを図ること。また、基幹水道構造物の耐震化事業と併せて実施する長寿命化工事（防食塗装等）についても、対象事業とすること。
- (4) 老朽管更新事業及び水道管路緊急改善事業において、採択基準の撤廃又は緩和、交付率の引き上げを図ること。また、老朽管更新事業において、時限措置の撤廃及び布設後20年以上経過した鋼管を対象とすること。
- (5) 広域化事業において、地域の実情を踏まえ、広域化が促進されるよう、資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和するとともに、統合事務所の整備費用を対象とする等、対象事業の拡大及び交付率の引き上げを図ること。また、事業統合や経営一体化の要件を緩和し、令和16年度までの時限措置を撤廃すること。
- (6) 運営基盤強化等事業において、事業の最終年度に2か年分交付される交付金について、交付期間を1年延伸し、1か年ずつ交付すること。また、対象となる撤去費について、新設する施設数と同数以下という要件を撤廃すること。

(理由)

水道事業者は、安全で安定した水道水の供給を確保するため、水源の開発に取り組むとともに、水道施設の整備拡充、維持管理体制の効率化及び新技術の開発等に鋭意努力している。

一方、安全で良質な水道水の確保、災害時の給水確保等、水道に対する住民のニーズは、従前にも増して一層高度化、多様化してきている。さらに、人口減少に伴う料金収入の減収による収益構造の悪化や水道事業に携わる職員数が減少するなか、改正水道法において、長期的な視点による水道の基盤強化が求められている。

また、水道事業者は、質、量の両面にわたる給水サービスの向上を図り、強靱で持続可能な真に信頼される水道を構築していくために、施設の計画的な更新及び市町村の行政区域を越えた広域化の推進等に取り組まなければならない。

これらの事業の実施には多額の資金が必要となるが、国からの持続的かつ安定的な財政支援が不可欠である。

よって、水道事業の健全経営を確保し、これらの事業の円滑・確実な推進を図るため、水道事業に対する関係予算を十分に確保するとともに、水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等を国に対して強く要望する。

## 2. 水道施設の更新・再構築事業等に対する新たな財政支援制度の確立について

(要望事項)

- (1) 水源・取水施設、浄水施設、導送配水施設等における、水道基幹施設の長寿命化事業、更新再構築事業、並びに廃止施設（既に廃止した施設や災害等により廃止となった施設を含む。）の撤去事業に対する財政支援制度を創設すること。
- (2) 水道事業者の施設を廃止して水道用水供給事業者の施設を増強（バックアップの為に送水施設等を含む。）することにより、施設を再構築する場合の財政支援制度を創設すること。
- (3) 広域化を既に行っている水道事業者が実施する既存施設の更新・耐震化事業を対象とする新たな財政支援制度を創設すること。

(理由)

水道事業者は、これまで安全で安定した水道水の供給を確保するため、水道施設の整備を進めてきたが、建設後相当の年数を経過していることから、その施設の多くが更新・再構築の時期を迎えている。

さらに、新たな水質問題への対応や、自然災害に対する強靱な水道施設の整備、水需要の減少に伴う施設の統廃合等、緊急かつ重要な課題に対応していくことに加え、改正水道法において水道の基盤強化が求められている。

しかしながら、これら様々なニーズへの対応を踏まえた施設の更新・再構築は、莫大な事業費を要する一方で、その資金を水道事業者が独自で負担することは、経営に及ぼす影響が大きく、健全な事業の実施は極めて困難な状況である。

このような状況のなかで、令和2年度には生活基盤施設耐震化等交付金において、事業の縮小に伴う施設の統合整備を行う水道施設再編推進事業が創設されたが、対象事業は、限定的なものである。

また、地震や水害等の被害により、復旧が困難となり廃止となった水道施設の撤去費用については水道施設再編推進事業や災害復旧事業の対象とされていない。

よって、水道施設の更新・再構築事業等に対する新たな財政支援制度の確立を国に対して強

く要望する。

### 3. 水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の制度拡充等について

(要望事項)

- (1) 先端技術を活用したシステム導入等の検討・構想から実施に要する費用について広く補助の対象とすること。
- (2) 水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の採択基準にある「業務の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現」について、その対象事業を明確にすること。

(理由)

水道事業では、水需要の減少に伴う給水収益や職員数の減少に対応するため、これまで官民連携の手法等を活用し、効率的な事業運営を進めてきたところであるが、将来は人口減少に伴い、官民共に技術者の採用が困難になることが想定されることから、IoT/ICT 技術を活用した更なる効率的な事業運営や、水道技術のノウハウの蓄積等が必要となっている。

とりわけ、取水から浄水までの一体的な運用の検討に当たっては、各団体で別々のシステムを一元的に管理するシステムの導入、AI を活用した日々の効率的な水運用計画策定など先端技術を活用した多様な手法、費用対効果の検証が求められる。

よって、水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の制度拡充等を国に対して強く要望する。

### 4. 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用について

(要望事項)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金における上下水道・ダム施設の省 CO<sub>2</sub>改修支援事業について、省エネルギー・再生可能エネルギーにおける個々の施設・設備に係る補助要件を撤廃し、地球温暖化対策実行計画を策定し、事業全体で、温室効果ガス削減に取り組む団体に優先的に補助するなど、弾力的な制度運用が可能となる制度へ見直すこと。

(理由)

環境省では、水道事業における対策促進施策として「業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB) 化・省 CO<sub>2</sub>促進事業のうち上下水道・ダム施設の省 CO<sub>2</sub>改修支援事業」として、再生可能エネルギー設備や省エネ設備等の導入等に財政支援を行っている。

しかしながら、同支援事業の要件 (削減効果、実施期間など) に該当しないために、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等の補助申請を断念せざるを得ないケースがあり、柔軟な制度運用とはなっていない。

国が「2050 年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現、2030 年度には対 2013 年度比で温室効果ガスの 46%削減」を掲げている中、水道事業者は、全国の電力の約 1%を消費するエネルギー消費 (CO<sub>2</sub>排出) 産業の側面を有しており、より一層エネルギー消費削減に向けた省エネ対策等の促進が求められている。

よって、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用を国に対して強く要望する。

## 5. 水道施設の災害対策事業に対する財政支援について

(要望事項)

- (1) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた対策事業の更なる加速化・深化を図るためには、地域における影響度などの重要性を採択基準に設定するなど、積極的な財政支援強化の仕組みを構築すること。
- (2) 管路のループ化・多重化(バイパス管等)等、災害時におけるバックアップ機能を備えるための事業を補助対象とすること。

(理由)

水道は住民生活や都市活動を支える重要な基盤施設であり、大規模地震等の災害が発生した場合においても、ライフラインとして必要な水を供給することが水道事業者に求められている。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等では水道施設にも甚大な被害が生じ、長期間にわたり住民生活や都市活動に重大な支障を来した。

近年、このような自然災害が頻発かつ激甚化しており、これら災害発生時においても、重要インフラがその機能を維持できるよう、平成30年度から令和2年度の3か年の集中的緊急対策として「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が策定された。また、令和3年度からは、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が策定され、引き続き、重要インフラを担う水道事業としても災害に対し万全に備えるための対策について、加速化・深化を図ることが急務となっているが、採択基準の制約等により、十分に事業が進んでいないことが課題となっている。

このような中、令和5年度において、河川を横断する導水管・送水管の複線化に対する事業が創設されたところであるが、災害対策に要する事業費は、水道事業経営に及ぼす影響も非常に大きく、また、その効果は広く地域の防災機能の強化に寄与するものであることから、災害時におけるバックアップ機能を備えるための事業を補助対象とするなど、水道事業者への持続的かつ安定的な財政支援が必要である。

よって、水道施設の災害対策事業に対する財政支援を国に対して強く要望する。

## 6. 水利権制度の柔軟な運用について

(要望事項)

- (1) 水利権の許可に当たり、水道事業者がこれまで投資して取得した水道水源(ダム使用权等)や水道施設を最大限有効に、かつ、安定して利用し続けられるよう、水需要見合いで画一的に「水利権の減量」がなされないよう配慮すること。
- (2) 水利権の許可に当たり、工事時や緊急時のバックアップを考慮した水量が得られるよう、または複数の取水地点がある場合は、開発水量の範囲内でそれぞれ相互補完が可能となるよう配慮すること。
- (3) 渇水時のみならず、地震等の災害時や大規模な水質事故時等においても、時間を要する水利使用許可の手続きを経ることなく、特例的に水道事業者間の水融通が可能となるよう配慮すること。
- (4) 水道事業者間または他事業者間の水融通は、災害や水質事故時のみならず施設の効率

的利用等事業の再構築に有効と考えられることから、柔軟な運用を図ること。

- (5) 広域化の一施策としての施設の共同設置・共同利用、上流取水の促進という観点において、関係機関が連携を図り、水道施設の規模の縮小や統廃合に伴い減量もしくは廃止される水利権の活用が図られるよう支援すること。

(理由)

河川法では、申請者の水需要に見合った水利使用許可を原則としているが、全国的な給水人口の減少傾向等により給水量の減少が予想されるため、今後、水利権も減量されることが懸念される。

しかしながら、許可水利権を得ている水道事業者にとって、水利権は水道事業経営の根幹をなすものであり、既得の水利権水量を安定給水のための施設整備や水運用の前提としている。多くの水道事業者は水利権を確保するため、ダム建設等に多額の費用を投じ、それを最終的には水道使用者の料金から回収しており、水利権は、いわば水道使用者の財産ともいえるものである。

また、水利権は厳格な手続きを踏んで許可されるのが原則であり、河川法に基づく水利権制度では、渇水時の特例を除いて水融通は認められていない。

地震等の災害や大規模な水質事故等の発生時には、社会経済的な損失の大きい減断水を回避するため、河川管理者においても河川法の原則の範囲で配慮がなされているところであるが、緊急時においては、特に水道事業者間における水融通が有効な方策と考えられる。

さらに、水道事業の広域連携に関する取組が積極的に行われているが、広域連携の形態が多様化することに関連して、水利権問題も複雑化することが予想され、水利権制度の硬直性が広域連携の推進を妨げることが懸念される。

広域化の一施策としての施設の共同設置・共同利用、上流取水の促進という観点において、施設規模の縮小や統廃合に伴い水利権の減量又は廃止が生じる場合に、他水道事業者が減量等をされる水利権を活用することができれば、水運用の効率化だけでなく、災害・事故時の対応力の向上や、費用や環境負荷の軽減など有効な効果が期待できる。

よって、水利権制度の柔軟な運用を国に対して強く要望する。

## 7. 水源地域における関係機関の連携及び行財政支援について

(要望事項)

- (1) 流域水循環計画として認定された計画に基づき実施する事業については、交付金制度の拡充を図り、交付額及び対象事業の拡大等により、さらなる施策推進に向けた措置を講じること。
- (2) 水源地におけるダムの堆積土砂対策事業について、国庫補助制度を創設する等、財政上必要な措置を講じること。

(理由)

ダムに水源を求めた水道事業者は、多額の建設費用を負担するとともに、ダム完成後も多額の維持管理費を負担している。

一方で、ダム上流域の森林では、所有区分毎に管理者が混在し、総合的な治山・涵養事業の実施が進んでいないことから、土砂流入に歯止めがかからず、ダムにおける堆積土砂の問題



は、全国的な課題となっている。

この課題を解決するためには、土砂生産域たる山地・森林の各管理者の連携はもちろんのこと、山地・森林、ダム、河川、海岸に至るまで、流域の水循環を総合的かつ一体的に管理すべく各管理者の連携・協力が必須である。

また、令和2年に策定された「水循環基本計画」を踏まえ、水循環に関する施策を推進するための「流域水循環計画」が策定されているところである。水道事業は、健全な水循環の維持又は回復に深く関わっているため、水利用における自主的な管理、効率的かつ安定的な水源の確保等に努めるとともに環境負荷低減に取り組むことも重要である。

よって、水源地域における関係機関の連携及び行財政支援を国に対して強く要望する。

## 8. 新規の地下水利用専用水道の揚水規制等に係る法整備について

(要望事項)

新規に設置する地下水利用専用水道に対して、地下水の揚水量等を規制する法整備を図ること。

(理由)

昨今、水道事業を取り巻く環境は変わりつつあり、給水人口が伸びている地域においても、節水機器の普及等により、有収水量は給水人口増に見合った増加となっていない。また、経費節減を目的とした、地下水との併用による水道水をバックアップとして使用する手法が近年増加しており、特に大口使用者の地下水利用は、水道事業における経営状況のみならず事業運営全般に多大な影響を及ぼしている。

地下水の併用に伴い、水道水を常時使用しない場合は、滞留により水質が悪化する一方、水道水を使用した場合は流速の急激な変化に伴い、周辺地域に濁り水が発生する恐れがある。

また、水道事業者にとって大口使用者の地下水利用は、給水量の減少に伴う給水収益の減収に繋がり、大口使用者のための過大な水道施設に係る固定費の多くが未回収となり、その減収分が他の水道使用者に転嫁される懸念がある。

よって、地下水の公共利用のあり方の観点から、水道事業の給水区域内における新規の地下水利用専用水道の揚水規制等に係る法整備を国に対して強く要望する。

## 9. 電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等について

(要望事項)

電気料金の高騰による負担軽減を図るための補助制度を創設すること。

(理由)

水道事業及び水道用水供給事業は、導送配水や浄水処理において多くの電力を必要とする事業形態であるため、現在、燃料価格の上昇などにより電気料金が高騰し、事業経費が大幅に増加している。

こうした中、「政府の総合経済対策」に伴う令和4年度第2次補正予算においてエネルギー関連を対象とした「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による支援策が盛り込まれてはいるものの、補助額が十分ではなく、特別高圧の電力が対象となっていない。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化として創設された

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の対象に地方公営企業も対象であるとの通知がなされたが、普通地方公共団体への交付となるため、複数の構成団体を有する一部事務組合においては、交付限度額の制約がある中で、各構成団体との協議を要するなど、実質的な活用が難しい状況である。

これまで電力消費の抑制を図るとともに、経費節減に努めてきたが、今回のような電気料金の高騰による電気料金の負担増は、経営努力だけでは到底賄い切れないものであり、このまま電気料金が高水準で推移した場合には、水道料金に転嫁せざるを得ない事態となって、市民生活や地域経済の負担増を招くことに繋がりがねない。

よって、電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等を国に対して強く要望する。

#### (5) 経済産業省あて

##### 1. 電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等について

(要望事項)

令和5年9月で終了予定の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による電気料金を対象とする支援策を継続・拡充すること。また、特別高圧受電も含めた全ての電力需給契約を対象とした継続的な支援制度とすること。

(理由)

水道事業及び水道用水供給事業は、導送配水や浄水処理において多くの電力を必要とする事業形態であるため、現在、燃料価格の上昇などにより電気料金が高騰し、事業経費が大幅に増加している。

こうした中、「政府の総合経済対策」に伴う令和4年度第2次補正予算においてエネルギー関連を対象とした「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による支援策が盛り込まれてはいるものの、補助額が十分ではなく、特別高圧の電力が対象となっていない。

これまで電力消費の抑制を図るとともに、経費節減に努めてきたが、今回のような電気料金の高騰による電気料金の負担増は、経営努力だけでは到底賄い切れないものであり、このまま電気料金が高水準で推移した場合には、水道料金に転嫁せざるを得ない事態となって、市民生活や地域経済の負担増を招くことに繋がりがねない。

よって、電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等を国に対して強く要望する。

#### (6) 環境省あて

##### 1. 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等について

(要望事項)

水道事業に対する予算額を十分に確保し、満額交付を継続すること。また、当該年度予算での交付及び交付決定時期の早期化を図ること。

###### 【水道水源開発等施設整備費関係】

(1) 水道水源開発施設整備費において、補助率の大幅な引き上げ及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。また、ダムの大規模改修に対する施設整備費を対象事業とすること。

- (2) 水道施設機能維持整備費において、既存自家発電設備の改良や水道施設の覆蓋化を対象とする等、対象事業の拡充及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (3) 高度浄水施設等整備費において、対象事業の拡充を図ること。また、紫外線設備導入における濁度及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。

**【生活基盤施設耐震化等交付金】**

- (1) 生活基盤施設耐震化等交付金における補助率の大幅な引き上げ及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (2) 高度浄水施設等整備費において、対象事業の拡充を図ること。また、紫外線設備導入における濁度及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (3) 基幹水道構造物の耐震化事業に対する対象事業の拡充及び資本単価要件等の採択基準の撤廃又は緩和、交付率の引き上げを図ること。また、基幹水道構造物の耐震化事業と併せて実施する長寿命化工事（防食塗装等）についても、対象事業とすること。
- (4) 老朽管更新事業及び水道管路緊急改善事業において、採択基準の撤廃又は緩和、交付率の引き上げを図ること。また、老朽管更新事業において、時限措置の撤廃及び布設後 20 年以上経過した鋼管を対象とすること。
- (5) 広域化事業において、地域の実情を踏まえ、広域化が促進されるよう、資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和するとともに、統合事務所の整備費用を対象とする等、対象事業の拡大及び交付率の引き上げを図ること。また、事業統合や経営一体化の要件を緩和し、令和 16 年度までの時限措置を撤廃すること。
- (6) 運営基盤強化等事業において、事業の最終年度に 2 か年分交付される交付金について、交付期間を 1 年延伸し、1 か年ずつ交付すること。また、対象となる撤去費について、新設する施設数と同数以下という要件を撤廃すること。

( 理 由 )

水道事業者は、安全で安定した水道水の供給を確保するため、水源の開発に取り組むとともに、水道施設の整備拡充、維持管理体制の効率化及び新技術の開発等に鋭意努力している。

一方、安全で良質な水道水の確保、災害時の給水確保等、水道に対する住民のニーズは、従前にも増して一層高度化、多様化してきている。さらに、人口減少に伴う料金収入の減収による収益構造の悪化や水道事業に携わる職員数が減少するなか、改正水道法において、長期的な視点による水道の基盤強化が求められている。

また、水道事業者は、質、量の両面にわたる給水サービスの向上を図り、強靱で持続可能な真に信頼される水道を構築していくために、施設の計画的な更新及び市町村の行政区域を越えた広域化の推進等に取り組まなければならない。

これらの事業の実施には多額の資金が必要となるが、国からの持続的かつ安定的な財政支援が不可欠である。

よって、水道事業の健全経営を確保し、これらの事業の円滑・確実な推進を図るため、水道事業に対する関係予算を十分に確保するとともに、水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等を国に対して強く要望する。

## 2. 水道施設の更新・再構築事業等に対する新たな財政支援制度の確立について

(要望事項)

- (1) 水源・取水施設、浄水施設、導送配水施設等における、水道基幹施設の長寿命化事業、更新再構築事業、並びに廃止施設（既に廃止した施設や災害等により廃止となった施設を含む。）の撤去事業に対する財政支援制度を創設すること。
- (2) 水道事業者の施設を廃止して水道用水供給事業者の施設を増強（バックアップの為に送水施設等を含む。）することにより、施設を再構築する場合の財政支援制度を創設すること。
- (3) 広域化を既に行っている水道事業者が実施する既存施設の更新・耐震化事業を対象とする新たな財政支援制度を創設すること。

(理由)

水道事業者は、これまで安全で安定した水道水の供給を確保するため、水道施設の整備を進めてきたが、建設後相当の年数を経過していることから、その施設の多くが更新・再構築の時期を迎えている。

さらに、新たな水質問題への対応や、自然災害に対する強靱な水道施設の整備、水需要の減少に伴う施設の統廃合等、緊急かつ重要な課題に対応していくことに加え、改正水道法において水道の基盤強化が求められている。

しかしながら、これら様々なニーズへの対応を踏まえた施設の更新・再構築は、莫大な事業費を要する一方で、その資金を水道事業者が独自で負担することは、経営に及ぼす影響が大きく、健全な事業の実施は極めて困難な状況である。

このような状況のなかで、令和2年度には生活基盤施設耐震化等交付金において、事業の縮小に伴う施設の統合整備を行う水道施設再編推進事業が創設されたが、対象事業は、限定的なものである。

また、地震や水害等の被害により、復旧が困難となり廃止となった水道施設の撤去費用については水道施設再編推進事業や災害復旧事業の対象とされていない。

よって、水道施設の更新・再構築事業等に対する新たな財政支援制度の確立を国に対して強く要望する。

## 3. 水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業の制度拡充等について

(要望事項)

- (1) 先端技術を活用したシステム導入等の検討・構想から実施に要する費用について広く補助の対象とすること。
- (2) 水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業の採択基準にある「業務の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現」について、その対象事業を明確にすること。

(理由)

水道事業では、水需要の減少に伴う給水収益や職員数の減少に対応するため、これまで官民連携の手法等を活用し、効率的な事業運営を進めてきたところであるが、将来は人口減少に伴い、官民共に技術者の採用が困難になることが想定されることから、IoT/ICT 技術を活用した更なる効率的な事業運営や、水道技術のノウハウの蓄積等が必要となっている。

とりわけ、取水から浄水までの一体的な運用の検討に当たっては、各団体で別々のシステムを一元的に管理するシステムの導入、AI を活用した日々の効率的な水運用計画策定など先端技術を活用した多様な手法、費用対効果の検証が求められる。

よって、水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の制度拡充等を国に対して強く要望する。

#### 4. 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用について (要望事項)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金における上下水道・ダム施設の省 CO<sub>2</sub>改修支援事業について、省エネルギー・再生可能エネルギーにおける個々の施設・設備に係る補助要件を撤廃し、地球温暖化対策実行計画を策定し、事業全体で、温室効果ガス削減に取り組む団体に優先的に補助するなど、弾力的な制度運用が可能となる制度へ見直すこと。

##### (理由)

環境省では、水道事業における対策促進施策として「業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB) 化・省 CO<sub>2</sub>促進事業のうち上下水道・ダム施設の省 CO<sub>2</sub>改修支援事業」として、再生可能エネルギー設備や省エネ設備等の導入等に財政支援を行っている。

しかしながら、同支援事業の要件 (削減効果、実施期間など) に該当しないために、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等の補助申請を断念せざるを得ないケースがあり、柔軟な制度運用とはなっていない。

国が「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現、2030年度には対2013年度比で温室効果ガスの46%削減」を掲げている中、水道事業者は、全国の電力の約1%を消費するエネルギー消費 (CO<sub>2</sub>排出) 産業の側面を有しており、より一層エネルギー消費削減に向けた省エネ対策等の促進が求められている。

よって、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用を国に対して強く要望する。

#### 5. 水道施設の災害対策事業に対する財政支援について (要望事項)

- (1) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた対策事業の更なる加速化・深化を図るためには、地域における影響度などの重要性を採択基準に設定するなど、積極的な財政支援強化の仕組みを構築すること。
- (2) 管路のループ化・多重化 (バイパス管等) 等、災害時におけるバックアップ機能を備えるための事業を補助対象とすること。

##### (理由)

水道は住民生活や都市活動を支える重要な基盤施設であり、大規模地震等の災害が発生した場合においても、ライフラインとして必要な水を供給することが水道事業者に求められている。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等では水道施設にも甚大な被害が生じ、長期間にわたり住民生活や都市活動に重大な支障を来した。

近年、このような自然災害が頻発かつ激甚化しており、これら災害発生時においても、重要インフラがその機能を維持できるよう、平成30年度から令和2年度の3か年の集中的緊急対策として「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が策定された。また、令和3年度からは、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が策定され、引き続き、重要インフラを担う水道事業としても災害に対し万全に備えるための対策について、加速化・深化を図ることが急務となっているが、採択基準の制約等により、十分に事業が進んでいないことが課題となっている。

このような中、令和5年度において、河川を横断する導水管・送水管の複線化に対する事業が創設されたところであるが、災害対策に要する事業費は、水道事業経営に及ぼす影響も非常に大きく、また、その効果は広く地域の防災機能の強化に寄与するものであることから、災害時におけるバックアップ機能を備えるための事業を補助対象とするなど、水道事業者への持続的かつ安定的な財政支援が必要である。

よって、水道施設の災害対策事業に対する財政支援を国に対して強く要望する。

## 6. 水源地域における関係機関の連携及び行財政支援について

(要望事項)

- (1) 流域水循環計画として認定された計画に基づき実施する事業については、交付金制度の拡充を図り、交付額及び対象事業の拡大等により、さらなる施策推進に向けた措置を講じること。
- (2) 水源地におけるダムの堆積土砂対策事業について、国庫補助制度を創設する等、財政上必要な措置を講じること。

(理由)

ダムに水源を求めた水道事業者は、多額の建設費用を負担するとともに、ダム完成後も多額の維持管理費を負担している。

一方で、ダム上流域の森林では、所有区分毎に管理者が混在し、総合的な治山・涵養事業の実施が進んでいないことから、土砂流入に歯止めがかからず、ダムにおける堆積土砂の問題は、全国的な課題となっている。

この課題を解決するためには、土砂生産域たる山地・森林の各管理者の連携はもちろんのこと、山地・森林、ダム、河川、海岸に至るまで、流域の水循環を総合的かつ一体的に管理すべく各管理者の連携・協力が必須である。

また、令和2年に策定された「水循環基本計画」を踏まえ、水循環に関する施策を推進するための「流域水循環計画」が策定されているところである。水道事業は、健全な水循環の維持又は回復に深く関わっているため、水利用における自主的な管理、効率的かつ安定的な水源の確保等に努めるとともに環境負荷低減に取り組むことも重要である。

よって、水源地域における関係機関の連携及び行財政支援を国に対して強く要望する。

## 7. 新規の地下水利用専用水道の揚水規制等に係る法整備について

(要望事項)

新規に設置する地下水利用専用水道に対して、地下水の揚水量等を規制する法整備を図る

こと。

(理由)

昨今、水道事業を取り巻く環境は変わりつつあり、給水人口が伸びている地域においても、節水機器の普及等により、有収水量は給水人口増に見合った増加となっていない。また、経費節減を目的とした、地下水との併用による水道水をバックアップとして使用する手法が近年増加しており、特に大口使用者の地下水利用は、水道事業における経営状況のみならず事業運営全般に多大な影響を及ぼしている。

地下水の併用に伴い、水道水を常時使用しない場合は、滞留により水質が悪化する一方、水道水を使用した場合は流速の急激な変化に伴い、周辺地域に濁り水が発生する恐れがある。

また、水道事業者にとって大口使用者の地下水利用は、給水量の減少に伴う給水収益の減収に繋がり、大口使用者のための過大な水道施設に係る固定費の多くが未回収となり、その減収分が他の水道使用者に転嫁される懸念がある。

よって、地下水の公共利用のあり方の観点から、水道事業の給水区域内における新規の地下水利用専用水道の揚水規制等に係る法整備を国に対して強く要望する。

## 8. 電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等について

(要望事項)

電気料金の高騰による負担軽減を図るための補助制度を創設すること。

(理由)

水道事業及び水道用水供給事業は、導送配水や浄水処理において多くの電力を必要とする事業形態であるため、現在、燃料価格の上昇などにより電気料金が高騰し、事業経費が大幅に増加している。

こうした中、「政府の総合経済対策」に伴う令和4年度第2次補正予算においてエネルギー関連を対象とした「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による支援策が盛り込まれてはいるものの、補助額が十分ではなく、特別高圧の電力が対象となっていない。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化として創設された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の対象に地方公営企業も対象であるとの通知がなされたが、普通地方公共団体への交付となるため、複数の構成団体を有する一部事務組合においては、交付限度額の制約がある中で、各構成団体との協議を要するなど、実質的な活用が難しい状況である。

これまで電力消費の抑制を図るとともに、経費節減に努めてきたが、今回のような電気料金の高騰による電気料金の負担増は、経営努力だけでは到底賄い切れないものであり、このまま電気料金が高水準で推移した場合には、水道料金に転嫁せざるを得ない事態となって、市民生活や地域経済の負担増を招くことに繋がりがかねない。

よって、電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等を国に対して強く要望する。

## 9. 放射性物質濃度が基準値以下となっている浄水発生土の適正な再利用について

(要望事項)

浄水発生土の処分について、原子力発電所からの廃棄物のクリアランスレベル以下である

ものに対して、再利用のための受け入れを行うよう民間事業者に働きかけること。

(理由)

水道事業においては、浄水発生土の大部分が園芸用土等に再利用されている。しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故後、放射性物質濃度の増加に伴い、事故前に契約していた民間事業者への受け入れができなくなり、事故後に発生した浄水発生土については仮置き保管や最終処分を余儀なくされた。

現在、基準値以下の浄水発生土については、再利用が可能とされているところではあるが、クリアランスレベル以下であるにも関わらず、受け入れを拒絶される事例があり、事故前に行っていた再利用への移行が円滑に進んでいない。安全性が確認できる基準値以下の浄水発生土については、可能な限り再利用できることが望ましく、国が民間事業者に働きかけを行うことが重要である。

よって、放射性物質濃度が基準値以下となっている浄水発生土の適正な再利用の推進について民間事業者に働きかけることを国に対して強く要望する。

(7) 財務省あて

#### 1. 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等について

(要望事項)

水道事業に対する予算額を十分に確保し、満額交付を継続すること。また、当該年度予算での交付及び交付決定時期の早期化を図ること。

##### 【水道水源開発等施設整備費関係】

- (1) 水道水源開発施設整備費において、補助率の大幅な引き上げ及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。また、ダムの大規模改修に対する施設整備費を対象事業とすること。
- (2) 水道施設機能維持整備費において、既存自家発電設備の改良や水道施設の覆蓋化を対象とする等、対象事業の拡充及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (3) 高度浄水施設等整備費において、対象事業の拡充を図ること。また、紫外線設備導入における濁度及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。

##### 【生活基盤施設耐震化等交付金】

- (1) 生活基盤施設耐震化等交付金における補助率の大幅な引き上げ及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (2) 高度浄水施設等整備費において、対象事業の拡充を図ること。また、紫外線設備導入における濁度及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (3) 基幹水道構造物の耐震化事業に対する対象事業の拡充及び資本単価要件等の採択基準の撤廃又は緩和、交付率の引き上げを図ること。また、基幹水道構造物の耐震化事業と併せて実施する長寿命化工事（防食塗装等）についても、対象事業とすること。
- (4) 老朽管更新事業及び水道管路緊急改善事業において、採択基準の撤廃又は緩和、交付率の引き上げを図ること。また、老朽管更新事業において、時限措置の撤廃及び布設後 20 年以上経過した鋼管を対象とすること。



(5) 広域化事業において、地域の実情を踏まえ、広域化が促進されるよう、資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和するとともに、統合事務所の整備費用を対象とする等、対象事業の拡大及び交付率の引き上げを図ること。また、事業統合や経営一体化の要件を緩和し、令和16年度までの時限措置を撤廃すること。

(6) 運営基盤強化等事業において、事業の最終年度に2か年分交付される交付金について、交付期間を1年延伸し、1か年ずつ交付すること。また、対象となる撤去費について、新設する施設数と同数以下という要件を撤廃すること。

(理由)

水道事業者は、安全で安定した水道水の供給を確保するため、水源の開発に取り組むとともに、水道施設の整備拡充、維持管理体制の効率化及び新技術の開発等に鋭意努力している。

一方、安全で良質な水道水の確保、災害時の給水確保等、水道に対する住民のニーズは、従前にも増して一層高度化、多様化してきている。さらに、人口減少に伴う料金収入の減収による収益構造の悪化や水道事業に携わる職員数が減少するなか、改正水道法において、長期的な視点による水道の基盤強化が求められている。

また、水道事業者は、質、量の両面にわたる給水サービスの向上を図り、強靱で持続可能な真に信頼される水道を構築していくために、施設の計画的な更新及び市町村の行政区域を越えた広域化の推進等に取り組まなければならない。

これらの事業の実施には多額の資金が必要となるが、国からの持続的かつ安定的な財政支援が不可欠である。

よって、水道事業の健全経営を確保し、これらの事業の円滑・確実な推進を図るため、水道事業に対する関係予算を十分に確保するとともに、水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等を国に対して強く要望する。

## 2. 水道施設の更新・再構築事業等に対する新たな財政支援制度の確立について

(要望事項)

(1) 水源・取水施設、浄水施設、導送配水施設等における、水道基幹施設の長寿命化事業、更新再構築事業、並びに廃止施設（既に廃止した施設や災害等により廃止となった施設を含む。）の撤去事業に対する財政支援制度を創設すること。

(2) 水道事業者の施設を廃止して水道用水供給事業者の施設を増強（バックアップの為に送水施設等を含む。）することにより、施設を再構築する場合の財政支援制度を創設すること。

(3) 広域化を既に行っている水道事業者が実施する既存施設の更新・耐震化事業を対象とする新たな財政支援制度を創設すること。

(理由)

水道事業者は、これまで安全で安定した水道水の供給を確保するため、水道施設の整備を進めてきたが、建設後相当の年数を経過していることから、その施設の多くが更新・再構築の時期を迎えている。

さらに、新たな水質問題への対応や、自然災害に対する強靱な水道施設の整備、水需要の減少に伴う施設の統廃合等、緊急かつ重要な課題に対応していくことに加え、改正水道法におい

て水道の基盤強化が求められている。

しかしながら、これら様々なニーズへの対応を踏まえた施設の更新・再構築は、莫大な事業費を要する一方で、その資金を水道事業者が独自で負担することは、経営に及ぼす影響が大きく、健全な事業の実施は極めて困難な状況である。

このような状況のなかで、令和2年度には生活基盤施設耐震化等交付金において、事業の縮小に伴う施設の統合整備を行う水道施設再編推進事業が創設されたが、対象事業は、限定的なものである。

また、地震や水害等の被害により、復旧が困難となり廃止となった水道施設の撤去費用については水道施設再編推進事業や災害復旧事業の対象とされていない。

よって、水道施設の更新・再構築事業等に対する新たな財政支援制度の確立を国に対して強く要望する。

### 3. 水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の制度拡充等について

(要望事項)

- (1) 先端技術を活用したシステム導入等の検討・構想から実施に要する費用について広く補助の対象とすること。
- (2) 水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の採択基準にある「業務の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現」について、その対象事業を明確にすること。

(理由)

水道事業では、水需要の減少に伴う給水収益や職員数の減少に対応するため、これまで官民連携の手法等を活用し、効率的な事業運営を進めてきたところであるが、将来は人口減少に伴い、官民共に技術者の採用が困難になることが想定されることから、IoT/ICT 技術を活用した更なる効率的な事業運営や、水道技術のノウハウの蓄積等が必要となっている。

とりわけ、取水から浄水までの一体的な運用の検討に当たっては、各団体で別々のシステムを一元的に管理するシステムの導入、AI を活用した日々の効率的な水運用計画策定など先端技術を活用した多様な手法、費用対効果の検証が求められる。

よって、水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の制度拡充等を国に対して強く要望する。

### 4. 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用について

(要望事項)

- (1) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金における上下水道・ダム施設の省 CO<sub>2</sub>改修支援事業について、省エネルギー・再生可能エネルギーにおける個々の施設・設備に係る補助要件を撤廃し、地球温暖化対策実行計画を策定し、事業全体で、温室効果ガス削減に取り組む団体に優先的に補助するなど、弾力的な制度運用が可能となる制度へ見直すこと。
- (2) 地方公営企業における脱炭素化推進事業にかかる地方財政措置について、地球温暖化対策実行計画に基づき、取り組みを推進している一部事務組合についても、確実に地方財政措置が受けられるよう地方交付税措置率の拡充又は一部事務組合に直接交付する制度を創設すること。

(理由)

環境省では、水道事業における対策促進施策として「業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB) 化・省 CO<sub>2</sub>促進事業のうち上下水道・ダム施設の省 CO<sub>2</sub>改修支援事業」として、再生可能エネルギー設備や省エネ設備等の導入等に財政支援を行っている。

しかしながら、同支援事業の要件 (削減効果、実施期間など) に該当しないために、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等の補助申請を断念せざるを得ないケースがあり、柔軟な制度運用とはなっていない。

また、地方公営企業における脱炭素化推進事業にかかる地方財政措置についても、地方公共団体を対象としているため、一部事務組合では支援が受けられない状況となっている。

国が「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現、2030年度には対2013年度比で温室効果ガスの46%削減」を掲げている中、水道事業者は、全国の電力の約1%を消費するエネルギー消費 (CO<sub>2</sub>排出) 産業の側面を有しており、より一層エネルギー消費削減に向けた省エネ対策等の促進が求められている。

よって、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用を国に対して強く要望する。

## 5. 地方公営企業繰出制度の義務化及び拡充等について

(要望事項)

- (1) 地方公営企業繰出金通知に掲げられた事業等に対する一般会計からの繰出しが確実に実施されるよう地方交付税措置率の拡充や繰出の義務化を図ること又は一部事務組合に対し、直接的な財政措置により支援をおこなう制度を創設すること。
- (2) 令和5年度までの時限措置となっている管路耐震化事業に係る地方財政措置を確実に延長するとともに、水道用水供給事業者を対象に加えるなど、制度の拡充を図ること。

(理由)

水道事業は施設の老朽化対策、東日本大震災を踏まえた危機管理対策等の喫緊の課題に加え、順次耐用年数を迎える水道管路等の更新を控え、整備需要は増大傾向にある。一方で、これらの財源となる料金収入は、人口減少社会の到来等による給水量の減少に伴う減収が見込まれており、厳しい経営環境にある。

さらに、安全で良質な水道水の安定供給を確保するため、施設の建設・改良や震災対策事業の推進等には多額の資金を必要とし、この財源の多くを起債に依存せざるを得ないことから、その元利償還金は水道財政を圧迫しており、水道事業の健全な経営に大きな影響を及ぼしている。

こうした中、地方公営企業繰出制度については、地方公営企業法に定める経営に関する基本原則を堅持しながらも、地方公営企業の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画に計上されており、総務省でも、毎年、繰出しの基本的な考え方を示し、地方公営企業の実態に即しながら運営するよう要請している。

しかしながら、一般会計に対して、繰出基準でメニュー化された事業に対する繰出金の拠出を求めても、一般会計の財政状況が厳しいことを理由に見送られている実情がある。

よって、水道事業の健全な経営を確保し、水道料金の高騰を抑制するため、地方公営企業繰

出制度の義務化及び拡充等を国に対して強く要望する。

## 6. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活について

(要望事項)

(1) 公的資金補償金免除繰上償還制度を復活すること。

なお、制度復活に際して、次の要件を満たすものとする。

- ① 許可要件となっている資本費、将来負担比率等を緩和すること。
- ② 対象となる公営企業債の範囲を拡大し、年利率5%未満の企業債についても対象とすること。
- ③ 繰上償還を行った財政融資資金の対象となっている事業に対する財政融資資金における新規貸付停止の要件を撤廃すること。
- ④ 財政健全化・公営企業経営健全化へ向けた計画策定及び実施の要件を撤廃するとともに、申請手続きの簡素化を図ること。

(2) 公営企業借換債制度を復活すること。

(理由)

水道事業者は、起債を主な財源として水道施設の整備拡充を行ってきたため、その元利償還金が水道事業にとって大きな負担となっている。特に、過去に借り入れた高金利既往債が、この負担を一層大きくしている。

こうした状況の中、繰上償還については、政府資金は平成19年度から3年間、旧公営企業金融公庫資金は平成19年度から2年間、一定の経営改革を実施する地方公営企業を対象に補償金を免除する特例措置が講じられた。さらに、平成22年度から平成24年度までの3年間についても制度の継続がなされ、財政上の負担軽減につながる非常に有用な制度であった。

なお、平成25年度に限り、東日本大震災の特定被災地方公共団体を対象に補償金免除繰上償還及び借換債発行ができることとされたが、対象となる資金は年利率4%以上の旧公営企業金融公庫資金のみと限定的なものであった。

また、平成30年度からは、令和3年度までの時限措置として、上下水道事業について公共施設等運営権の設定に係る実施方針条例の制定等、一定の要件を満たした地方公共団体に限り、補償金免除繰上償還が制度化されているが、これも限定的なものである。

よって、水道事業の健全な経営を確保し、水道料金の高騰を抑制するため、公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活を国に対して強く要望する。

## 7. 水道施設の災害対策事業に対する財政支援について

(要望事項)

(1) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた対策事業の更なる加速化・深化を図るためには、地域における影響度などの重要性を採択基準に設定するなど、積極的な財政支援強化の仕組みを構築すること。

(2) 管路のループ化・多重化(バイパス管等)等、災害時におけるバックアップ機能を備えるための事業を補助対象とすること。

(理由)

水道は住民生活や都市活動を支える重要な基盤施設であり、大規模地震等の災害が発生した場合においても、ライフラインとして必要な水を供給することが水道事業者に求められている。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等では水道施設にも甚大な被害が生じ、長期間にわたり住民生活や都市活動に重大な支障を来した。

近年、このような自然災害が頻発かつ激甚化しており、これら災害発生時においても、重要インフラがその機能を維持できるよう、平成30年度から令和2年度の3か年の集中的緊急対策として「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が策定された。また、令和3年度からは、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が策定され、引き続き、重要インフラを担う水道事業としても災害に対し万全に備えるための対策について、加速化・深化を図ることが急務となっているが、採択基準の制約等により、十分に事業が進んでいないことが課題となっている。

このような中、令和5年度において、河川を横断する導水管・送水管の複線化に対する事業が創設されたところであるが、災害対策に要する事業費は、水道事業経営に及ぼす影響も非常に大きく、また、その効果は広く地域の防災機能の強化に寄与するものであることから、災害時におけるバックアップ機能を備えるための事業を補助対象とするなど、水道事業者への持続的かつ安定的な財政支援が必要である。

よって、水道施設の災害対策事業に対する財政支援を国に対して強く要望する。

## 8. 水源地域における関係機関の連携及び行財政支援について

(要望事項)

- (1) 流域水循環計画として認定された計画に基づき実施する事業については、交付金制度の拡充を図り、交付額及び対象事業の拡大等により、さらなる施策推進に向けた措置を講じること。
- (2) 水源地におけるダム堆積土砂対策事業について、国庫補助制度を創設する等、財政上必要な措置を講じること。

(理由)

ダムに水源を求めた水道事業者は、多額の建設費用を負担するとともに、ダム完成後も多額の維持管理費を負担している。

一方で、ダム上流域の森林では、所有区分毎に管理者が混在し、総合的な治山・涵養事業の実施が進んでいないことから、土砂流入に歯止めがかからず、ダムにおける堆積土砂の問題は、全国的な課題となっている。

この課題を解決するためには、土砂生産域たる山地・森林の各管理者の連携はもちろんのこと、山地・森林、ダム、河川、海岸に至るまで、流域の水循環を総合的かつ一体的に管理すべく各管理者の連携・協力が必須である。

また、令和2年に策定された「水循環基本計画」を踏まえ、水循環に関する施策を推進するための「流域水循環計画」が策定されているところである。水道事業は、健全な水循環の維持又は回復に深く関わっているため、水利用における自主的な管理、効率的かつ安定的な水源の確保等に努めるとともに環境負荷低減に取り組むことも重要である。

よって、水源地域における関係機関の連携及び行財政支援を国に対して強く要望する。

## 9. 電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等について

(要望事項)

- (1) 令和5年9月で終了予定の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による電気料金を対象とする支援策を継続・拡充すること。また、特別高圧受電も含めた全ての電力需給契約を対象とした継続的な支援制度とすること。
- (2) 交付先が普通地方公共団体に限定されている「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)について、交付額を引き上げるとともに、一部事務組合へ直接交付可能な仕組みを創設すること。
- (3) 電気料金の高騰による負担軽減を図るための補助制度を創設すること。
- (4) 水道事業の電気料金高騰に対する地方交付税措置を設定するとともに地方公営企業繰出金に係る繰出基準に追加すること。

(理由)

水道事業及び水道用水供給事業は、導送配水や浄水処理において多くの電力を必要とする事業形態であるため、現在、燃料価格の上昇などにより電気料金が高騰し、事業経費が大幅に増加している。

こうした中、「政府の総合経済対策」に伴う令和4年度第2次補正予算においてエネルギー関連を対象とした「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による支援策が盛り込まれてはいるものの、補助額が十分ではなく、特別高圧の電力が対象となっていない。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化として創設された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の対象に地方公営企業も対象であるとの通知がなされたが、普通地方公共団体への交付となるため、複数の構成団体を有する一部事務組合においては、交付限度額の制約がある中で、各構成団体との協議を要するなど、実質的な活用が難しい状況である。

これまで電力消費の抑制を図るとともに、経費節減に努めてきたが、今回のような電気料金の高騰による電気料金の負担増は、経営努力だけでは到底賄い切れないものであり、このまま電気料金が高水準で推移した場合には、水道料金に転嫁せざるを得ない事態となって、市民生活や地域経済の負担増を招くことに繋がりがかねない。

よって、電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等を国に対して強く要望する。

(8) 内閣府あて

## 1. 電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等について

(要望事項)

交付先が普通地方公共団体に限定されている「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)について、交付額を引き上げるとともに、一部事務組合へ直接交付可能な仕組みを創設すること。

(理由)

水道事業及び水道用水供給事業は、導送配水や浄水処理において多くの電力を必要とする

事業形態であるため、現在、燃料価格の上昇などにより電気料金が高騰し、事業経費が大幅に増加している。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化として創設された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の対象に地方公営企業も対象であるとの通知がなされたが、普通地方公共団体への交付となるため、複数の構成団体を有する一部事務組合においては、交付限度額の制約がある中で、各構成団体との協議を要するなど、実質的な活用が難しい状況である。

これまで電力消費の抑制を図るとともに、経費節減に努めてきたが、今回のような電気料金の高騰による電気料金の負担増は、経営努力だけでは到底賄い切れないものであり、このまま電気料金が高水準で推移した場合には、水道料金に転嫁せざるを得ない事態となって、市民生活や地域経済の負担増を招くことに繋がりがかねない。

よって、電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等を国に対して強く要望する。





## 第3号議案

令和5年度歳入歳出決算



## 全国水道企業団協議会 令和5年度歳入歳出決算額

歳	入		
一	金	8,437,693 円	歳入合計額
歳	出		
一	金	6,819,287 円	歳出合計額
差引合計額			
一	金	1,618,406 円	翌年度へ繰越

全国水道企業団協議会 令和5年度歳入歳出決算額

(単位:円)


歳 入 の 部						
科 目	年度当初 予算額	補正予算額	本年度 予算現額	決算額	予算現額と決算 額との差額	付 記
款 項 目						
1.会費	6,234,000	0	6,234,000	6,264,540	30,540	
1.会費	6,234,000	0	6,234,000	6,264,540	30,540	
1.正会員会費	5,784,000	0	5,784,000	5,814,540	30,540	
2.賛助会員会費	450,000	0	450,000	450,000	0	
2.繰越金	1,664,000	0	1,664,000	1,664,772	772	
1.前年度繰越金	1,664,000	0	1,664,000	1,664,772	772	
1.前年度繰越金	1,664,000	0	1,664,000	1,664,772	772	
3.雑収入	501,000	0	501,000	508,381	7,381	
1.雑収入	501,000	0	501,000	508,381	7,381	
1.雑入	500,000	0	500,000	508,192	8,192	
2.受取利息	1,000	0	1,000	189	△ 811	
歳入合計	8,399,000	0	8,399,000	8,437,693	38,693	

(単位:円)

歳 出 の 部							
科 目	本 年 度 予 算 額					決算額	予算現額と 決算額との 差額
款 項 目	当初予算額	補正予算額	小 計	流用増減額	予算現額		
1.事務費	1,549,000	0	1,549,000	0	1,549,000	1,033,208	515,792
1.需用費	1,549,000	0	1,549,000	0	1,549,000	1,033,208	515,792
1.消耗品費	10,000	0	10,000	0	10,000	10,000	0
2.通信運搬費	40,000	0	40,000	0	40,000	40,000	0
3.印刷費	40,000	0	40,000	0	40,000	40,000	0
4.職員旅費	1,429,000	0	1,429,000	0	1,429,000	929,640	499,360
5.雑費	30,000	0	30,000	0	30,000	13,568	16,432
2.会議費	3,550,000	0	3,550,000	0	3,550,000	2,941,252	608,748
1.会議費	3,550,000	0	3,550,000	0	3,550,000	2,941,252	608,748
1.総会費	3,050,000	0	3,050,000	0	3,050,000	2,479,066	570,934
2.役員会費	500,000	0	500,000	0	500,000	462,186	37,814
3.調査研修費	2,220,000	0	2,220,000	0	2,220,000	1,864,827	355,173
1.調査研修費	2,220,000	0	2,220,000	0	2,220,000	1,864,827	355,173
1.調査費	2,220,000	0	2,220,000	0	2,220,000	1,864,827	355,173
4.交付金	980,000	0	980,000	0	980,000	980,000	0
1.交付金	980,000	0	980,000	0	980,000	980,000	0
1.交付金	980,000	0	980,000	0	980,000	980,000	0
5.積立金	0	0	0	0	0	0	0
1.積立金	0	0	0	0	0	0	0
1.積立金	0	0	0	0	0	0	0
6.予備費	100,000	0	100,000	0	100,000	0	100,000
1.予備費	100,000	0	100,000	0	100,000	0	100,000
1.予備費	100,000	0	100,000	0	100,000	0	100,000
歳出合計	8,399,000	0	8,399,000	0	8,399,000	6,819,287	1,579,713

## 全国水道企業団協議会 令和5年度積立金計算書

1. 前年度末残高(令和5年3月31日)	7,600,560 円
2. 当年度積立金額	0 円
3. 当年度積立金取り崩し額	0 円
4. 当年度末残高(令和6年3月31日)	7,600,560 円



令和5年度全国水道企業団協議会歳入歳出決算監査報告

令和6年4月10日、日本水道協会会議室において、令和5年度全国水道企業団協議会歳入歳出決算について、証拠書類並びに関係諸帳簿を監査したところ、適正に行われていたことを報告いたします。

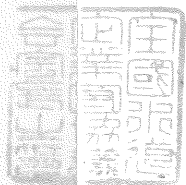
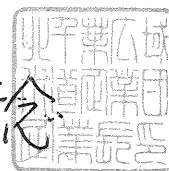
令和6年4月10日

幹事代表

北千葉広域水道企業団

企業長

荒木 稔







## 第4号議案

令和6年度事業計画（案）



# 全国水道企業団協議会

## 令和6年度事業計画（案）

令和6年度の主な会務及び事業を、次のとおり計画する。

### 1. 会 議

#### 1) 総 会

第68回総会は、令和6年5月24日（木）・25日（金）に福岡県福岡市（開催：九州地区協議会、開催地事務局：福岡地区水道企業団）において開催する。

その経費の内訳は、次のとおりである。

総会交付金	1,800,000円	（前年度 1,800,000円）
来賓旅費	500,000円	（ 〃 350,000円）
需要諸費	500,000円	（ 〃 500,000円）
雑費	200,000円	（ 〃 400,000円）
特別交付金	550,000円	
合 計	3,550,000円	（ 〃 3,050,000円）

#### 2) 役員会

年3回の開催とする。

第1回目は第68回総会の運営について総会当日の5月24日（木）に、第2回目は、総会決議事項に対する要望のため7月頃に、第3回目は翌年度の事業計画等について3月頃に、それぞれ開催する。

その経費の内訳は、次のとおりである。

役員会開催諸経費等	500,000円	（前年度 500,000円）
	500,000円	（ 〃 500,000円）

## 2. 調査研修

### 1) 企業長・事務局長経営会議

水道企業団の経営等について情報交換を行うため、年1回開催している。

令和6年11月13日、14日に神奈川県内広域企業団を開催地事務局として開催を予定し、その経費の内訳は次のとおりである。

交 付 金 等	700,000円 (前年度	700,000円)
資料作成・印刷費等	50,000円 ( "	50,000円)
雑 費	200,000円 ( "	300,000円)
合 計	950,000円 ( "	1,050,000円)

### 2) 事務委員会

事務委員会並びに専門委員会は、それぞれ年2回の開催を予定し、企業団の事務、経営等の諸問題について調査研究を行うほか、関連事項の実態調査を行うものである。

その経費の内訳は、次のとおりである。

委員会開催諸経費	220,000円 (前年度	220,000円)
調査諸経費	200,000円 ( "	300,000円)
合 計	420,000円 ( "	520,000円)

### 3) 地区協議会担当者連絡会議

地区協議会間の情報交換と連絡打合せを行うため、年1回開催する。

その経費の内訳は、次のとおりである。

連絡会議開催諸経費	200,000円 (前年度	200,000円)
合 計	200,000円 ( "	200,000円)

### 4) 企業団協議会報

全国水道企業団協議会の会員間のコミュニケーションを図るため、企業団協議会報を年2回発行する。

その経費の内訳は、次のとおりである。

印 刷 費 等	300,000円 (前年度	300,000円)
合 計	300,000円 ( "	300,000円)

5) 企業団協議会リーフレット

企業団協議会をPRするためのリーフレットについて、正会員の入退会等のデータを更新する。

その経費の内訳は、次のとおりである。

印 刷 費 等	150,000円 (前年度	150,000円)
合 計	150,000円 ( "	150,000円)

3. 交 付 金

地区協議会における諸活動の一部負担金として各地区協議会に交付する。

980,000円 (前年度 980,000円)



## 第5号議案

令和6年度歳入歳出予算（案）





全国水道企業団協議会 令和6年度歳入歳出予算(案)

歳	入	
	一	金
		8,533,000 円

歳	出	
	一	金
		8,533,000 円

歳入歳出差引		
	一	金
		0 円

全国水道企業団協議会 令和6年度歳入歳出予算(案)

(単位:円)

歳 入 の 部			
科 目	本年度予算額	前年度予算額	増△減
款項目			
1.会費	6,414,000	6,234,000	180,000
1.会費	6,414,000	6,234,000	180,000
1.正会員会費	5,964,000	5,784,000	180,000
2.賛助会員会費	450,000	450,000	0
2.繰越金	1,618,000	1,664,000	△ 46,000
1.前年度繰越金	1,618,000	1,664,000	△ 46,000
1.前年度繰越金	1,618,000	1,664,000	△ 46,000
3.雑収入	501,000	501,000	0
1.雑収入	501,000	501,000	0
1.雑入	500,000	500,000	0
2.受取利息	1,000	1,000	0
歳 入 合 計	8,533,000	8,399,000	134,000

(単位:円)

歳 出 の 部			
科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 △ 減
款項目			
1.事務費	1,383,000	1,549,000	△ 166,000
1.需用費	1,383,000	1,549,000	△ 166,000
1.消耗品費	10,000	10,000	0
2.通信運搬費	40,000	40,000	0
3.印刷費	40,000	40,000	0
4.職員旅費	1,263,000	1,429,000	△ 166,000
5.雑費	30,000	30,000	0
2.会議費	4,050,000	3,550,000	500,000
1.会議費	4,050,000	3,550,000	500,000
1.総会費	3,550,000	3,050,000	500,000
2.役員会費	500,000	500,000	0
3.調査研修費	2,020,000	2,220,000	△ 200,000
1.調査研修費	2,020,000	2,220,000	△ 200,000
1.調査費	2,020,000	2,220,000	△ 200,000
4.交付金	980,000	980,000	0
1.交付金	980,000	980,000	0
1.交付金	980,000	980,000	0
5.積立金	0	0	0
1.積立金	0	0	0
1.積立金	0	0	0
6.予備費	100,000	100,000	0
1.予備費	100,000	100,000	0
1.予備費	100,000	100,000	0
歳 出 合 計	8,533,000	8,399,000	134,000

令和6年5月23日  
第68回総会提出

資料4

# 提 出 議 案

第6号議案 会員提出問題



全国水道企業団協議会  
令和6年度 各地区協議会からの会員提出問題

全国水道企業団協議会 令和6年度各地区協議会 会員提出問題 一覧

No.	地区名	団体名	要望事項	要望内容	
1	北海道地区	石狩東部広域水道企業団	ダム湖内の排砂事業を対象とする国庫補助等について	・ダムの排砂事業について、国庫補助金もしくは交付金の対象とすること	
2		石狩東部広域水道企業団	水道利水を重視した多目的ダムの運用について	・給水制限等を出来るだけ回避したダム運用を実施すること	
3	東北地区	石巻地方広域水道企業団	災害で被災した水道施設の撤去費用に係る財政支援について	・災害等により廃止となった水道施設の撤去費用について、財政支援体制の確立を要望する (1)災害復旧事業の対象に施設の撤去費用も加える (2)水道施設の最適化に伴い撤去する施設に係る費用も補助の対象とする	
4		石巻地方広域水道企業団	水道施設・管路の再構築事業に対する財政支援について	・ダウンサイジングを踏まえた水道施設・管路の再構築事業に対する新たな財政支援体制の確立	
5		八戸圏域水道企業団	水利権制度の柔軟な運用について	・水利権の許可にあたっては、水需要見合いでの水利権の減量がなされないよう配慮すること ・地震等の災害、大規模な水質事故等の発生時や工事時のバックアップを考慮した水量が得られるよう、また複数の取水地点がある場合に、それぞれ相互補完が可能となるよう配慮すること ・水道事業者間又は他事業者間の水融通は、災害や水質事故のみならず施設の効率的利用等事業の再構築に有効と考えることから、柔軟な運用をすること	
6		八戸圏域水道企業団	水道事業における広域連携に係る財政支援の拡充及び要件緩和について	・事業統合や経営一体化の要件の緩和及び時限措置を撤廃 ・交付対象事業の拡大及び交付率の引き上げ	
7		八戸圏域水道企業団	生活基盤施設耐震化等交付金における対象施設について	・老朽管更新事業及び水道管路緊急改善事業において、配水支管を交付対象とすること	
8		関東地区	北千葉広域水道企業団	水道施設等耐震化事業の補助制度等の拡充について	・河川の横断にとらわれない複線化事業への国庫補助制度の創設
9			かずさ水道広域連合企業団	水道施設整備に関する財政支援の拡充（管更生工法）について	・水道事業における管更生工法の交付対象の運用を下水道事業と同等にすること
10	茨城県南水道企業団		施設の耐震化等に伴う施設規模の見直しについて	・施設の耐震化や更新に合わせた効率的な施設配置を積極的に検討、推進できるよう、より柔軟に活用できる制度への見直しを求める	
11	神奈川県内広域水道企業団		水源地域における関係機関の連携と財源措置について	・流域水循環計画として実施する事業について、交付金制度の明確化、交付額及び対象事業の拡大等、施策推進に向けた措置を講ずること ・水源地上におけるダムの堆積土砂対策事業費について、国庫補助制度を創設する等、財政上必要な措置を講ずること	
12		かずさ水道広域連合企業団	生活基盤施設耐震化等交付金に係る要望について	・運営基盤強化等事業の最終年度を翌年度に延伸すること	
13		東部地域広域水道企業団	水利権制度の運用について	・水道事業者が多目的ダムに参画した場合の水利権水量について、同量更新を認める制度の導入	
14	中部地区	砺波広域圏事務組合	紫外線処理設備の導入に係る国庫補助制度の要件緩和について	・高度浄水施設等整備費の採択基準における資本単価要件等の撤廃又は緩和を要望する	
15		佐久水道企業団	水道スマートメーター普及事業に対する財政支援体制等の確立について	・スマートメーターの導入を推進するための補助制度の創設 ・各事業者が抱えている技術面での問題点を共有する体制の構築と設置環境や通信方法など一定の要件や満たすべき基準を定めた技術指針等の作成 ・技術的問題を解決するために要する費用の財政支援	

16	中部地区	愛知中部水道企業団	地下水利用専用水道の揚水規制に係る法整備について	・水道事業の給水区域内における新規に設置する地下水利用専用水道に対する、地下水の揚水量を規制した法整備
17		愛知中部水道企業団	水道施設の再構築事業等に対する新たな財政支援の体制の確立について	・取水施設、浄水施設、送水施設等を始めとした、水道基幹施設の再構築事業に対する国庫補助制度の創設を要望します
18		愛知中部水道企業団	水道事業に対する財政支援の拡充及び要件緩和等について	・水道事業予算額の十分な確保、水道事業者の要望額の満額交付継続、及び交付率の引き上げ ・生活基盤耐震化施設等交付金の老朽管更新事業において新規事業を採択するよう制限を撤廃 ・生活基盤耐震化施設等交付金の採択基準である資本単価要件の撤廃又は緩和
19	関西地区	阪神水道企業団	国庫補助の対象施設の拡充について	・特定社会基盤事業者における水道施設強靱化のため、全ての水道施設の整備を交付対象とした補助メニューの創設
20		阪神水道企業団	新たな水質課題に対応した施設更新等の補助メニュー拡充について	・水源水質保全の強化 ・新たな水質課題に対応するための調査・研究及び推進体制の創設 ・新たな水質課題に対応するための設備改良及び新設に対する補助メニューの拡充・創設
21		大阪広域水道企業団	生活基盤施設耐震化等交付金制度（水道事業運営基盤強化推進事業）の充実について	・広域化事業補助金の資本単価に関する要件の撤廃又は緩和及び時限措置を撤廃又は延長 ・統合後の既存水道施設の更新又は改修に係る全ての事業を補助対象とする新たな補助金の創設 ・過去5年間の建設投資額から、基幹管路及び基幹水道構造物の耐震化を行うための整備費を控除できる対象水道事業を限定する要件の撤廃 ・広域化と合わせて実施する基幹管路の整備について、水道管路緊急改善事業の要件を満たす事業とする要件の撤廃 ・広域化に伴う水道事業の統合事務所の整備を補助金の対象とすること
22		大阪広域水道企業団	特定社会基盤事業者が行う水道の耐災害性強化に係る事業への補助について	・特定社会基盤事業者における水道施設の耐災害性強化対策について、資本単価の要件撤廃も含めた新たな補助制度の創設
23		長浜水道企業団	補助金における管路区分について	・送水管、配水本管、配水支管という区分の除外
24		長浜水道企業団	補助金における特定簡易水道について	・採択要件の特定簡易水道の除外
25		長浜水道企業団	児童手当について	・企業団所属職員の児童手当を、受給者の所在地の市町村長が行うこと
26	中国四国地区	地区統一	水道施設の老朽・経年化対策に関する新たな財政支援制度の創設について	・経営指標や事業種別が補助採択基準となっている水道管路緊急改善事業と同様の採択基準による諸事業を創設し、水道施設の構造物、設備機器等の整備に対する財政支援をすること
27	九州地区	春日那珂川水道企業団	水利権制度の柔軟な運用について	・水道事業者間又は他事業者間の水融通について、柔軟な運用を図ること ・広域化の一施策として施設の共同設置・共同利用という観点等において、水道施設の規模縮小や統廃合に伴い減量もしくは廃止される水利権の活用が図られるよう配慮すること ・渇水のみならず、地震等の災害時や大規模な水質事故時などにおいても、特例的に水道事業者間の水融通が可能となるよう配慮すること ・水利権の許可に当たり、工事時や緊急時のバックアップを考慮した水量が得られるよう、又は複数の取水地点がある場合は、開発水量の範囲内でそれぞれ相互補完が可能となるよう配慮すること





# 北海道地区協議会



## ダム湖内の排砂事業を対象とする国庫補助等について

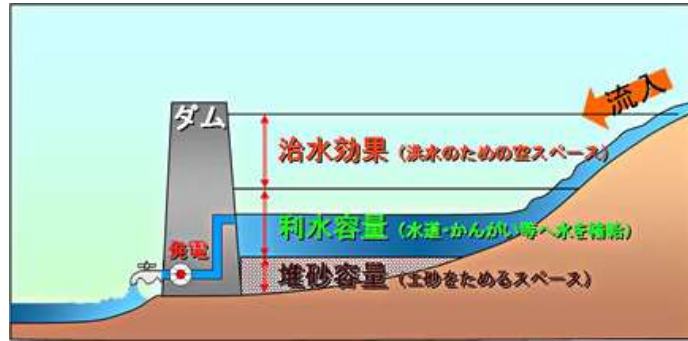
石狩東部広域水道企業団

現 状	<p>水道水源である利水ダム等の貯水池内には計画時の想定よりも多くの土砂が毎年流入し、水道用を含む利水容量が安定して確保できていない状況が続いている。</p> <p>このため、降雨が少ないこと等により河川の流量が減少し、ダムの貯水が枯渇すると想定される場合に取水量を減ずる、いわゆる「取水制限」等が近年たびたび生じ、安定した浄水処理への影響が出ている。</p> <p>また、ダムの利水容量を回復させるために必要な排砂事業が計画され、その実施に伴う利水者への負担増に繋がっている。</p>
課 題	<p>ダムの「利水容量」を回復させるための排砂を行うためには、工事費用が高額となるから、その経費負担は将来の水道事業経営への影響が大きいことから、これまでの管路の老朽化対策や水道施設の耐震化と同様に、水道の水源施設に対しても国の財政支援が必要。</p>
国 へ の 要 望	<p>水道の水源施設であるダムの「利水容量」を確保するために行なわれる排砂事業についても国庫補助金もしくは交付金の対象とすること。</p>

参考資料

(1) 『現状』関係

① ダムの「利水容量」「堆砂容量」等 (旭川建設局HPより)



② 国内のダムにおける「堆砂容量」の定義ほか (国土交通省HPより)

<解説>

我が国の多くのダムでは、100年分の堆砂容量が貯水池の下部部に水平に確保されている。これは年平均で見ると堆砂容量(㎥/年)×100年の土砂が貯水池へ堆積することを想定していることになるが、実際には堆砂量が大きく変動するため、堆砂計画の計画期間全体でみて堆砂容量内に収まっていれば問題がないという考えである。

一方、実際の堆砂状況を見ると貯水池に水平に堆砂しているダムは少なく、流入土砂の一部は有効貯水容量内に堆砂、即ち斜め堆砂していることがわかる。このため、堆砂が生じる部位によっては、堆砂量が堆砂容量内にあつたとしても、今後も堆砂が進行するとダムが有する機能に支障が生じる可能性があると考えられる。

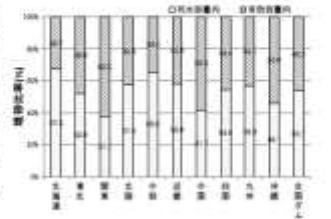
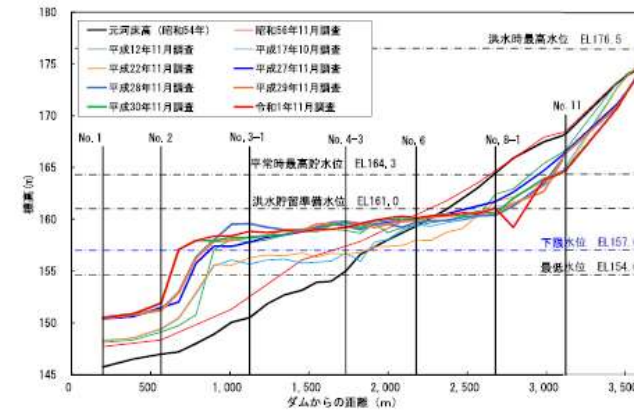


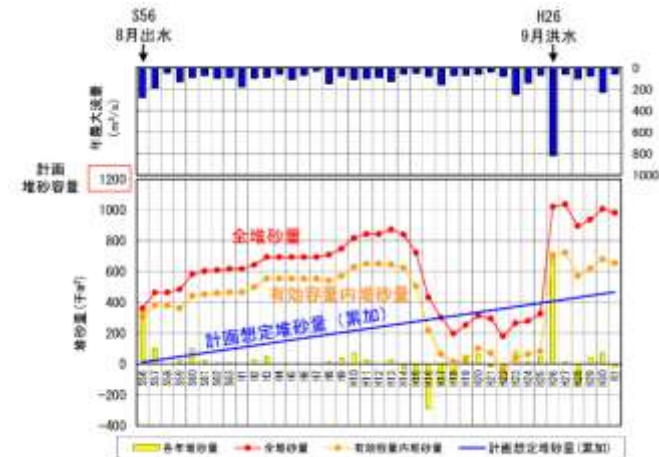
図 3.6 全堆砂量に占める部位別の堆砂比率

③ ダムの溪床状況の一例〔漁川ダム (北海道)〕 (北海道建設局HPより)



※ 漁川ダムでは「最低水位 EL154.6 m」と「洪水貯留準備水位 EL=161.0 m」の間に洪水期の「利水容量」

④ ダム堆砂量の経年変化等の一例〔漁川ダム〕 (北海道建設局HPより)



※土砂流入量より揚雨量が大きい年は、年堆砂量がマイナス値となっている。

## 水道利水を重視した多目的ダムの運用について

石狩東部広域水道企業団

現 状	<p>近年増加している長期的な無降雨等の発生により、日本各地で渇水が発生、給水制限等が実施されている。</p> <p>水道原水の不安定取水やそれに伴う原水水質の悪化は、浄水処理経費の増加による将来の水道事業の経営に大きな影響を与える可能性がある。</p>
課 題	<p>ダムの運用において、洪水対策では令和2年に『事前放流』が制度化し、豪雨予測時に多目的ダム等で放流することにより「利水容量」の一部が「洪水調整容量」へ転用することが可能となり、治水機能が向上されているが、その一方、渇水対策では水道事業運営などの利水にも配慮した見直しはなされていない。</p>
国 へ の 要 望	<p>令和6年度から水道行政が国交省へ移管されることも踏まえ、河川行政との一層の連携が図られ、給水制限等をできるだけ回避するダム運用をお願いしたい。</p>

参考資料

(1) 『現状』関係

① 日本の異常気象の変化傾向 (気象庁HPより)



② 水資源に関する国内の現況 (気候変動計画(閣議決定)より)

2. 水資源に関する適応の基本的な施策

【影響】

《現在の状況》

(水供給(地表水))

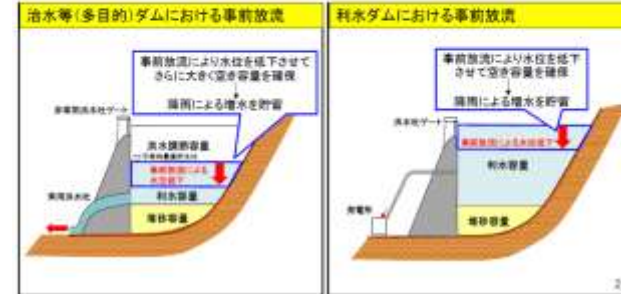
- 降水の時空間分布が変化しており、無降雨・少雨が続くこと等により日本各地で渇水が発生し、給水制限が実施されている。

(2) 『課題』関係

○ 事前放流について (国土交通省HPより)

ダムの使い方を見直し、洪水を貯める機能を強化する方法 (国土交通省)

- 水力発電、農業用水、水道等のために確保されている容量も活用して、河川の氾濫による被害を軽減する取組を関係省庁と連携して実施。
- 水力発電、農業用水、水道等のために確保されている容量には、通常、水が貯められていることから、台風の接近などにより大雨となることが見込まれる場合に、大雨の時により多くの水をダムに貯められるよう、河川の水量が増える前にダムから放流して、一時的にダムの貯水水位を下げおく「事前放流」が必要。



関係省庁の連携による事前放流の実施の枠組み (国土交通省)

- 水力発電、農業用水、水道など水利用を目的とする利水ダムを含めた全てのダムを対象として、ダムに洪水を貯める機能を強化するための基本方針を政府として策定(令和元年12月)
- 基本方針に基づき、令和2年の出水期から、新たな取り組みとしてダムの「事前放流」を実施

関係省庁の連携による事前放流の実施の枠組み (国土交通省)	取組経緯
<p>○既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議 (令和元年11月29日開催)</p> <p>【構成】 議長: 内閣府大臣補佐官(国土強靭化等) 副議長: 内閣府副大臣(防災) 副議長: 国土交通省水管理・国土保全局長 委員: 国土交通省水管理・国土保全局長(水管理) 農林水産省農林政策局長(農業用水) 経済産業省経済産業政策局長(工業用水) 国土交通省水管理・国土保全局長(水管理) 農林水産省水管理課長(水管理)</p> <p>オブザーバー: 内閣府政策統括官(防災担当)</p> <p>○既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針(抜粋) 令和元年12月22日、国土強靭化推進本部(防災)は、水資源の確保と水害の軽減を図るため、既存ダムの洪水調節機能を強化し、洪水時の緊急時に、ダムに洪水を貯めるための基本方針を策定した。この基本方針に基づき、全ての既存ダムを対象に検討しつつ、以下の取組について早急に取り組む。国境河川の一級水系については、令和2年の出水期から、洪水調節機能を強化し、ダムに洪水を貯めるための基本方針に基づき、令和2年の出水期から、新たな取り組みとしてダムの「事前放流」を実施する。</p>	<p>(令和元年) 11月29日 政府に「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」を開催 12月12日 政府として既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針を策定</p> <p>(令和2年) 4月22日 事前放流ガイドラインを策定(国土交通省) 3月 ダムのある1級水系(90水系)において洪水調節機能強化を実施 4月 ダムのある2級水系のうち、近年に水害が発生した水系や貯水容量が大きいダムがある水系(10水系)において洪水調節機能強化を実施</p> <p>(令和3年) 4月 ダムのある3級水系のうち、過去に強いダムによる事前放流の効果が見込めないダム(強い水害を繰り返した水系)22水系)において洪水調節機能強化を実施</p>

# 東北地区協議会





## 災害で被災した水道施設の撤去費用に係る財政支援について

石巻地方広域水道企業団

現 状	<p>災害により被害を受けた水道施設の復旧事業や、広域化事業に伴い新たに整備する水道施設と関連性がある水道施設を廃止する撤去費用への財政支援策は整備されているところであるが、東日本大震災や、近年発生している地震や水害等の被害により、復旧が困難となり廃止となった水道施設や、同一給水区域内での施設統廃合により廃止された水道施設の撤去費用については対象外とされているところである。</p>
課 題	<p>撤去費用を水道事業者が独自で負担することは、事業経営に及ぼす影響が大きくなることを見込まれる。 なお、撤去できない水道施設は遊休施設となり、管理については継続して行わなければならない状況となっている。</p>
国 へ の 要 望	<p>災害等により廃止となった水道施設の撤去費用について、財政支援体制の確立を要望する。</p>

参考資料 提出問題 1 「災害で被災した水道施設の撤去費用に係る財政支援について」

国は、令和 5 年度水道施設整備関係予算概算要求の中で、広域化事業による施設の統廃合に伴い、新たに整備する水道施設と関連性・連続性がある水道施設（浄水施設、配水施設）であり、新設する施設と同数以下に限る。）を廃止する場合の撤去費用を交付対象としますが、同一給水区域内での施設統廃合による廃止施設についての撤去費用については対象外とされております。

当企業団では、災害や簡易水道などの統廃合により休止（廃止）している施設の一部について解体等を実施しておりますが、現在も 41 の施設が解体できず残っております。そのうち、震災で大きな被害を受けた蛇田浄水場については、構築物解体の概算額が約 16 億円とされ現在も存置されております。

※そのほかの施設、解体費用等については別紙参照。

## 休止（廃止）施設一覧表

		地区名	施設名	解体年	費用(円)
1		雄勝地区	旧坊ヶ沢浄水場		
2			旧雄勝配水場		
3			旧原浄水場		
4			旧大浜浄水場		
5			旧熊沢配水場		
6			旧桑浜浄水場		
7			唐桑配水場		
8			旧大須青木配水場	R2	6,204,000
9			立浜寺浄水場		
10			明神ポンプ場		
11			名振小浜配水池		
12			名振小浜水源		
13			名振予備水源		
14			立浜浄水場		
15			立浜取水		
16			大須配水場		
17			大須浄水場		
18			大須第1取水		
19			大須第2取水		
20			明神配水場		
21			旧羽坂配水場		
22			旧原小規模水道取水・導水管		
23			小島浄水場		
24			小島配水場		
25			伊勢畑浄水場		
26			伊勢畑配水場		
27		北上地区	大室配水場		
28		河北地区	皿貝ポンプ場		
29		河南地区	旭山中継ポンプ場		
30			旧前山配水場	R5	990,000
31			佳景山配水場		
32			佳景山取水塔	R2-3	87,285,000
33			山崎浄水場		
34			和刈取水場	R4	4,575,550
35			定川配水場		
36		桃生地区	桃生養豚配水場		
37		荻浜系	旧福貴浦配水場		
38			牧崎調整池		
39			田代浜ポンプ場		
40		牡鹿地区	大谷川浄水場		
41			鯨浦浄水場		
42			京地ポンプ場	R2	19,470,000
43			伊勢下ポンプ場	R2	
44			小瀨配水場		
45			網地配水場		
46		旧石巻地区	蛇田浄水場		
47			蛇田排水処理施設		

## 水道施設・管路の再構築事業に対する財政支援について

石巻地方広域水道企業団

現 状	高度経済成長期に建設整備された水道施設の多くが耐用年数を迎え、老朽化に伴う更新需要が増加する傾向にある。水道施設や管路は老朽化が進むと、故障や漏水等が発生する可能性が高くなり、給水に大きな影響を及ぼすこととなる。
課 題	水道施設の更新に当たっては、施設数が多いことや人口減少などにより水需要も減少傾向にあることから、施設・管路のダウンサイジング及び施設の統廃合を踏まえた再構築が必要となるが、再構築事業に係る費用は莫大で、水道事業経営に大きな影響を及ぼすため、なかなか更新等を推進することができないのが実情である。
国 へ の 要 望	ダウンサイジングを踏まえた水道施設・管路の再構築事業に対する新たな財政支援体制の確立を国に対して強く要望するものである。

## 1 持続 <持続可能な水道事業経営>

### (1) 施設更新時の再構築

企業団は給水区域が広く、半島部や離島などは集落が点在しており、人口の密集度が低く、さらに地形が変化に富んでいることから、大小合わせると浄水場が 21 か所（うち 4 か所休止）、配水場やポンプ場などが 148 か所（うち 11 か所休止）と多くの施設を抱えています。管路は、導水管、送水管及び配水管の合計が 1,812 km [2018(平成 30)年度末] となっています。これらの施設は水道の普及率が急上昇した高度経済成長期に、水道施設の建設が盛んに進みましたが、現状の技術水準からは十分とは言えない施設も少なくありません。今後は、その当時に整備された施設の多くが法定耐用年数を迎え、老朽化に伴う更新需要が増加する傾向にあります。

水道施設や管路は老朽化が進むと、故障や漏水等が発生する可能性が高くなり、給水に影響を及ぼすおそれもあることから、計画的に更新していく必要があります。

水道施設の更新にあたっては、長い期間と多額の費用を要するため、アセットマネジメントや経営戦略により、将来の更新事業量や費用を把握し、財政の状況も勘案しながら計画的に更新をしていく予定としています。また、施設数が非常に多いことや人口減少などにより水需要も減少傾向にあることから、施設・管路のダウンサイジング及び施設の統廃合を十分に検討し、更新計画に反映していきます。

統廃後	須江山浄水場	六本木浄水場	坊が沢浄水場	原浄水場	水兵浄水場	波板浄水場	鮎川浄水場	泊浄水場	新山浄水場
大街道浄水場									
須江山浄水場		六本木浄水場		原浄水場			鮎川浄水場		
大原浄水場		神取山浄水場		大原浄水場	水兵浄水場	波板浄水場	十八成浄水場	泊浄水場	
大谷川浄水場		相川浄水場	坊が沢浄水場	大須浄水場			網地島浄水場		新山浄水場
奇巖浄水場									
鮫浦浄水場									
谷川浄水場									
統廃前									

施設統廃合による浄水場の集約概要

### 課題：施設の老朽化・適切な施設規模の検討

#### 取り組み：① 施設の再構築

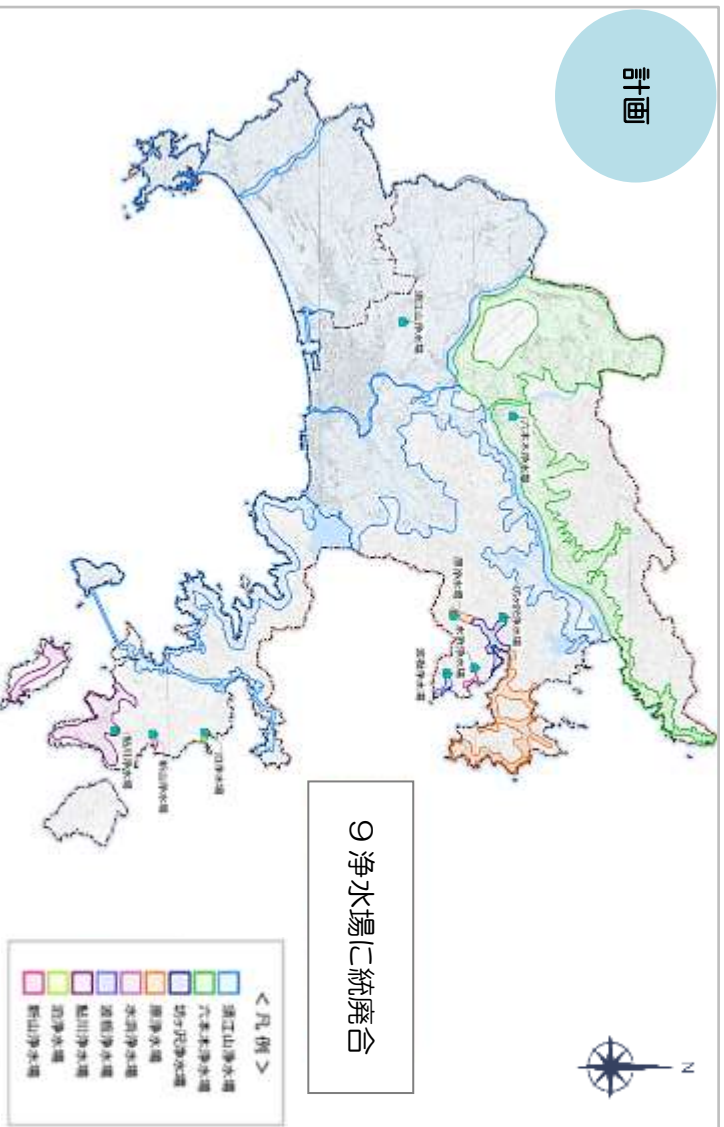
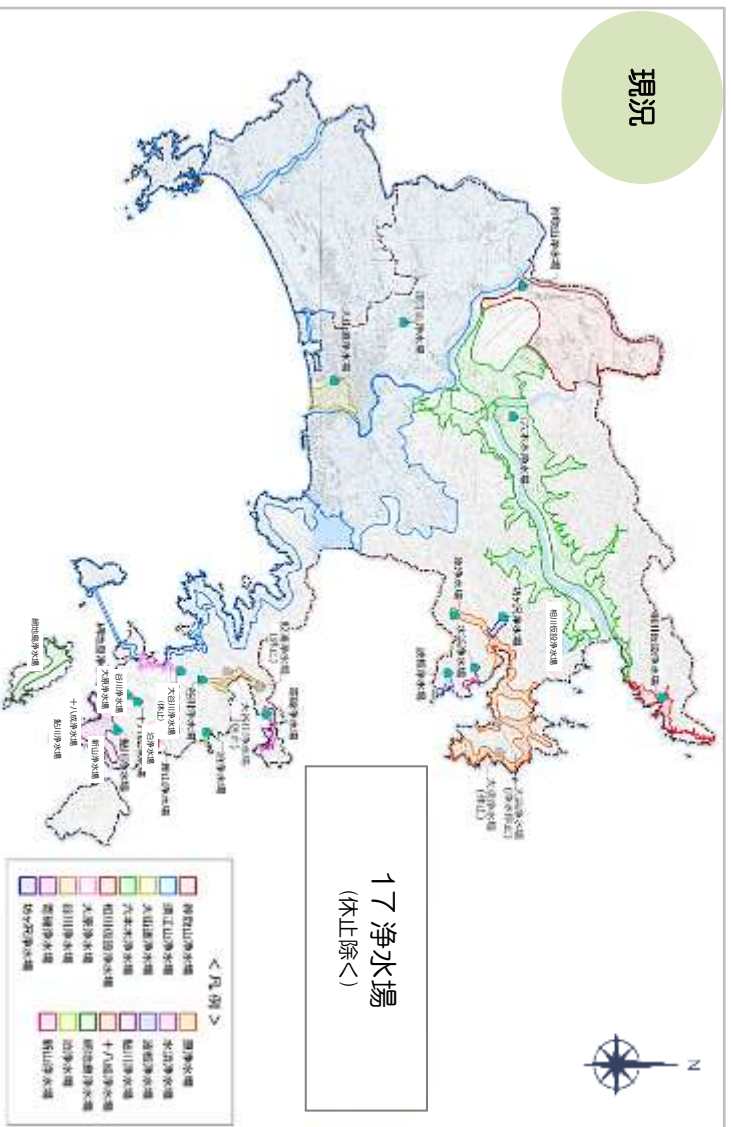
◇水需要減少において、過渡期を考慮し、ダウンサイジングを踏まえた施設の再構築  
◇施設の再構築を契機とした取留水系統の再編や浄水処理の高度化

#### ② 現有施設等の有効活用

◇従来の維持・拡大路線からの脱却、現有施設等の有効活用

#### ③ 広域での運用形態を活用

◇関係する事業者との連携も視野に、連絡管や共同浄水場・配水池など、広域での運用形態を活用した水道システムの検討



再構築計画の概要図

## 水利権制度の柔軟な運用について

八戸圏域水道企業団

現 状	<p>水利権は、河川法に基づき厳格な手続きを経て、申請者の水需要に見合った水利使用許可を原則としているが、各事業者では、給水人口の減少傾向、節水機器の普及や節水意識の高揚などにより、今後ますます給水量の減少が予想され、水利権の減量が懸念されている。</p> <p>また、現行の水利権制度では、渇水時の特例を除いて水融通は認められていない状況にあるが、許可水利権を得ている水道事業者にとって、水道事業経営の根幹をなすものであり、既得の水利権水量をもって安定給水のための施設整備や水運用を実施している。</p>
課 題	<p>今後、水道事業の経営形態は、社会・経済情勢の変化や地域のニーズ等により更に多様化することが予想され、水利権制度の硬直性が広域化の推進を妨げることが懸念される。</p> <p>さらに、地震等の災害や大規模な水質事故などの発生時には、河川管理者においても、減断水を回避するための配慮がなされているが、緊急時には、水源の多系統化や水道事業者間における水融通が有効な方策と考える。</p>
国 へ の 要 望	<p>水利権の許可に当たり、水道事業者がこれまで投資し取得してきた水道水源や水道施設を最大限有効に、かつ、安定して利用し続けられるよう、水利権の許可にあたっては、水需要見合いでの「水利権の減量」がなされないよう配慮すること。</p> <p>水利権の許可に当たり、地震等の災害、大規模な水質事故等の発生時や工事時のバックアップを考慮した水量が得られるよう、また複数の取水地点がある場合に、それぞれ相互補完が可能となるよう配慮すること。</p> <p>水道事業者間又は他事業者間の水融通は、災害や水質事故時のみならず施設の効率的利用等事業の再構築に有効と考えることから、柔軟な運用をすること。</p>



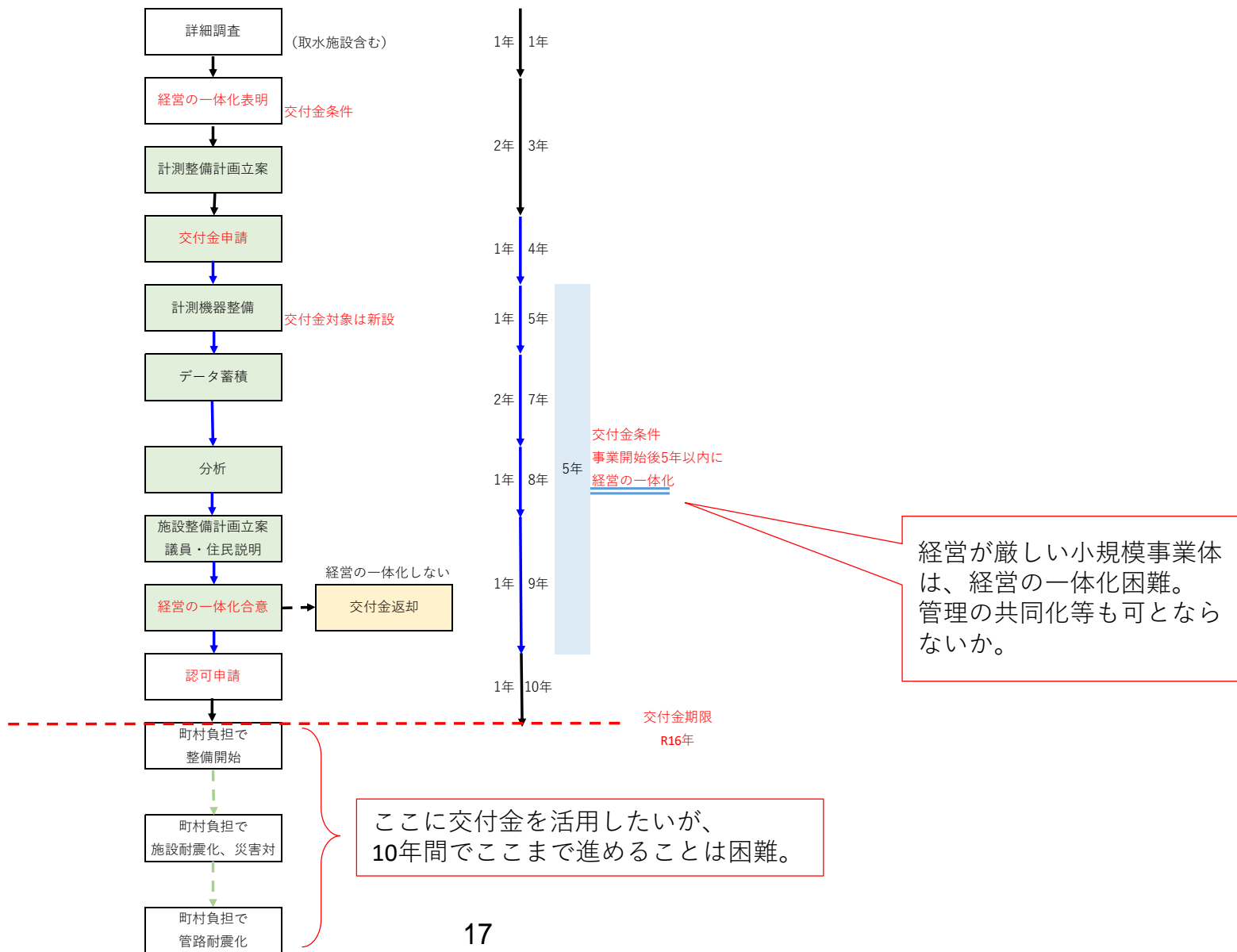
## 水道事業における広域連携に係る財政支援の拡充及び要件緩和について

八戸圏域水道企業団

現 状	近年水道事業者では、大規模災害の発生に備えた強靱化や施設更新に注力しているが、人口減少による料金収入の減少の中、厳しい事業運営を強いられている。そのため国では水道法を改正し、経営基盤を強化する選択肢として、広域的な連携が推奨されることとなった。
課 題	都道府県において「水道広域化推進プラン」が策定されているが、もとより経営基盤が脆弱な中小の水道事業者は、小規模施設が点在し非効率であることから、施設整備をすすめるための広域連携を推進するために必要な資金を確保することが極めて困難である。従って、広域連携を推進するため中小の水道事業者への十分な財政支援が必要であると考えます。
国 へ の 要 望	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 事業統合や経営一体化の要件を緩和するとともに、時限措置を撤廃すること。</li><li>(2) 交付対象事業の拡大及び交付率の引き上げをすること。</li></ol>

(1) 事業統合や経営一体化の要件を緩和するとともに、時限措置を撤廃すること。

### 交付金（広域化事業）のフロー



(2) 交付対象事業の拡大及び交付率の引き上げをすること。

大事項	中事項	小事項	交付率	対象施設等
水道事業 運営基盤 強化推進 等事業	水道事業 運営基盤 強化推進 事業	広域化事業	1/3	次に掲げる施設及び設備とする。 (1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設 (2) 貯水池、その他貯水に必要な施設 (3) 導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 (4) 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設 (5) 送水きよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設 (6) 配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設 (7) 会計システム、料金システム等の事務関係システム

2. 令和5年度要望書作成要領より

・対象事業費

法定耐用年数が経過した水道施設の更新・改修等に関する整備費（統合先の（旧）給水区域内で広域化を契機に行うものに限る）のうち、統合先が過去5年間に行った建設投資額（基幹管路及び基幹水道構造物の耐震化（※）並びに簡易水道事業の統合に要した建設投資額を除く）の平均を上回る額。

（※）以下の①及び②、①及び③、②及び③を満たす水道事業者に限る。

1/3の交付率では、小規模事業者の施設整備は難しい。

法定耐用年数経過前の施設の更新等や、維持管理に係る設備は対象とならないことにより、施設整備を進められない。

交付金(広域化事業) 対象一覧

項目	交付金対象	備考
施設全般		
法定耐用年数超過	○	土地、基本・詳細設計
町村内の統廃合	×	
耐震化	○	耐震化が必要な施設 L2対応
取水施設		
フェンス	×	
施設施設(点検口)	×	
浄水場		
法定耐用年数超過	○	
自家発電設備	○	新規監視装置に付帯する施設
自家発電設備	×	新規監視装置に付帯しない施設
次亜保管用エアコン	×	維持管理のため対象外
予備機	×	
侵入センサー	×	広域化事業の要件に該当しない
施設施設(点検口)	×	
防液堤(次亜)	×	維持管理のため対象外
配水池		
配水流量計新規	○	新規監視装置に付帯する施設(バイパス管含む)
配水流量計追加	×	改修工事等
変電設備新規	○	新規監視装置に付帯する施設
変電設備改造	×	改修工事等
異物混入対策	×	維持管理のため対象外
フェンス	×	
施設設備(点検口)	×	
操作不能バルブ更新	×	維持管理のため対象外
遠方監視装置		
遠方監視装置新規設置	○	水位電極等監視装置に付帯する装置は対象
遠方監視装置追加・改修	×	監視項目の追加は対象外
UPS	○	新規遠方監視装置に付帯する施設
UPS回路改造	×	新規監視装置に付帯しない施設
流入電動弁	○	遠方監視装置に付帯する装置は対象
管路		
法定耐用年数超過管路	○	
耐震化	×	法定耐用年数内は対象外
防凍材設置	×	
マッピングシステム入力	×	企業団のマッピングに入力
管網図	×	
バルブオフセット図	×	

## 生活基盤施設耐震化等交付金における対象施設について

八戸圏域水道企業団

現 状	<p>生活基盤施設耐震化等交付金で交付の対象となる事業のうち、老朽管更新事業においては塩化ビニル管及びダクタイル鋳鉄管の更新について、また水道管路緊急改善事業においては全ての管種の更新について、基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に布設されているものに限って対象とされており、給水分岐がされている配水支管の更新事業については対象外となっている。</p> <p>当企業団では、経済性・地域性を考慮し給水分岐することとした配水本管が存在する。結果としてそれは配水支管として扱われ、水道管路緊急改善事業の対象外となっている。</p>
課 題	<p>大規模地震発生時にも水道の安定供給を実現するため、耐震管の布設を推進する必要があるが、当該事業には莫大な費用を要する一方で、人口減少等による料金収入の低下等、水道事業者の経営環境は悪化しており、耐震管率を向上させるための取り組みを早急に推進することは極めて困難な状況となっている。</p> <p>当企業団においては、令和4年度末時点の基幹管路の耐震管率は72.2%である一方、管路の耐震管率は45.3%であり、全管路延長約2,280kmの約88%を占める配水支管における老朽管の更新が耐震管率向上のための課題となっている。</p>
国 へ の 要 望	<p>老朽管更新事業及び水道管路緊急改善事業において、配水支管を交付対象管路とすること。</p>

## 配水支管を交付対象とした場合の管路更新率の比較

	管路総延長 (m)	現状※1			配水支管を交付対象とした場合		
		管路更新延長 (m)	基幹管路※2以外の 更新延長 (m)	管路更新率 (%)	管路更新延長※3 (m)	管路更新率 (%)	増減
H30	2,074,164.80	12,708.70	12,708.70	0.61	16,944.90	0.82	+0.21
R1	2,080,092.10	9,457.00	8,840.00	0.45	12,403.70	0.60	+0.15
R2	2,086,003.38	8,222.50	8,222.50	0.39	10,963.30	0.53	+0.14
R3	2,090,389.08	7,051.50	7,051.50	0.34	9,402.00	0.45	+0.11
R4	2,094,191.44	9,008.50	8,889.50	0.43	11,971.70	0.57	+0.14

※1 八戸圏域水道企業団業務統計より

※2 当企業団では導水管、送水管、口径350mm以上の配水管を基幹管路としている。

※3 配水支管を交付対象とした場合の管路更新延長は、基幹管路以外（口径300mm以下の配水管）を1/3増で更新した場合の数値

# 関東地区協議会



# 令和6年度国への要望事項の取り纏め結果【関東地区協議会】

令和6年4月19日に開催した関東地区協議会・総会において承認

統一要望

## 国土強靱化の推進

【該当団体】 11 (団体) / 20 (団体内)

## 水道広域化の推進

【該当団体】 10 (団体) / 20 (団体内)

事務局からお示しいただきました、「令和6年度統一要望（案）」の考え方と要望内容に賛同いたします。

考え方

個別要望については、要望の実現可能性を高めるべく、可能な限り、国土交通省が強く意識している「国土強靱化」「水道広域化」に関連させる形でまとめていただくようお願いします。

個別要望

要望内容

- 河川の横断にとられない導・送水管の複線化事業への補助創設（北千葉）
- 管更生工法に係る補助の交付対象を下水道事業と同等にする（かずさ）
- 施設規模の見直しを踏まえた施設の耐震化等を交付対象にする（茨城県南）
- 流域水循環計画の事業への優先交付・ダム堆砂事業への交付創設（神奈川県内）

国土強靱化

- 運営基盤強化事業交付金に係る運用変更（事業期間の延伸）（かずさ）  
（最終年度に2年分の事業実施⇒翌年度まで延伸）

水道広域化

- ダム開発水量に見合う水利権水量の許可（東部地域）

その他

※ 詳細は、別添のとおり。



## 水道施設等耐震化事業の補助制度等の拡充について

北千葉広域水道企業団

現 状	<p>当企業団の導・送水管路は、その多くが、地方公営企業法施行規則に規定する法定耐用年数の 40 年を経過していることから、現在、これらの更新に計画的に取り組んでいる。</p> <p>また、企業団の管路は、大部分が大口径の単一系統になっていることから、リダンダンシーの確保として既設管を撤去せず、複線化事業として進めている。</p>
課 題	<p>これらの更新事業は、水道ネットワークの機能強化やバックアップ対策事業に該当する事案であると考えているが、現行の交付金取扱要領では、複線化事業として交付金を受けられるのは河川を横断する管路に限られている。</p> <p>また、更新事業は、長期間に亘るとともに、多額の事業費を要する大規模な施設整備事業になることが見込まれる。</p>
国 へ の 要 望	<p>導・送水管の複線化は、以下の観点から国土強靱化の推進に繋がる事業である。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 管路事故が発生した際、もう一方の管へ早期にシフトすることが可能となるため、強力なバックアップ体制を構築出来る。</li><li>② 管路の複線化に併せて管路のループ区間を作ることによって、災害時にも断水せずに送水を継続することが出来る。</li><li>③ 複線化により管のメンテナンス作業が容易となるため、適時適切に補修を行うことができ、管の長寿命化に資する。</li></ul> <p>以上のことから、河川の横断にとらわれない複線化事業への国庫補助制度の創設を要望する。</p>

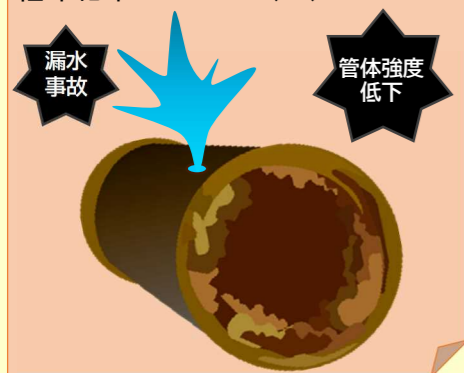
# 送水管更新事業について

## 送水管路の現状と課題

【埋設状況】 延長：約110km（うち更新対象路線 約89km：県水共有線、ループ線を除く。）

### <経年化>

経年化(布設後40年)の進行による  
**管路事故リスクの増大**が懸念されるため、経年化対策が必要  
経年化率：80.3% (R3)



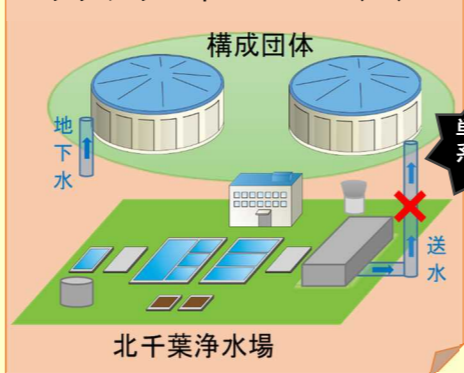
### <耐震化>

大規模地震の発生が予想されており、**地震被害を軽減**するための対策が必要  
耐震適合率：89.9%  
耐震管率：26.4% (R3)



### <バックアップ強化>

管路事故などにおいても**継続かつ量的な安定性を確保**することが必要  
バックアップ率：10.1% (R3)



当企業団は構成団体である県営水道及び7市営水道を通じて、水道水を毎日約160万人の方々に届けている。

しかし、当企業団が保有する導・送水管はその多くが法定耐用年数の40年を経過しているだけでなく、代替のない単一系統になっていることから災害時に管路に事故が発生した場合、被害は甚大なものとなる。

## 〇バックアップ体制

既設送水管を活用した管路更新を実施

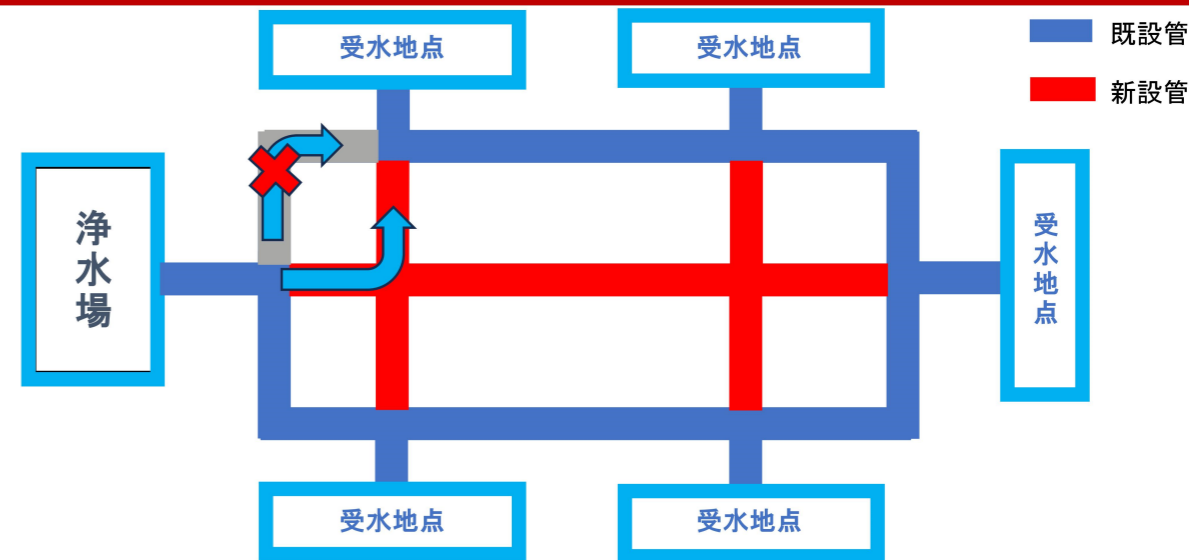
安定給水向上（バックアップ機能）

冗長化更新の効果



## 〇ループ化

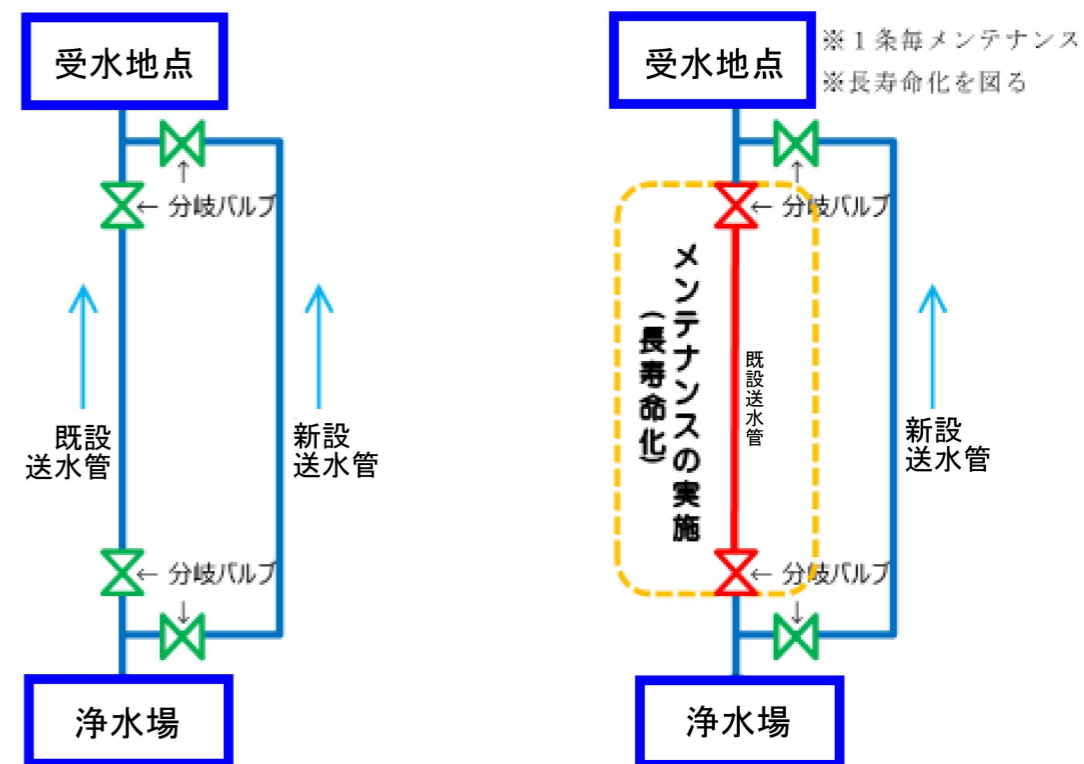
ループ化によって災害時にも送水継続



## 〇管路の長寿命化

2条運転（通常時）

1条運転（メンテナンス等）



## 水道施設整備に関する財政支援の拡充（管更生工法）について

団体名 かずさ水道広域連合企業団

現 状	管更生工法について、下水道事業においては、要件を満たせば交付金の対象とされているが、水道事業では交付金の対象になっていない。
課 題	軌道や河川を伏せ越し横断している管は、更新して耐震化するにしても、従来の推進工法では管理者との協議に時間を要するほか、立坑の配置等により最適なルートで布設できずに高価な工事となってしまう、多くの水道事業者において老朽化していても着手に躊躇している。
国 へ の 要 望	<p>従来、水道事業における管更生工法は、「管路の耐震化の評価については十分知見が蓄積されていないため交付対象としない」とされていた。</p> <p>一方で、軌道や河川の伏せ越し横断管の多くは溶接継手を伴う鋼管であるため、「耐震性能を有する」とされているものの、耐用年数を超過し老朽化が進んでいる場合、長寿命化対策が急務である。</p> <p>そこで、縮径せず既存管を再利用することになるため、経済的かつ管理者との協議が比較的容易である管更生工法が、管路の長寿命化及び耐震化に有効と考えられる。国土交通省への水道行政移管に併せて、水道事業における管更生工法の交付対象の運用を下水道事業と同等にすることを要望する。</p>

## 参考資料

図表や数値データ、関係する法律や要綱等の抜粋を記載してください。

国との意見交換や陳情の際に必要となります。

### 参考 1 下水道事業における管更生工法の交付対象の運用について

#### 下水道事業のストックマネジメント実施に関する

#### ガイドライン

-2015年版-

平成 27 年 11 月

(令和 4 年 3 月改定)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部

付録Ⅲ 改築通知 平成26.7.25 事務連絡「下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について」

事務連絡  
平成 26 年 7 月 25 日

都道府県下水道担当課長 殿  
政令市下水道担当部長 殿  
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道事業課企画専門官

#### 下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について

標記について、下記の通り運用するので適切な事業執行方お願いします。  
各都道府県にあっては管内関係市町村（政令指定都市を除く。）へ周知していただくをお願いします。

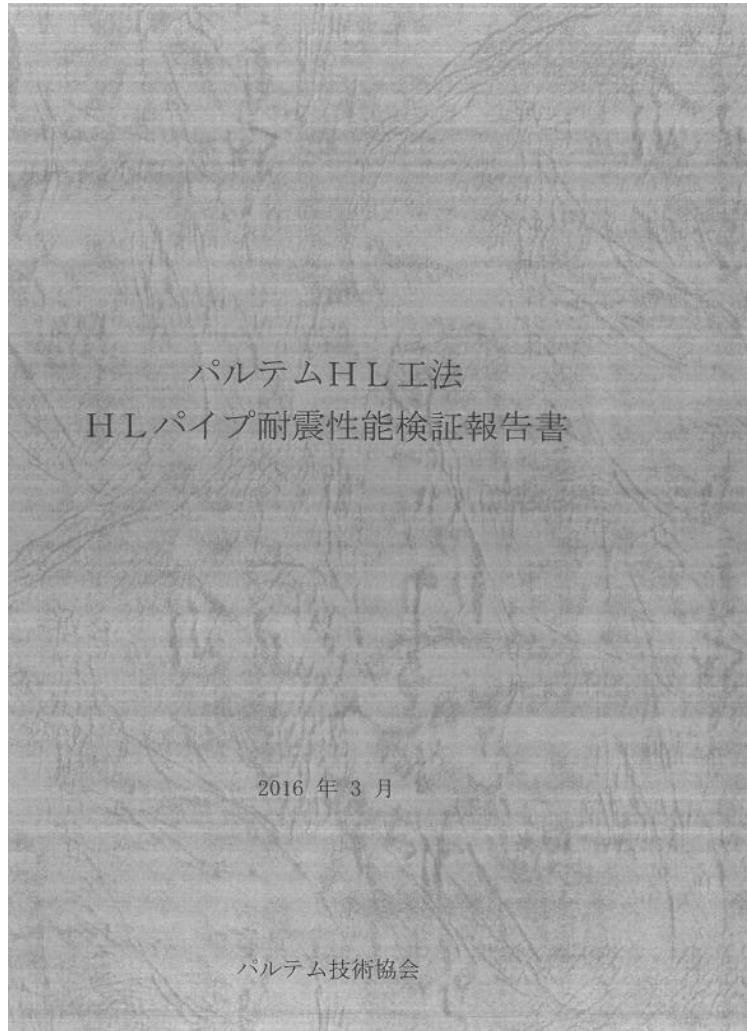
なお、「下水道管渠の更生工法による改築に関する交付対象の運用について（平成24年1月6日付け下水道事業課企画専門官事務連絡）」は廃止とします。

#### 記

更生工法による管きよ改築に関する交付対象は、(1)～(5)の要件をすべて満たすものとして、当面の間、運用します。

- (1) 更生による改築が必要であり、改築時点において交付対象である既設管であること。
- (2) 既設管について適正な維持管理が行われていたこと。
- (3) 更生を行う管きよの下水道長寿命化計画が策定されていること（ただし、下水道総合地震対策事業に基づく下水道総合地震対策計画等、他の事業制度に基づく計画に位置づけられた事業は、あらかじめ下水道長寿命化計画を作成する必要はない。）。
- (4) 更生範囲が少なくとも1スパン(人孔間)以上であること。
- (5) 更生工法の種類毎に、別表に定める基準等に準拠して設計・施工されるものであること。なお、別表に基づくものでない場合については、国土交通省と個別に協議を行ったものであること。

参考2 管更生工法の耐震性能検討事例（パルテム技術協会）



目次

1. まえがき	- 1 -
2. パルテムHL工法概要とパイプ形成材料「HLパイプ」	- 2 -
2.1 パルテムHL工法の概要	- 2 -
2.2 パイプ形成材料「HLパイプ」	- 4 -
3. 被災地における施工実績調査	- 8 -
3.1 地震時の管路被害調査とパルテムHL工法施工管理	- 8 -
3.2 継手変位量実態調査と兵庫県南部地震後の施工管路追跡調査	- 10 -
3.3 地震被害調査文献とパルテムHL工法施工実績の照合	- 11 -
3.4 まとめ	- 13 -
4. 要求される耐震性能と地震時挙動検証実験	- 14 -
4.1 HLパイプに要求される耐震性能	- 14 -
4.2 継手部一体化挙動の検証	- 15 -
4.3 継手部変位挙動の検証	- 23 -
4.4 まとめ	- 27 -
5. 耐震性能照査方法の確立	- 28 -
5.1 耐震計算方法の選定と計算条件	- 28 -
5.2 許容歪みの設定	- 30 -
5.3 モデル地盤による耐震性照査	- 34 -
5.4 まとめ	- 35 -
6. 地盤変状における現状の対応	- 36 -
7. あとがき	- 38 -
参考文献	- 39 -
付属資料 パルテムHL工法耐震計算書	

## 施設の耐震化等に伴う施設規模の見直しについて

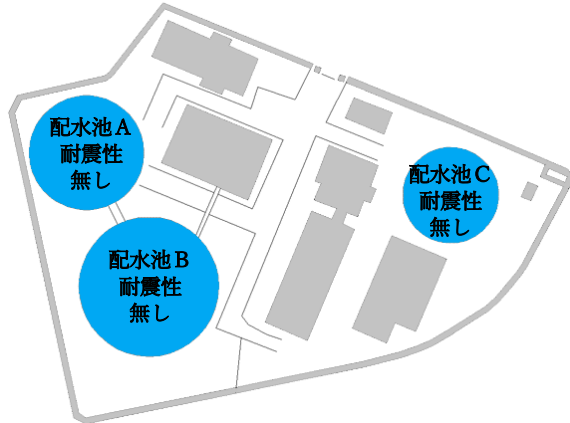
茨城県南水道企業団

現 状	<p>現在、当企業団においては、耐震性が不足する配水施設が多くあり、早急に耐震化を進めて行かなければならない状況にある。しかしながら、用地不足等により耐震補強を施すことが出来ず、建て替えにより対応せざるを得ないケースが多くなっている。配水池等の建て替えにおいては、将来需要に応じた容量や基数の見直しに取り組んでいるところであるが、当該事業において十分に国庫補助金を活用できない状況にある。</p>
課 題	<p>現在の基幹構造物の耐震化事業において施設を更新する場合、同規模単体での更新が前提となっており、複数の配水池等の施設を順次計画的に耐震化、更新することで、需要減少に合わせて施設規模を見直していくような計画においては十分活用することができない制度となっている。</p>
国 へ の 要 望	<p>今後の需要減少を考えた場合、単体での補強、更新だけでなく、施設全体の規模の見直しは必要不可欠であり、施設の耐震化や更新に合わせた効率的な施設配置を積極的に検討、推進できるよう、より柔軟に活用できる制度への見直しを求める。</p>

参考資料

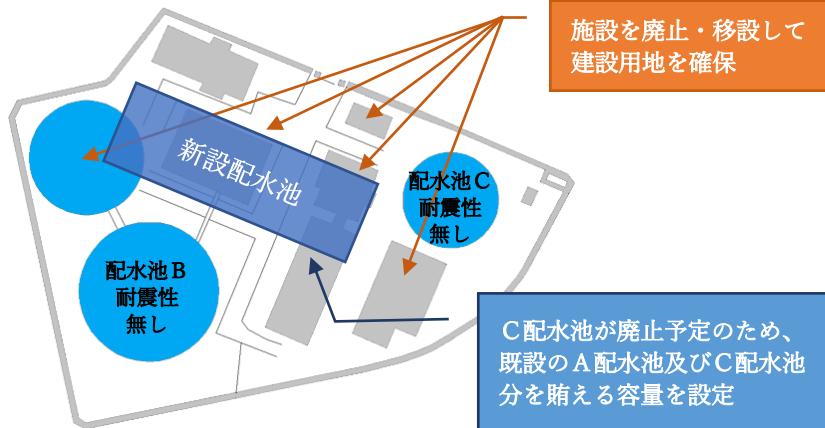
●配水場内の施設更新（耐震化）の例】

【現状】



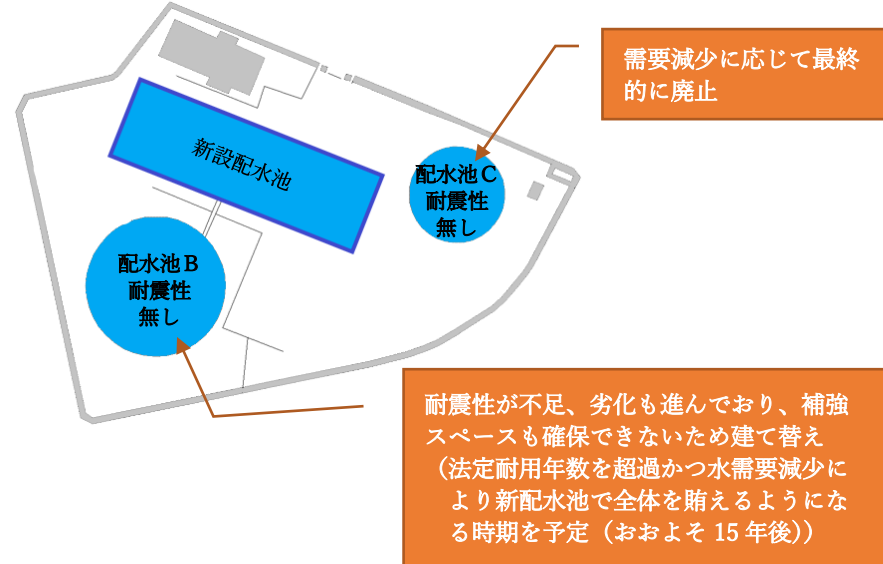
◆全ての配水池において耐震性が不足しているが、耐震補強を施す施工スペースが確保できない。また、用地に余裕がなく、新たに配水池を増設するスペースも確保できない。

【計画1】



◆配水池Aや一部建屋を撤去して新設配水池を築造。

【計画2】



【課題】

本事業に当たり、以下のような指摘がなされている。

- ★新設配水池は既設A配水池の容量を大きく上回るため、「基幹構造物の耐震化事業」の条件に該当せず、施設の単純更新又は拡張事業と認められる。
- ★新設配水池は既設のA配水池及びB配水池の代替施設となるのだが、大きな損壊等が生じない限り、既設B配水池の更新は相当先になることから、1つ一體的な事業としては認められない。

## 水源地における関係機関の連携と財源措置について

神奈川県内広域水道企業団

現 状	ダムに水源を求めた水道事業者は、多額の建設費用を負担するとともに、ダム完成後も多額の維持管理費を負担している。
課 題	ダム上流域の森林では、所有区分毎に管理者が混在し、総合的な治山・涵養事業の実施が進んでいない。 ダム域への土砂流入に歯止めがかからず、計画堆砂量を著しく上回る堆積土砂及び洪水調節容量内の堆積土砂の問題は、全国的な課題となっている。
国 へ の 要 望	流域水循環計画として認定された計画に基づき実施する事業については、交付金制度の明確化を図り、交付額及び対象事業の拡大等により、さらなる施策推進に向けた措置を講ずること。また、水源地におけるダムの堆積土砂対策事業費について、国庫補助制度を創設する等、財政上必要な措置を講ずること。



# 水源地における関係機関の連携及び行財政支援

## 1 現状

- ダム建設費として多額の費用を負担
- 維持管理費として多額の費用を毎年負担

## 2 課題

- 土砂生産域で総合的な治山・涵養事業の実施が困難  
⇒所有区分毎に管理者が混在
- 浚渫費用は主にダム利用者(利水(水道など)・治水)が負担  
⇒ダム域への土砂流入が継続
- 計画堆砂量を著しく上回る堆積土砂及び洪水調節容量内の堆積土砂の問題は、全国的な課題  
⇒H26: 会計検査院から改善処置要求

流域全体で、健全な水循環を維持していくことが不可欠  
 その中で、土砂管理は重要な要素  
 堆積土砂対策は、流域の各管理者が一体となり取り組むべき課題

## 3 要望事項

※水循環基本法の基本理念に基づく取組み※  
 ※堆積土砂関連の諸課題に効率的かつ効果的に対応※

水源地における関係機関の連携及び行財政が必要

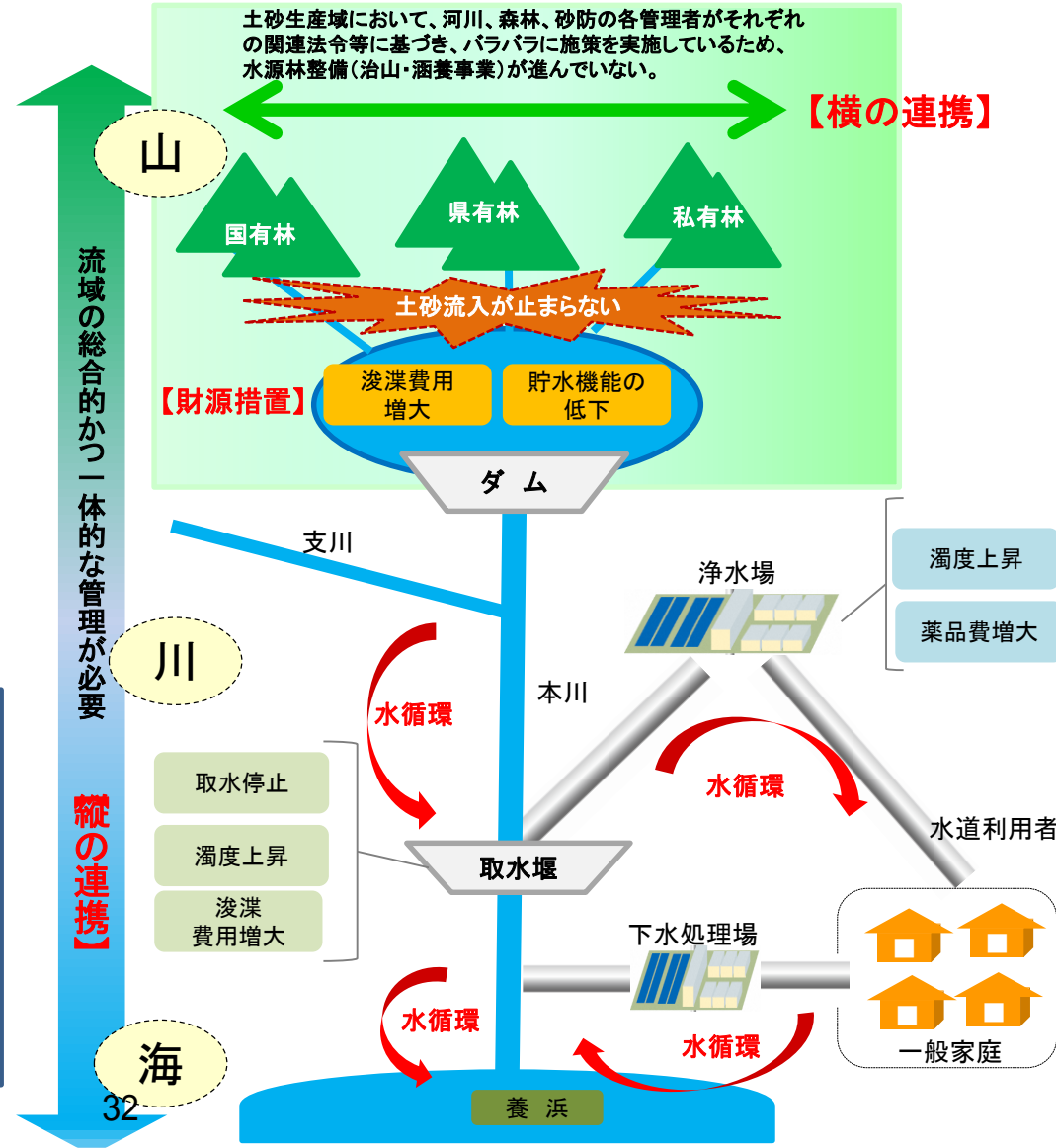
《要望1》流域水循環計画事業の推進のための措置【要件緩和】

交付金制度の拡充、交付額及び対象事業の拡大等

《要望2》ダム堆積土砂対策事業への財政支援【制度創設】

水源地におけるダムの堆積土砂対策事業費について国庫補助制度等を創設

水循環基本法の基本理念“健全な水循環の維持回復”  
 の実現にあたっては、土砂管理が重要な要素



## 生活基盤施設耐震化等交付金に係る要望について

かずさ水道広域連合企業団

現 状	かずさ広域連合企業団は、君津地域の水道事業の効率化を図るため、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の4市で行っていた水道事業と君津広域水道企業団で行っていた水道用水供給事業を同一の事業体で行うことを目的に創設され、統合広域化に係る交付金制度を活用して、事業を進めている。
課 題	統合広域化に係る交付金の内、統合2年目から10年目までの9年間の時限交付となる運営基盤強化等事業について、厚生労働省の交付金に関するFAQ（平成27年1月19日 都道府県水道関係担当者会議の参考資料）によると、「運営基盤強化等事業は前年度までの広域化事業の交付総額を上限とし、最終年度は最終年度の広域化事業の交付額を含めた額を上限とする。」との記載があり、このままでは最終年度に約2年間分の事業を行うことになり、対応に苦慮することが予想される。
国 へ の 要 望	運営基盤強化等事業の交付金を最大限活用し、統合広域化の効果を十分に発揮するため、運営基盤強化等事業の最終年度を翌年度に延伸すること。

# 生活基盤施設耐震化等交付金に係る要望について

かずさ広域連合企業団は、君津地域の水道事業の効率化を図るため、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の4市で行っていた水道事業と君津広域水道企業団で行っていた水道用水供給事業を同一の事業体で行うことを目的に創設され、統合広域化に係る交付金制度を活用して、事業を進めている。

統合広域化に係る交付金の内、**統合2年目から10年目までの9年間の時限交付となる運営基盤強化等事業**について、厚生労働省の交付金に関するFAQ(平成27年1月19日 都道府県水道関係担当者会議の参考資料)によると、「運営基盤強化等事業は前年度までの広域化事業の交付総額を上限とし、最終年度は最終年度の広域化事業の交付額を含めた額を上限とする。」との記載があり、このままでは**最終年度に約2年間分の事業を行うことになり**、対応に苦慮することが予想される。

そこで、次のとおり要望する。

○運営基盤強化等事業の交付金を最大限活用し、統合広域化の効果を十分に発揮するため、運営基盤強化等事業の最終年度を翌年度に延伸すること。

## ○運営基盤強化等事業(水道事業運営基盤強化推進事業)の交付スキーム

### 現 行

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
広域化事業	80	100	80	90	100	90	80	80	100	90
運営基盤強化等事業	0	80	100	80	90	100	90	80	80	190

広域化事業の交付額の総額を上限に、翌年度以降において交付されるため1年のずれが生じる。

両事業の終期が重なり、1年ずれて交付を受ける運営基盤強化等事業交付金の最終年度は、広域化事業交付金の2か年分をまとめて受けることとなり工事が集中してしまう。

### 要 望

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
広域化事業	80	100	80	90	100	90	80	80	100	90	0
運営基盤強化等事業	0	80	100	80	90	100	90	80	80	100	90

運営基盤強化等事業の最終年度を翌年度に延伸することにより、工事の平準化が図られ、交付金を最大限活用し統合広域化の効果を十分に発揮することができる。

## I 生活基盤施設耐震化等交付金について

### Q1 生活基盤施設耐震化等交付金創設の理由について。

南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の懸念がある中、国民の生活基盤に密接に係る水道施設や保健衛生施設等の耐震化が喫緊の課題となっている。

このため、26年度補正予算において、地方自治体が地域の実情を踏まえ、水道施設と保健衛生施設等の耐震化事業を自由に配分できる生活基盤施設耐震化等交付金を創設し、耐震化への取組を推進するもの。

なお、水道事業においては、耐震化・老朽化対策等に要する費用が増加する一方、料金収入の減少や運営基盤の弱い小規模事業者が多いという課題があるが、今回の交付金創設に合わせて、水道事業者の広域化も行うこととしており、これにより、運営基盤が強化され、今後の耐震化・老朽更新需要に適切に対応できるものと考えている。

### Q2 都道府県向けの交付金とする理由について。

今回の交付金は、①耐震化対策を推進する観点から、市町村への配分などについて地方の自由度を高めること、②水道事業者の運営基盤強化のために市町村を跨いだ広域化を進めること、を目的としていることから、都道府県向けの交付金とすることとしている。

## II 生活基盤施設耐震化等整備計画について

### Q1 事業計画の期間はどれぐらいを設定すればよいか。

おおむね5年間。

### Q2 事業計画の目標及び成果目標はどのように設定すればよいか。また、事業期間が長期で、事業の完了が計画期間後になるものを盛り込んでよいか。

計画の目標は、上位計画や地域の課題への対応などを踏まえ、地域の実状に応じて設定してください（必ずしも計画期間中に達成することに限りません）。一方、計画の成果目標は、計画期間中に実現を目指す指標として、計画の目標の実現状況を定量的に把握可能な指標を、例えば水道事業ガイドライン（日本水道協会作成）を活用するなどし、設定してください。

【計画の名称（例）】〇〇管内の水道施設の強靱化（耐震化）推進

【計画の目標（例）】老朽化管路の更新により災害につよいまちづくりを図る。

【計画の成果目標（例）】経年化管路率 現状〇〇%→×年〇〇%

管路の耐震化率 現状〇〇%→×年〇〇%

重要施設につながる管路の耐震化率 現状〇〇%→×年〇〇%

漏水に関する事故・苦情件数の減少 現状〇〇件→×年〇〇件

【計画の名称（例）】〇〇圏域の水道事業基盤の強化推進

【計画の目標（例）】〇〇圏域の水道事業の広域化により事業基盤の強化を図る。

【計画の成果目標（例）】管路の更新サイクル 現状〇〇年→×年〇〇年

水道業務経験年数度 現状〇〇年/人→×年〇〇年/人

経営規模の拡大（事業数の減少）現状〇〇→×年〇〇

## III 交付対象事業について

### Q1 水道事業運営基盤強化推進事業の広域化事業はどういう事業を想定しているのか。

広域化事業は資本単価要件等を満たしている水道事業の給水区域内において、広域化を契機に実施する施設整備（新設、増設及び更新）、遠隔監視システム等の設備整備を想定している。なお、事務所及び倉庫（工事施工のための仮事務所及び仮設倉庫を除く。）、門、さく、へい、植樹その他維持管理に必要な施設、給水装置、消火栓は現行補助金同様、交付対象外とする。

### Q2 水道事業運営基盤強化推進事業の運営基盤強化等事業はどういう事業を想定しているのか。

運営基盤強化等事業は、広域化を実施する圏域内の運営基盤強化に資する事業、主に耐震化等について対象としている。

### Q3 水道事業運営基盤強化推進事業と水道施設等耐震化事業の両方を同一水道事業者が実施することは可能か。

実施可能である。また、水道施設整備費補助から水道施設等耐震化事業に移行する継続事業については、水道事業運営基盤強化推進事業を新たに実施する場合、広域化事業に該当する事業内容である場合は、広域化事業に含め1つの計画として実施することも可能である。

Q4 水道事業運営基盤強化推進事業で広域化に資するとして実施する事業が、補助金の対象事業も含まれる場合、交付金と補助金の両方を充てることは可能か。

広域化に資する事業として補助金の対象事業が想定された場合、交付金と補助金の両方を充てることも可能である。但し、同一事業において箇所等をアロケーションするなど二重計上とならないよう十分注意されたい。

Q5 水道事業運営基盤強化推進事業の運営基盤強化等事業の上限額はどのようにまたいつ決定されるのか。

**運営基盤強化等事業は前年度までの広域化事業の交付総額を上限とし、最終年度は最終年度の広域化事業の交付額を含めた額を上限とする。**

(例示) 各年度の運営基盤強化等事業の上限額(10年計画5年目に広域化した場合)  
6年目→「1～5年目の広域化事業交付額」  
7年目→「1～6年目の広域化事業交付額」－「6年目の運営基盤強化等事業交付額」  
8年目→「1～7年目の広域化事業交付額」－「6,7年目の運営基盤強化等事業交付額」  
9年目→「1～8年目の広域化事業交付額」－「6～8年目の運営基盤強化等事業交付額」  
10年目→「1～9年目の広域化事業交付額」－「6～9年目の運営基盤強化等事業交付額」  
※広域化事業交付総額が上限額となる

Q6 水道事業運営基盤強化推進事業について、簡易水道事業及び水道用水供給事業も合わせて広域化を行う場合、当該(旧)給水区域及び(旧)供給区域に要する施設整備も対象としてよいか。

広域化事業の対象とはならないが、一体的に整備することが広域化に資する場合は、運営基盤強化等事業の上限額の範囲内で整備することを妨げるものではない。

Q7 水道事業運営基盤強化推進事業について、交付を受けたものの予定より遅れたまた、地元調整などにより広域化に至らなかった場合、交付金の返還等の取扱いはどうなるか。

広域化することを前提として広域化事業を交付するので、目的が達成されなかった場合は、何かしらの措置をしなくてはならないと考える。措置については、理由等により個別に判断する。なお、そういったことが生じないように事前調整をされた上で、事業を開始するよう留意されたい。

Q8 資本単価緩和要件にある管路総延長/現在給水人口の平均及び水道料金の平均の算出方法等について。

「管路総延長/現在給水人口の平均」は上水道事業者の全国平均、「水道料金の平均」は上水道事業者の1ヶ月に10㎡使用した場合の家庭用水道料金の全国平均を毎年、別途通知する。

Q9 官民連携等基盤強化推進事業の対象範囲について。

本事業は、公共施設等運営権制度(コンセッション方式)を活用した事業を官民連携等基盤強化の方策の一つとして、事業実施に向けて具体的な検討を行う段階の案件が対象となる。

Q10 官民連携等基盤強化推進事業の交付を受けて検討を行ったものの事業実施に至らなかった、又はコンセッション方式以外の方策と事業実施することとなった場合、交付金の返還が生じるのか。

人口減少に伴う給水収益の減少、水道事業に携わる職員の減少など水道事業を取り巻く環境が厳しさを増していることを踏まえ、経営基盤の強化を図り将来にわたって健全な事業運営を持続させるため、公共施設等運営権制度(コンセッション方式)など官民連携に向けて、まずは制度の導入を検討していただくことが重要と考えている。よって、本事業は事業実施に向けて具体的な検討を行うことを交付目的としたため、検討を行った結果として事業実施に至らなかった又コンセッション方式以外の方策を事業実施することとなった場合でも、交付目的は達成されていると解し、交付金の返還は不要とする。

Q11 都道府県事務費の範囲について。

現行補助金の指導監督事務費の対象経費の他、生活基盤施設耐震化等交付金(仮称)に関する事務のために必要な職員手当(時間外勤務手当に限る)も対象とする予定である。

#### IV 経過措置について

Q1 水道事業運営基盤強化推進事業の経過措置で要する都道府県の同意はどれぐらいのレベルのものを想定されているか。

都道府県水道ビジョンの策定責任者レベル(担当部局長など)の同意を求める予定である。

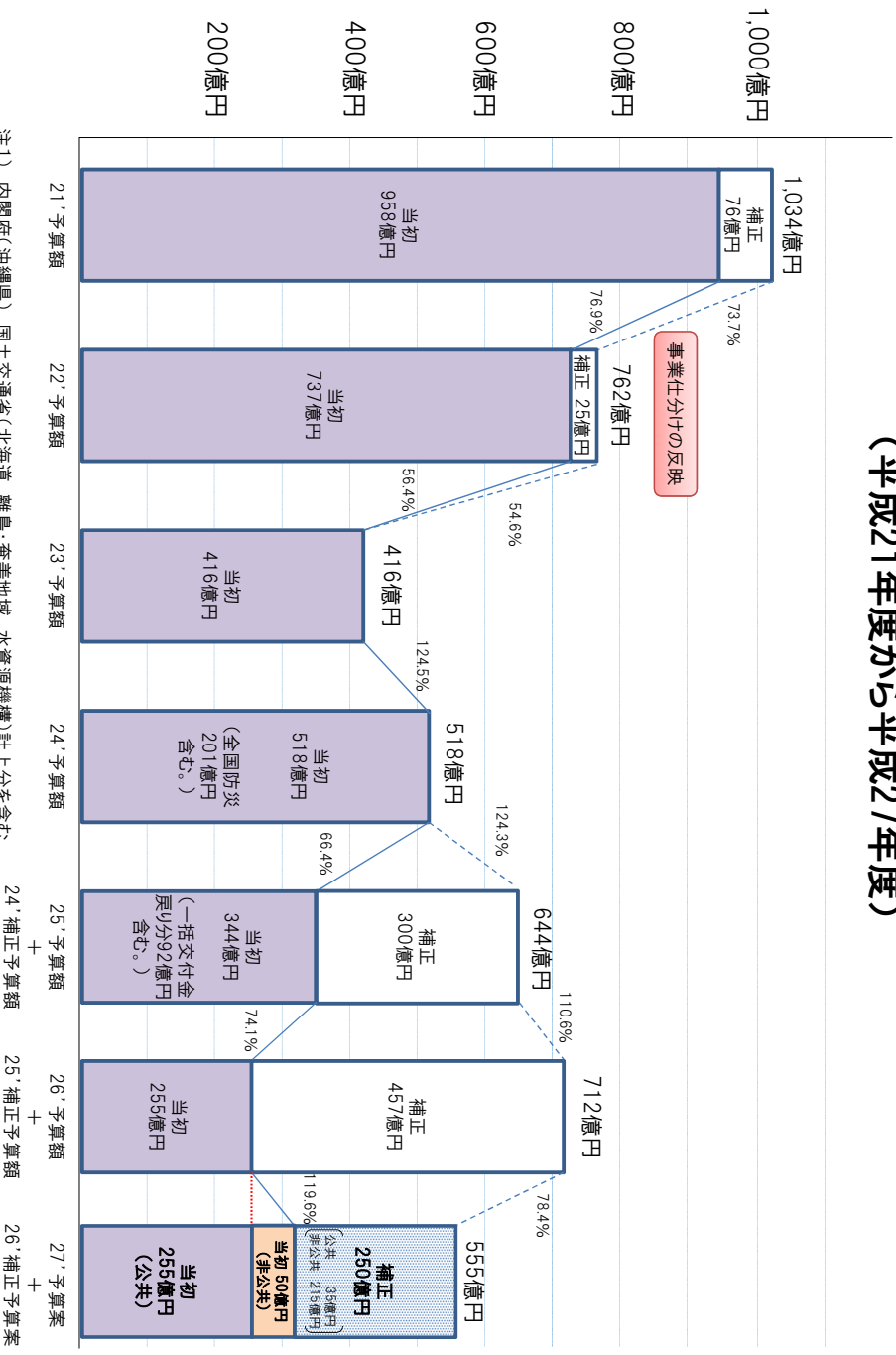
# 平成27年度水道関係予算案について



## 厚生労働省健康局水道課

平成27年1月19日

### 水道施設整備費 年度別予算額推移 (平成21年度から平成27年度)



# 平成27年度水道施設整備関係予算案

(単位：百万円)

区分	平成26年度額 A	平成27年度案 B	対前 年減 額 B-A	対前 年率 (%) B/A
水道施設整備費	( 86,821) 40,730	(72,516) 47,305	6,575	116.1
簡易水道	( 27,465) 13,853	( 16,155) 14,155	302	102.2
上水道	( 43,590) 11,513	( 12,701) 11,201	A 312	97.3
指導監督事務費等	( 91) 91	( 100) 100	9	109.9
災害復旧費	( 752) 350	( 561) 350	0	100.0
耐震化等交付金	0	( 26,500) 5,000	5,000	-
東日本大震災	( 14,923) 14,923	( 16,498) 16,498	1,575	110.6
水道施設整備費	( 71,146) 25,457	( 55,457) 30,457	5,000	119.6

※災害復旧費(東日本含む)を除いた場合  
注1)：厚生労働省、内閣府(沖繩)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)、復興計上分の総計。  
注2)：平成26年度予算額欄の上段( )書きは、平成25年度補正予算額を含む。  
注3)：平成27年度予算案欄の上段( )書きは、平成26年度補正予算案を含む。  
注4)：百万円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

2

## 平成27年度水道施設整備関係予算案事業概要

### 1. 水道施設整備費補助

27年度予算案：255億円(うち厚生労働省計上分：146億円)  
26年度予算額：255億円(うち厚生労働省計上分：146億円)

ダム等の水道水源開発や病原性原虫等の不安や異臭味被害等に対応した高度浄水施設の整備及び水道未普及地域の解消や地方生活基盤の充実等を図るための簡易水道の施設整備に必要な経費について、財政支援を行う。

【補助先】都道府県、市町村、一部事務組合

【補助率】1/2, 4/10, 1/3, 1/4

### 新2. 生活基盤施設耐震化等交付金(仮称)(厚生労働省計上)

27年度予算案：50億円  
26年度予算額：一億円

国民生活に密接に関係する水道施設及び保健衛生施設等の耐震化を推進するとともに水道事業の広域化を推進し、水道施設の効率化や人員体制の集約化を図り水道事業体の運営基盤を強化するための施設整備に必要な経費について、財政支援を行う。

【交付先】都道府県(都道府県がとりまとめた耐震化等に関する事業計画に基づき、耐震化対策等に要する経費の一部を交付)

【交付率】水道施設：1/2, 4/10, 1/3, 1/4  
保健衛生施設等：3/4, 2/3, 1/2, 1/3, 定額

(参考)平成26年度補正予算案  
水道施設の耐震化対策等

250億円  
災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給するための水道施設等について、地方公共団体が実施する耐震化を推進するため、新たな交付金を創設するとともに、高度浄水施設等の整備に要する費用に対して補助を行う。

水道施設災害復旧事業

2億円  
平成26年8月に発生した大雨等により被災した水道施設の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行う。

3



# 生活基盤施設耐震化等交付金(仮称)について

平成27年1月19日



厚生労働省健康局水道課

## 目次

1. 制度概要
2. 生活基盤施設耐震化等交付金(仮称)対象事業
  - I 水道事業運営基盤強化推進事業
  - II 水道施設等耐震化事業
  - III 官民連携等基盤強化推進事業
  - IV 指導監督交付金
3. 経過措置
4. 事業評価の取扱い
5. 事務委任の取扱い
6. 地方財政措置
7. その他
  - ▶今後のスケジュール
  - ▶配分に当たっての留意点



# 1. 制度概要 生活基盤施設耐震化等交付金（仮称）の創設について

## 背景

水道は、災害時においても安定した給水を確保することが求められている重要な社会インフラであり、保健衛生施設等についても、疾病の予防・治療等の拠点となる重要な施設であることから、地域住民の社会生活基盤として、災害においても機能を維持する必要がある。

## 概要

- ◇ 地方公共団体等（都道府県、市町村、一部事務組合等）が整備を行う、水道施設及び保健衛生施設等の耐震化等を推進するため、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる交付金を創設。
- ◇ 都道府県が取りまとめた水道施設及び保健衛生施設等の耐震化等に関する事業計画に基づき一体的に支援。
- ◇ 安定した水の供給を図るとともに地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与する。

## 新たな交付金制度

### 【内容】

都道府県が取りまとめた耐震化等に関する事業計画に基づき耐震化対策に要する経費の一部を交付。

### 【対象施設】

- 水道施設
  - 災害時でも安全で良質な水道水を供給し、将来にわたり持続可能かつ強靱な水道を構築する。【簡易水道事業に係る施設、上水道事業に係る施設 等】
- 保健衛生施設等
  - 災害時でも地域住民の健康増進及び疾病予防・治療などの拠点としての機能を維持する。【精神科病院、原爆被爆者保健福祉施設 等】

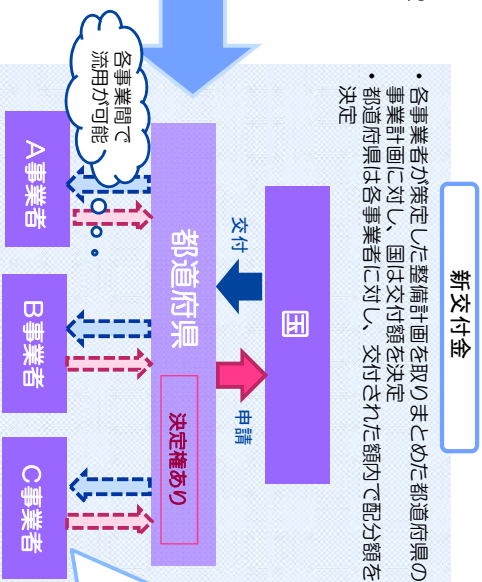
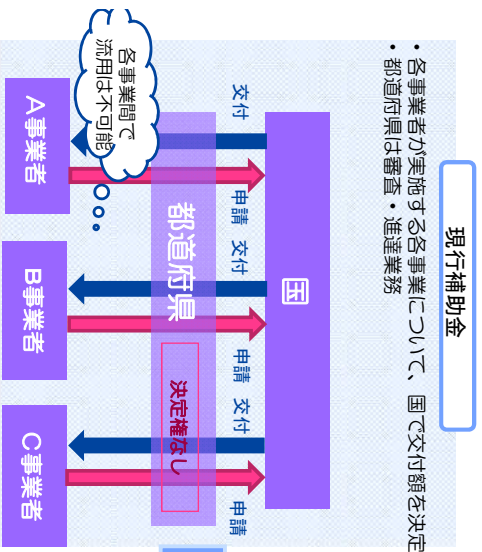


## 1. 制度概要 生活基盤施設耐震化等交付金（仮称）の特徴について

### ポイント

- ◇ 都道府県の裁量により、都道府県内の市町村間での流用が可能となり、各事業の進捗状況等により、柔軟かつ効率的な事業実施が可能
- ◇ 地方公共団体に自由度を高め、より都道府県のリーダーシップの発揮が可能
- ◇ 今まで各事業者毎に進めてきた耐震化及び広域化等について、一体的に進めていくことで、計画的かつ効率的な建設投資が可能

### 交付のスキーム



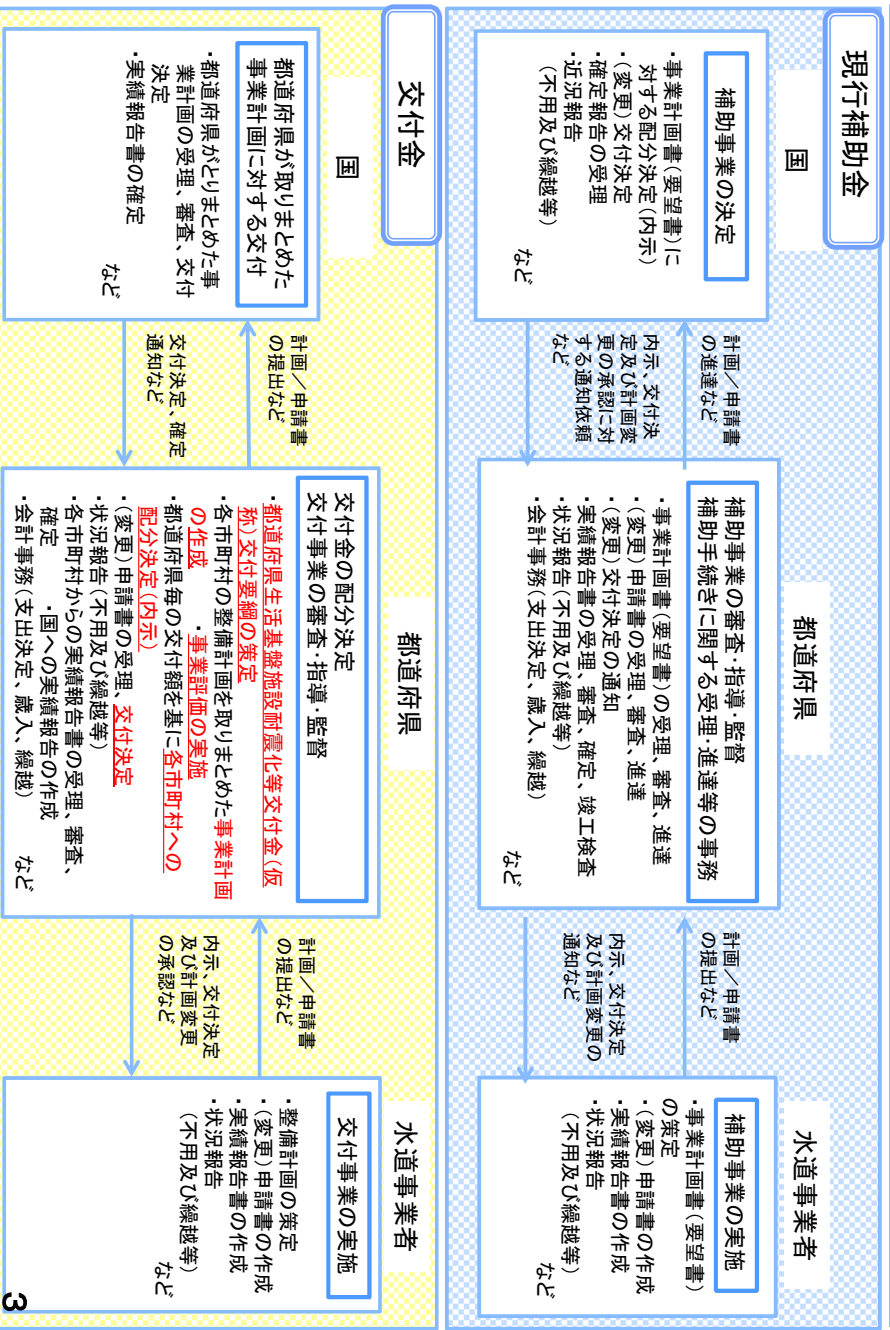
例えば・・・

- ・A事業者の事業が予定より進まなかった
- ・B事業者の事業は、予定より順調に進んでいるが予算が不足

### AとB間で流用

（従来と・・・）  
余剰分は国へ返還又は繰越手続きが必要

# 1. 制度概要 都道府県の事務について



# 1. 制度概要 都道府県が提出する事業計画のイメージ

**(イメージ) ○○○○○事業計画**

国 都道府県 水道事業者

都道府県が提出する事業計画のイメージ

水道事業運営基盤強化推進事業を実施する場合は広域化計画も併せて提出

各市町村の整備計画を取りまとめる

○○市整備計画

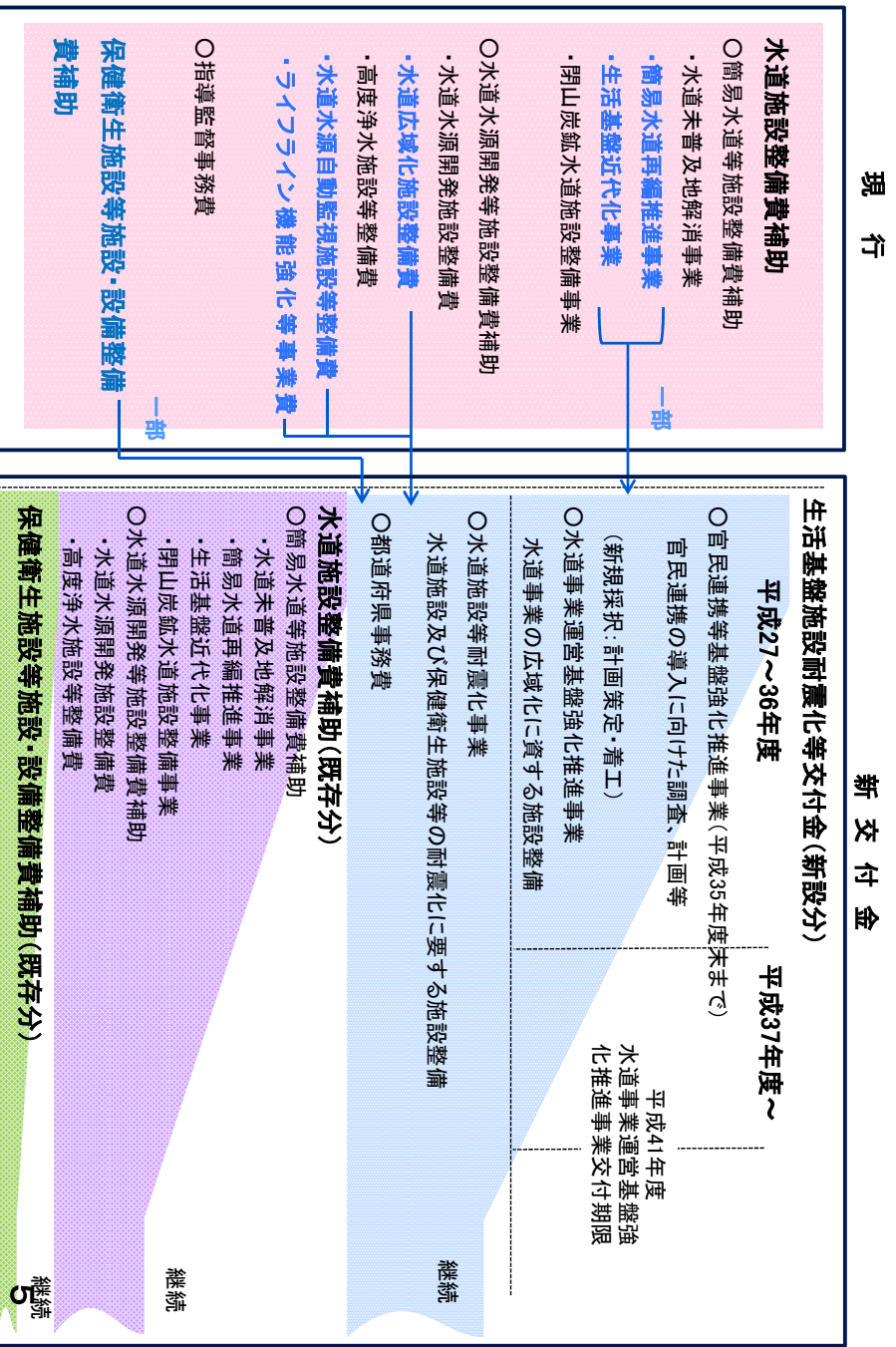
○○町整備計画

○○市整備計画

4



## 2. 生活基盤施設耐震化等交付金(仮称)対象事業



## 2-1. 水道事業運営基盤強化推進事業について

### 条件

1. 都道府県水道ビジョン(水道整備基本構想)に基づく圏域における広域化であること。
2. 市町村域を越えて3事業者以上の広域化であり、かつ計画区域内の給水人口が原則5万人以上であること。但し、現在給水人口1万人未満の事業者を含む場合は、計画区域内の給水人口が3万人以上であること。
3. 資本単価が90円/㎡以上である水道事業を広域化の対象に含むこと。
4. 平成36年度までに着工した事業を対象とし、交付期限は平成41年度とする。
5. 補助率は1/3とする。

### 現行制度との比較

#### 現行補助金

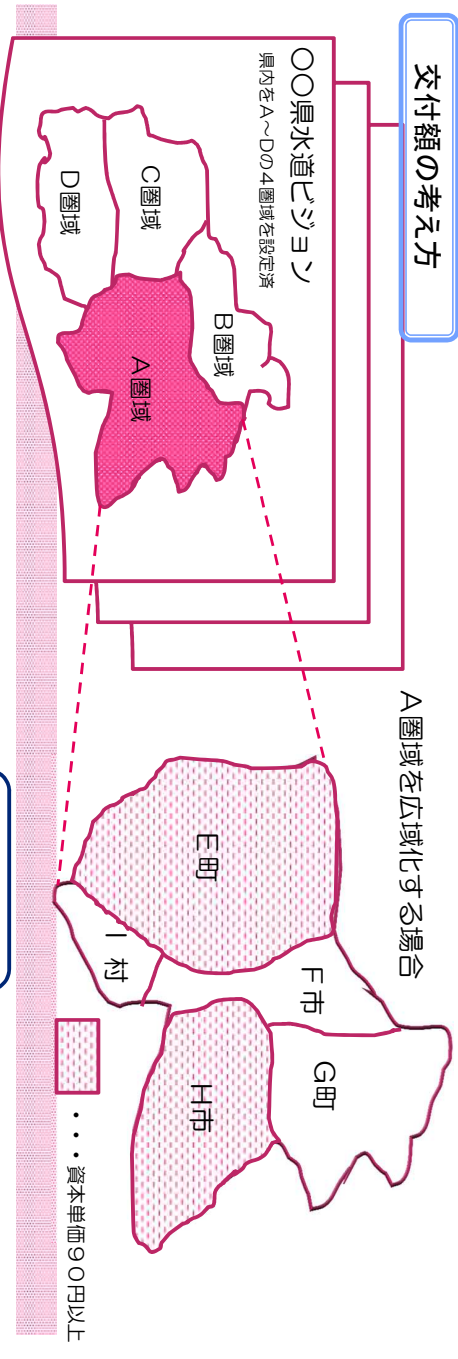
- ・現在給水人口が原則50万人以上であること
  - ・広域的な水道整備計画(水道法第50の2)に基づく事業
  - ・給水量の増加を伴う新設又は増設事業であること
  - ・資本単価が140円/㎡以上であること
  - ・事業統合であること
- など

#### 新交付金

- ・給水人口の緩和(50万人以上→5万人以上)
  - ・法的根拠に基づく計画を要件上は撤廃
  - ・事業統合の他、経営の一体化(※1)を対象
  - ・資本単価要件の緩和(140円/㎡以上→90円/㎡以上)
- また、次の①～③いずれにも該当する場合は**資本単価要件を撤廃**
- ① 現在給水人口1万人以下
  - ② 地震対策地域(※2)に指定されている地域
  - ③ 管路総延長/現在給水人口が平均以上又は水道料金が平均以上

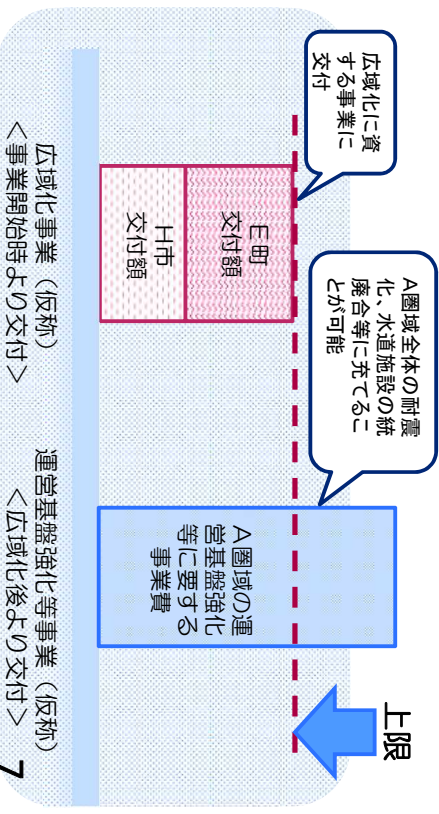
## 2-1. 水道事業運営基盤強化推進事業について

### 交付額の考え方



圏域内の広域化事業(仮称)の交付額を、圏域内における運営基盤強化等事業費(仮称)の交付上限額とする

- ・現行の水道施設整備費の補助対象となっていない水道事業体にインセンティブを与えることにより、広域化に向けた取組を加速
- ・圏域全体の耐震化率等を上げることによって強靱で持続可能な水道を構築



## 2-1. 水道事業運営基盤強化推進事業について

### 交付期間の考え方

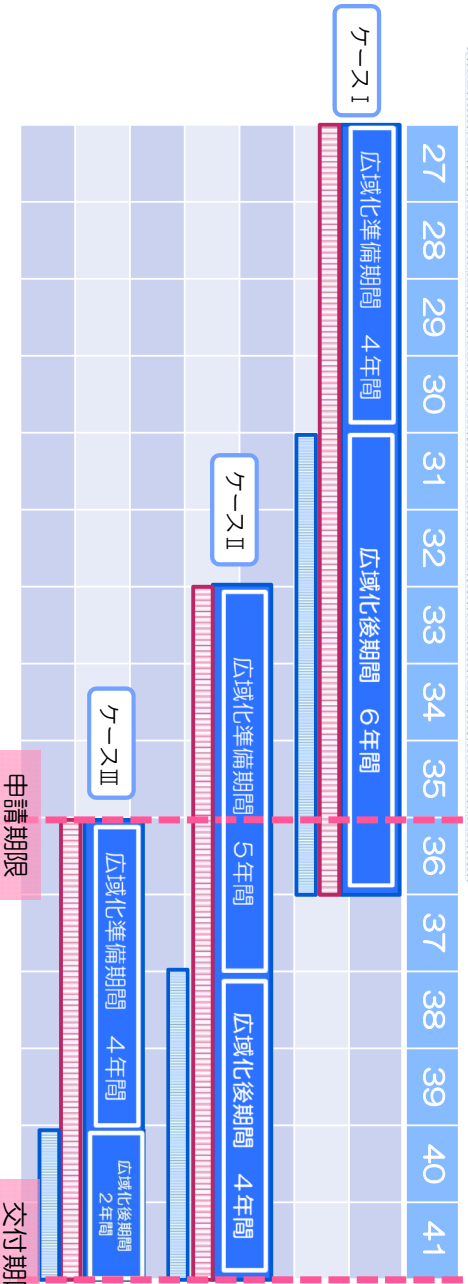
※生活基盤施設耐震化等交付金(仮称)における広域化とは事業統合又は経営の一体化とする

- ・平成36年度までに着工した事業を対象とし、交付期限は平成41年度とする。
- ・生活基盤施設耐震化等交付金(仮称)における水道事業運営基盤強化推進事業は資本単価要件等を満たしている事業体に対する「広域化事業(仮称)」と広域化した圏域全体に対する「運営基盤強化等事業(仮称)」から構成される。
- ・「広域化事業(仮称)」は事業開始時より対象事業体へ交付し、「運営基盤強化等事業(仮称)」は広域化後より交付する。
- ・「広域化事業(仮称)」の事業開始後5年以内には広域化を実現することとし、全体計画は原則10年間とする。

### 交付期間のイメージ

<ケースI> 平成27年より広域化事業を開始し、平成31年より広域化した場合  
<ケースII> 平成33年より広域化事業を開始し、平成38年より広域化した場合  
<ケースIII> 平成36年より広域化事業を開始し、平成40年より広域化した場合

…広域化事業(仮称) 交付期間  
…運営基盤強化等事業(仮称) 交付期間



## 水利権制度の運用について

東部地域広域水道企業団

現 状	水利権更新については、更新時における需要予測により水量算出を行っているところであるが、人口減少が進む現状においては水需要見合いでの「水利権の減量」が現実的な問題となっている。特に多目的ダムに参画し水利権水量を確保したケースにおいては、巨額の初期投資だけでなく、更新費用、維持管理費用に関わる課題となっている。
課 題	ダム参画時より人口減少が進んでいる現状において、更新ごとに需要予測を行った場合、いずれ水利権水量を満たすことは困難となる。一方でダム事業費は参画時の水利権水量に基づいた比率で負担をしており、ダム供用開始後の堰堤改良事業費、維持管理費についても同率で負担を継続している。 仮に需要予測が水利権水量に満たず、これを減量するようなことになった場合、負担率の変更に他事業者が応じることは考えられず、水利権を失った部分まで維持管理費、堰堤改良等の更新費を負担するという状況になり、到底水道利用者の理解を得られない。
国 へ の 要 望	水道事業者が多目的ダムに参画した場合、ダム事業費負担割合の算出基礎となった水利権水量については、同量更新を認める制度を導入いただきたい。

# 中部地区協議会



## 紫外線処理設備の導入に係る国庫補助制度の要件緩和について

砺波広域圏事務組合

現 状	<p>水道におけるクリプトスポリジウム等の耐塩素性病原微生物に対しては、「水道施設の技術的基準を定める省令」等に基づき、対策が進められています。このような状況の中、令和元年5月に「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」が一部改正され、水道原水に係るクリプトスポリジウム等の汚染のおそれが高い（レベル4）施設の子防対策として、ろ過設備及びろ過後の水を処理するための紫外線処理設備が新たに位置付けられました。</p>
課 題	<p>紫外線処理設備等の高度浄水処理施設の整備には多額の事業費が必要であり、給水人口の減少等に伴い給水収益が減少している厳しい経営状況下においては、必要な資金を確保することが非常に困難となっています。</p> <p>また、高度浄水施設等整備費の採択基準は厳しいものとなっており、特に紫外線処理設備の整備については「既存の浄水施設が、浄水の濁度を0.1度以下に維持できていない施設」が要件の一つであり、信頼性の高い水道の運営に努めてきた事業者にとっては利用しやすいものとはなっていない状況です。</p>
国 へ の 要 望	<p>耐塩素性病原微生物等の水質問題に対応した施設の整備により、安全で良質な水道水を安定的に供給するため、高度浄水施設等整備費の採択基準における資本単価要件等の撤廃又は緩和を要望するものです。</p>



## 1 現状

当事業所では、既設ろ過池を今までどおり運用しながら、クリプトスポリジウム等に対する安全性を強化（マルチバリア）する目的で、平成 28 年度に紫外線処理設備の導入を含む浄水処理方法の変更認可を受けました。しかしながら、必要な資金の確保が困難なこと等により事業が先送りされている状況です。

（技術進歩により、UV ランプよりも高効率な、大容量タイプの LED ランプが普及することも期待しています。）

## 2 国庫補助の活用

事業費の確保にあたり、高度浄水施設等整備費の活用を検討していましたが、一部の要件を満たすことができず、対象外となっています。

採択基準	内容	判定
1 - (1)	クリプトスポリジウム等が検出された河川	○
1 - (5)	水源水質にクリプトスポリジウム等が検出されたことがある及びろ過施設を備えている	○
2 - (1) - b	浄水の濁度を 0.1 度以下に維持できない施設	×
3 - (2)	資本単価が 70 円/㎡以上	×

（厚生労働省ホームページより抜粋）



### 水道施設の技術的基準を定める省令（一部抜粋） （浄水施設）

第五条 浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一～七 略

八 原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあつては、次に掲げるいずれかの要件が備えられていること。

イ ろ過等の設備であつて、耐塩素性病原生物を除去することができるものが設けられていること。

ロ 地表水を原水とする場合にあっては、ろ過等の設備に加え、ろ過等の設備の後に、原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設けられていること。ただし、当該紫外線処理設備における紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものである場合に限る。

ハ 地表水以外を原水とする場合にあっては、原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設けられていること。ただし、当該紫外線処理設備における紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものである場合に限る。

## 水道スマートメーター普及事業に対する財政支援体制等の確立について

佐久水道企業団

現 状	<p>水道事業は原則として独立採算で経営しなければなりません。収入の大半は水道メーターを検針することで算出する水道料金が占めております。水道メーターの検針業務については、検針員委託など人手に頼る部分が多く、山間部や積雪の多い場所、地理的条件の厳しい地域では検針することが困難な場合もあり、また時間や費用が膨らみ、さらには将来見込まれる検針員の人材不足など、安定した検針業務の遂行に支障を来すことが予想され、その結果、水道料金収入に影響を及ぼすことも懸念されます。将来にわたり、持続可能な安定した事業経営、そして水道サービスを継続させていくためにも、水道事業における業務の効率化を図ることは差し迫った課題であり、スマートメーターの導入はこれら問題点を解決する手段の一つであります。</p> <p>こうした中、昨今は、電気事業や民間企業と連携して水道スマートメーターの導入が進められており、今後、スマートメーターの必要性はさらに高まるものと考えられます。当企業団においても、令和4年度からスマートメーターを試験的に導入し、技術的な課題や費用対効果などの検証を行っておりますが、遮へい物の有無や通信端末の設置深度など発信機の設置状態によって送信電波が減衰すること、また、電波が不安定な山間部では通常よりバッテリーの消耗が激しいなど、様々な課題が確認されております。スマートメーターの活用は検針業務の効率化だけでなく漏水の早期発見など受益者サービスの向上、さらには給水管路の水理計算など施設の維持管理に活用できることなど、多くの効果が期待できると思われま。</p>
課 題	<p>スマートメーターの導入にあたっては、メーターひとつあたりの価格が現在のメーターより高額であるため、交付税措置や一般会計からの繰り入れなどがなく自己財源での経営を基本とする企業団においては、導入費用は大きな負担であり導入するうえで障害となっております。また、技術面に関しても、解決すべき事項が山積する中で課題解決への取組みは継続して実施していかなければならない状況であります。</p>
国 へ の 要 望	<p>水道スマートメーターの導入を推進するために、まず国庫補助事業の新たな創設など各事業体が導入に係る費用の財政支援の拡充を要望いたします。</p> <p>また、現在各事業体が抱えている技術面での問題点を共有する体制の構築と設置環境や通信方式など一定の要件や満たすべき基準を定めた技術指針等の策定を要望いたします。</p> <p>さらに、上記技術的問題を解決するために要する費用の財政支援もあわせて要望いたします。</p>

## CPS/IoTの活用

### 水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業

#### 1. 水道事業におけるCPS/IoT等の活用

水道事業は、人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化、職員数の減少などのさまざまな課題に直面しており、将来にわたって安全で良質な水道水の供給を確保し、安定的な事業運営を行っていくためには、市町村の垣根を越えた広域連携などを通して水道事業の運営基盤の強化とともに、水道事業の業務の一部の効率化を図る必要があります。しかし、水道施設の点検・維持管理は人の手に大きく依存しているため、丘陵や山間・豪雪地域といった地理的条件の厳しい地域にある水道施設の維持管理には多くの時間と費用を要しているほか、災害時には漏水箇所の特定に時間を要するなど、効率的な事業運営や緊急時の迅速な対応が課題となっています。このため、CPS/IoT等の先端技術を活用することで、自動検針や漏水の早期発見といった業務の効率化に加え、ビッグデータの収集・解析による配水の最適化や故障予知診断などの付加効果の創出が見込まれ、水道事業の運営基盤強化につながるものと考えられます。

#### 2. CPS/IoT等の活用に係る財政支援

厚生労働省では、広域的な水道施設の整備と併せて、IoT等の活用により事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を図るなど、先端技術を活用して科学技術イノベーションを志向するモデル事業について、先端技術を用いた設備の導入及び水道施設の整備の支援を平成30年度より実施しています。

「[水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業（生活基礎施設設備強化等交付金）](#)」【755KB】

※令和6年度「水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業」の財政支援事業を募集しております。

対象事業等は下記事務連絡等をご確認ください。

提出期限：令和5年9月29日

【水道情報活用システム】

・[業務連絡等](#)【zip:1.87MB】

【水道情報活用システムを除くその他IoT技術等を用いるもの（その他IoT）】

・[業務連絡等](#)【zip:2.62MB】

### 財政支援を活用したモデル事業の概要(参考例)（厚生労働省ホームページ抜粋）

## IoT活用推進モデル事業(留萌市上下水道課)

留萌市水道事業では、水道メーター検針の自動化(無線検針化)に向けた取り組みとして、令和4年度運用開始の地域である檜樺(ほろめが)地区において全戸にスマートメーター設置を目標とす。

〇郊外であり、豪雪・寒冷地域という特性上、大雪等の大雪により検針できない現象の解消のために、豪雪・寒冷地域の新たな仕組を提案

〇スマートメーターを活用した業務の効率化・最適化及びお客様サービスの向上

〇郊外への検針員派遣が不要となり検針業務の小規模化につながる

#### モデル対象地区(檜樺地区※令和4年度運用開始地域)

〇約70世帯(約150人)

〇降雪により約1.5m積れた地区

〇中央をよりも雪が多く、冬期間における移動が困難な地区

2m積の積雪

#### スマートメーター

携帯電話の通信網を利用して遠隔で検針機等のデータを取得することができる

※新設した無線検針機でのデータ取得(電力線通信)

主として、自動検針のスマートメーターを導入予定(令和4年度部分)

→令和5年度以降は導入対象を絞りつつ、地域全体の設置も目指す

#### 豪雪・寒冷地域における課題

〇雪を避けにくい作業における業務効率の低さ

〇積雪によるみだし検針により正確な検針ができないため検針員に不都合になる可能性

〇検針日がずれることにより送金滞りが起こる可能性

〇大雪の中、検針を実施する可能性もあり移動中の事故発生の可能性

↓

業務効率や検針員に対する不利益が、さらなる課題を生む可能性も想定される

#### 業務の効率化・最適化

〇検針業務の効率化 → 検針員不足の解消、費用削減が可能

→ スマートメーターからデータを取得するため、員数での検針不要

#### サービスの向上・付加効果の創出

〇豪雪地帯特有の、みだし検針、検針日のずれ等の課題解決

→ 漏水の早期発見による漏水の検出や凍結検知を行うことで正確な計量情報を把握

※みだし検針 → 豪雪により自動での検針ができないことから過去の平均を使用水量とみなす検針

〇検針時の積雪の防止

→ 大雪の中、検針を実施する可能性があることから、検針機・検針時の凍結防止

〇災害への対応強化

→ 大雪期における漏水箇所の早期発見、漏水の未然防止に役立てる

〇現場対応の効率化

→ スマートメーターからの情報をインターネットを使用して検針機を遠隔で管理できることから、同時にタブレットを導入し現場での対応に活用することにより、作業効率を上げ、業務効率の向上が可能

#### スマートメーター仕様(豪雪・寒冷地域)

仕様を工夫することで、費用の削減・漏入の抑制が可能に

〇スマートメーターの埋設への設置高さを従来の1.5m前後を2m前後の高さに変更

→ 通常1.5m前後は積雪時の受信機の高さ

→ スマートメーターが雪により埋まる事態を抑制し、通信の安定性を保つことができる

〇積雪による検針停止のためのBOX(プラスチック製の設置)

〇自動での検針をしないことから受信機(電子カウンター)の設置をやる(通信機はなし)

→ 受信機からの通信を軽減することになる

※条件：水道メーターからの検針機を埋す場合、設置する場合は検針機の高さを従来の1.5m前後から2m前後に上げる必要がある。また、設置する場合は検針機の高さを従来の1.5m前後から2m前後に上げる必要がある。

#### 当企業団の従来(アナログ・乾式)量水器とスマートメーターの購入単価比

従来(アナログ・直読・乾式)の単価を1とした場合のスマートメーターの購入単価比

		スマートメーター				乾式アナログ量水器 (従来の量水器)
		スマートメーター本体	発信機(IoT-R)	防水カバー	合計	
R4	13	4.30倍	4.09倍	1.25倍	9.64倍	1.00
	20	2.83倍	2.34倍	0.71倍	5.88倍	1.00
R5	13	3.92倍	3.60倍	1.10倍	8.62倍	1.00
	20	3.06倍	2.50倍	0.76倍	6.32倍	1.00
R6	13	一体化			8.00倍	1.00
	20	一体化			5.56倍	1.00

※R4年度、R5年度は実績、R6年度は予算作成時の見積り単価

## 地下水利用専用水道の揚水規制に係る法整備について

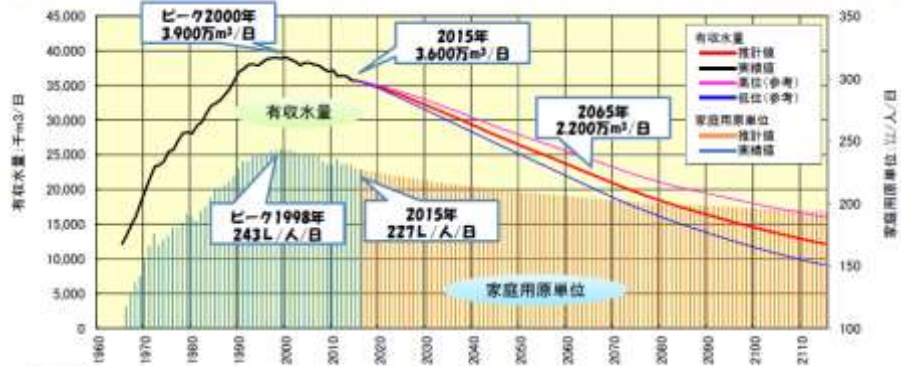
愛知中部水道企業団

現 状	<p>水道は、快適な生活を営む上で欠くことのできない重要なインフラ施設です。水道事業者は、安全で安心できる水の持続的な供給するために水道施設の整備を行い、我が国の水道普及率は100%に近い数字となっています。こうした中、昨今、水道事業を取り巻く環境は変わりつつあり、給水人口が伸びている地域においても節水機器の普及等により、有収水量は給水人口増に見合った増加をしていません。また、経費節減を目的とした、地下水との併用による水道水をバックアップとして使用する手法が近年増加しており、特に大口使用者の地下水利用は、水道事業における経営状況のみならず事業運営全般に多大な影響を及ぼしています。</p>
課 題	<p>地下水の併用に伴い、水道水を常時使用しない場合は滞留により水質が悪化する一方、水道水を使用した場合は流速の急激な変化に伴い、周辺地域に濁り水が発生する恐れがあります。また、水道事業者にとって大口使用者の地下水利用は、給水量の減少に伴う給水収益の減収に繋がり、大口使用者のための過大な水道施設に関する費用が回収できず、その回収のために他の水道使用者への負担増が懸念されます。</p>
国 へ の 要 望	<p>地下水の公共利用のあり方の観点から、水道事業の給水区域内における新規に設置する地下水利用専用水道に対して地下水の揚水量を規制した法整備を図るよう要望します。</p>



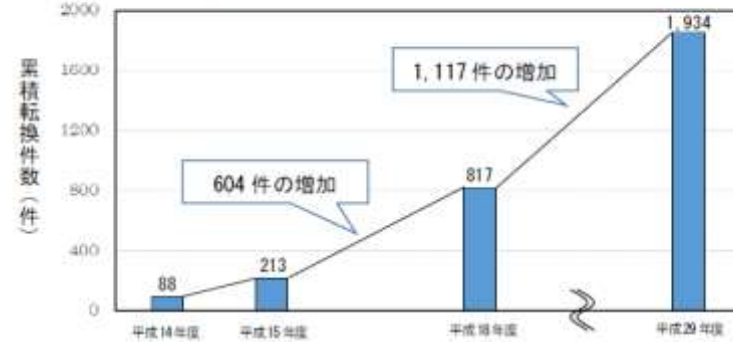
### 人口減少社会の水道事業

- ▶ 日本の人口変動や、節水機器の普及等による家庭での一人当たりの使用水量の減少により、有収水量は平成12年(2000年)をピークに減少しており、50年後(2065年)にはピーク時より約4割減少。
- ▶ 水道事業は、原則水道料金で運営(独立採算制)されているが、人口減少に伴い料金収入も減少し、水道事業の経営状況は厳しくなってくる。



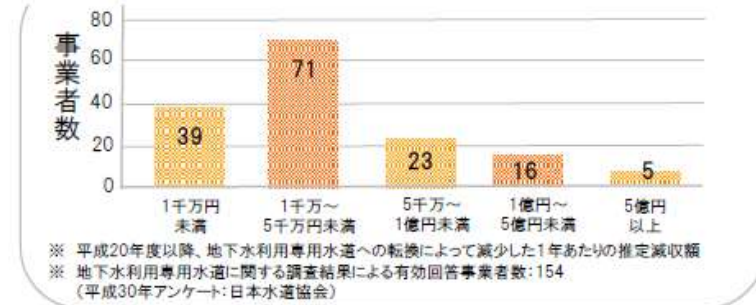
【統計方法】  
 ①給水人口：日本の標準推計人口(平成29年推計)による水道普及率(14.7%増94.4%)を算出して算出した。  
 ②有収水量：家庭用と家庭用以外に分けて推計した。  
 家庭用有収水量＝家庭用原単位×給水人口  
 家庭用以外有収水量は、今後の需要の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であることから、家庭用有収水量の推移に基づいて推計するものとする。家庭用有収水量の比率(5.21%)で推定した。  
 ③集積：総集積は、日本の標準推計人口の死亡割合(厚生労働省「高齢」)と死亡割合(厚生労働省「高齢」)に適用した場合の推計結果である。

図表 1-5 地下水利用専用水道への転換件数(平成14年度以降の累積)



※平成14年度・15年度の数は、「地下水利用専用水道の拡大に関する報告書」(平成17年3月)による平成14年度当初をゼロとした場合の数値  
 ※平成18年度の数は、平成20年7月のアンケート調査結果における、給水人口10万人以上の水道事業者(有効回答事業者数:215)の数値  
 ※平成29年度の数は、本追補版アンケート調査結果における、給水人口10万人以上の水道事業者(有効回答事業者数:219)の数値

### 地下水利用専用水道への転換による1年当たりの推定減収額



※平成20年度以降、地下水利用専用水道への転換によって減少した1年あたりの推定減収額  
 ※地下水利用専用水道に関する調査結果による有効回答事業者数:154  
 (平成30年アンケート:日本水道協会)

## 水道施設の再構築事業等に対する新たな財政支援の体制の確立について【統一要望】

愛知中部水道企業団

現 状	<p>水道事業者は、かつて増加する水需要に対応し、安全で安定した水道水の供給を確保するため、施設能力の増強及び基幹施設の整備を進めてきました。これらの施設には、水需要が急増した昭和 30 年代から 40 年代にかけて建設されたものが多く、現在では、建設後相当年数を経過していることから、その多くが更新の時期を迎えています。また、環境問題が深刻化する中、低炭素社会への貢献や環境負荷低減に寄与することが水道事業者の責務とされ、その推進が求められています。このように、水道には地球環境重視など新たな視点が求められるとともに、水質悪化に対応した水質管理体制の強化や高度浄水施設の整備等も求められています。</p>
課 題	<p>この様々なニーズへの対応を踏まえた施設の更新・再構築は、莫大な事業費を要する一方で、直接料金収入の増加につながらないため、その資金を水道事業者が独自で負担することは、水道事業経営に及ぼす影響も大きく、老朽化した水道施設の再構築を早急に推進することは極めて困難な状況となっています。</p>
国 へ の 要 望	<p>水道施設の再構築事業等に対する新たな財政支援体制の確立に向けて、取水施設、浄水施設、送水施設等を始め水道基幹施設の再構築事業に対する国庫補助制度の創設を国に対して要望します。</p>

## 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件緩和等について【統一要望】

愛知中部水道企業団

現 状	<p>水道は市民生活に不可欠なライフラインであり、水道事業者には安全で良質な水道水を継続的かつ安定的に供給することが求められています。一方で、水道事業を取り巻く環境は、人口減少や、節水機器の普及による使用量の減少により、財源の柱である料金収入が継続的に減少していくことが見込まれており、今後も厳しい経営状況が続くことが想定されます。</p>
課 題	<p>施設の更新・耐震化を進めるためには膨大な資金を要することから、料金収入が減少している現状では、各水道事業者で資金を確保することは非常に困難であると思われます。</p>
国 へ の 要 望	<p>水道施設の老朽化対策や耐震化を迅速に進めることができるよう、水道関係予算の確保並びに水道施設の更新・耐震化にかかる国庫補助制度の拡充及び要件の緩和について、以下のとおり国に対して要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 水道事業に対する予算額を十分に確保し、水道事業者の要望額の満額交付を継続するとともに交付率の引き上げを図ること。</li><li>(2) 生活基盤耐震化施設等交付金の老朽管更新事業において新規事業を採択するよう制限を撤廃すること。</li><li>(3) 生活基盤耐震化施設等交付金の採択基準である資本単価の要件を撤廃又は緩和すること。</li></ol>

# 関西地区協議会





# 全国水道企業団協議会【関西地区協議会・要望概要】

## <国土強靱化の推進>

### 要推進事項

- 1 重要施設(浄水場等)の更新・耐震化を進めたい**
  - ・5か年加速化計画の浄水場耐震化率目標引上げ(R7:41%)
- 2 設備機器の更新・耐震化を着実に進めたい**
  - ・強靱化のための整備対象のうち、設備機器の割合が約6割と高い
- 3 配水支管の一体的な更新・耐震化を進めたい**
  - ・同一管路で送配水及び給水分岐の機能を果たしている施設が多い

## <水道広域化の推進>

- 1 府域一水道に向けて更なる統合を進めたい**
  - ・協議の整った事業者から順次統合を進めているが、今後は大規模事業者の統合を推進
- 2 簡易水道の経営統合を進めたい**
  - ・順次統合を進めているが、統合される簡易水道事業及び統合する上水道事業の経営の悪化が懸念

## <その他>

- 1 新たな水質課題への対応が必要**
  - ・高度浄水処理の処理性が低下する低水温期においてカビ臭の原因となる藻類が発生
  - ・現在の浄水処理工程では、有機フッ素化合物の大きな低減は困難
- 2 児童手当支給に係る業務負担を減らしたい**
  - ・受給者の家族構成や所得等の状況確認ができないため、各市町村への確認が必要
  - ・県や構成団体への支給状況の報告が何度も必要

特に「特定社会基盤事業者」は各施策を加速化させる必要がある。しかしながら、現在の国の支援制度では課題もある。

### 国の制度上の問題点

- 1 基幹水道構造物の耐震化事業に係る要件が厳しい**
  - ・浄水場の更新・耐震化事業が資本単価要件により交付対象外
- 2 設備機器の整備が補助対象にならない**
  - ・対象が管路及び構造物に限定
- 3 配水支管が補助対象にならない**
  - ・対象が基幹管路(導送水管、配水本管)に限定
  - ・給水分岐があるため、全て配水支管として位置付けられ交付対象外

- 1 広域化事業の対象事業が限定的**
  - ・交付対象事業が限定されており、基盤強化の中心的役割を果たすべき大規模事業者にとって統合のインセンティブとならない
  - ・対象事業(基幹管路の耐震化、統合元の人材・経営能力を活用した施設・設備整備)において要件を満たさない事業者が多数
  - ・事務所統廃合に係る整備が交付対象外
- 2 特定簡易水道事業が補助対象にならない**
  - ・統合後は特定簡易水道となり交付対象外

- 1 新たな水質課題に対応するための体制・補助メニューがない**
  - ・有機フッ素化合物の暫定目標値に見直しの動きがある
  - ・新たな設備や処理方法の導入が必要になる可能性がある
- 2 児童手当支給に係る事務が煩雑化している**
  - ・構成団体を經由しての繰り出しとなり、水道事業者側で、事務負担、費用負担が生じている

国の施策推進のためにも補助制度の拡充が必要

### 要望

#### 【案1】 既存の補助メニュー充実(要件緩和・対象拡充)により実現する場合

- 1 耐震化事業に係る資本単価要件の撤廃又は緩和
- 2 耐震化等の対象施設の拡大(建物、設備機器等)
- 3 管路区分の撤廃(配水支管の定義見直し)

- 1 広域化事業の対象事業の拡大、各要件の撤廃又は緩和
- 2 R16までの時限措置の撤廃又は延長
- 3 簡易水道再編推進事業の対象拡充(特定簡水)

- 1 新たな水質課題(冬季カビ臭、有機フッ素化合物への対応)に向けた調査・研究推進体制の創設及び施設改良・新設に対する補助メニューの拡充
- 2 企業団職員の児童手当の支給を住所地へ変更

#### 【案2】 補助メニューの創設、プロジェクト単位の一括補助メニュー設定等により実現する場合

- 1 水道施設の耐災害性強化対策に向けた、更新・耐震化の計画全体を対象とした補助メニューの創設

- 1 統合後の既存水道施設の更新又は改修に係る全ての事業を対象とする新たな補助メニューの創設

詳細は別紙【補足資料】参照

＜国土強靱化の推進＞

＜水道広域化の推進＞

要望

- 1 水道施設の耐災害性強化対策に向けた、更新・耐震化の計画全体を対象とした補助メニューの創設

- 1 統合後の既存水道施設の更新又は改修に係る全ての事業を対象とする新たな補助メニューの創設

提案

**〔案1〕 広域水道事業体を重視する視点**

- ・ 広域水道事業体が保有する施設が、災害、事故等により被害を受けた際には、広域的(複数の行政区域の利用者)に、減水・断水等が生じる事になる。

**〔案2〕 用水供給事業体を重視する視点**

- ・ 用水供給事業体が保有する施設は全てが地域における基幹施設であり、災害、事故等により被害を受けた際の影響が大きい。
- ・ また、施設や管路が大規模であるため、復旧に長期間を要する事になる。
- ・ 用水供給事業体への依存割合が80%を超える地域(100%の地域)もある。

**〔案3〕 人口密集地域等を重視する視点**

- ・ 人口密集地域において、災害、事故等により減水、断水が生じた場合、影響を与える利用者の数が膨大となり、応急給水にも相当の困難が予想される。
- ・ 経済安全保障政策における「特定社会基盤事業者」として位置付けられている事業体についても同様である。

**〔案1〕 プロジェクトを重視する視点**

- ・ 各地域において進められている、施設の統廃合を含む「広域化推進のための計画(プロジェクト)」の内容等を審査し、プロジェクト単位で判断することにより広域化を促進する。

**〔案2〕 広域化を都道府県の事業と位置付ける視点**

- ・ 都道府県において策定した水道広域化推進プランを踏まえ、関連する施策を都道府県の事業として位置づけ推進する。

**〔案3〕 大規模事業体の参加を促進する視点**

- ・ 大規模水道事業体は、技術基盤及び経営基盤の強化において中心的役割を果たす存在であり、統合を促進するための仕組みが必要である。

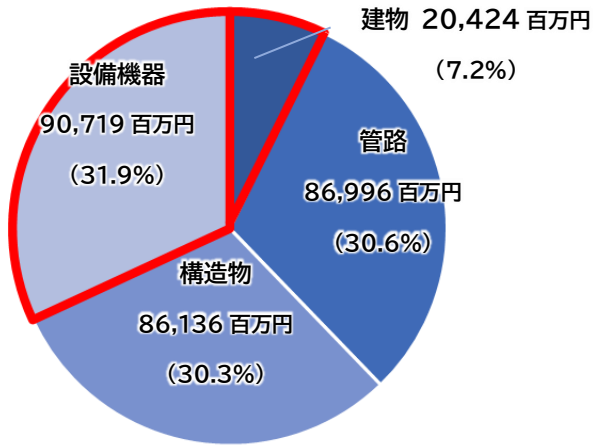
「上水道システムのハード面、ソフト面での強靱化を促進」・「限られた財源のもと効果の創出を加速化」

## 国庫補助の対象施設の拡充について

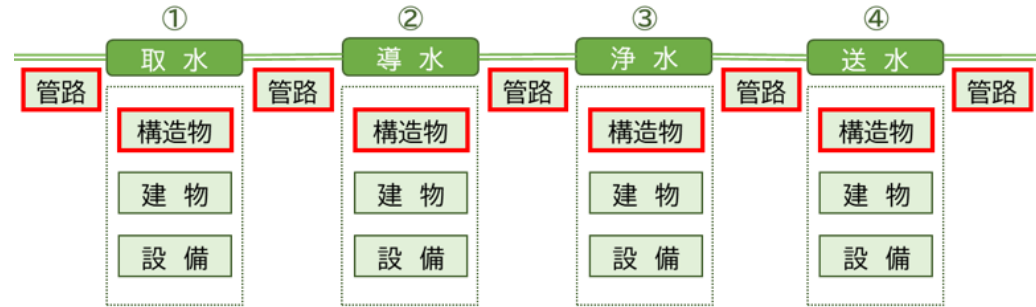
団体名 阪神水道企業団

現 状	<p>全国の水道事業者と同様に、当企業団においても、高度経済成長期に整備した施設を中心に、大量の施設整備を進めていく必要がある。</p> <p>国においては、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策が定められ、水道においては、施設の停電対策、浸水対策、土砂災害対策が示されている。また、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）が制定され、特定社会基盤役務特定社会基盤事業者として、当企業団を含む23の水道事業者が指定されている。（R5.11.16）</p>
課 題	<p>当企業団は、阪神地域の総給水量の約8割の水道用水を供給している。</p> <p>当企業団の施設は、地域における水道の基幹施設であることから、災害発生時における大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、施設の強靱化を進めていく必要がある。</p> <p>強靱化を進めるためには、管路及び構造物だけでなく、供給のために必要なポンプや浄水処理に係る設備機器等の適切な整備が必須である。</p> <p>当企業団の場合、資産の約4割を設備機器が占めており、今後、これらの整備に関して多額の費用を要することとなる。</p> <p>施設の強靱化を推進するにあたって、国からの財政支援は必要不可欠であるが、現在では、設備機器の整備は交付対象となっていない。</p>
国 へ の 要 望	<p>特定社会基盤事業者における水道施設強靱化のため、全ての水道施設の整備を交付対象とした補助メニューの創設を要望する。</p>

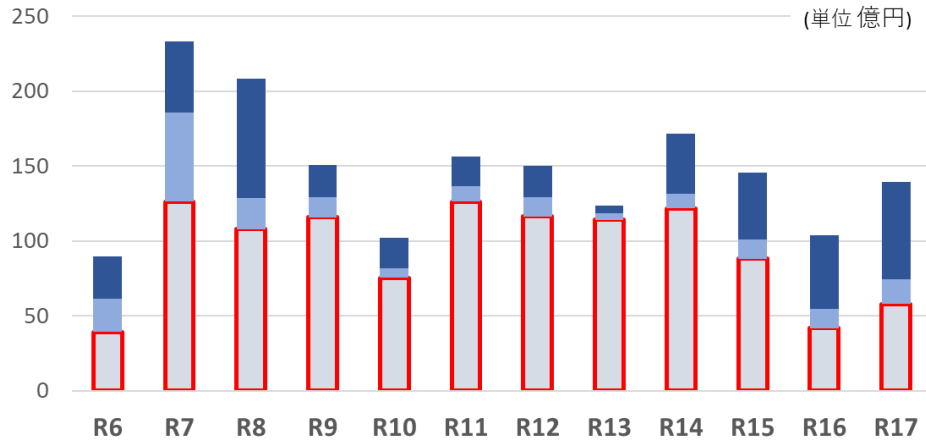
[参考資料1] 阪神水道企業団資産種別の割合 (R3年度)



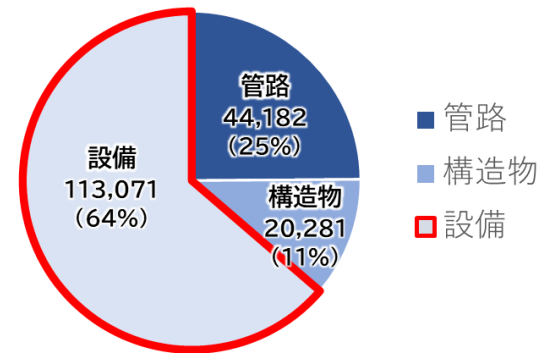
[参考資料2] 赤で示したものは補助対象外となっている。



[参考資料3] 施設改良計画 (案) における今後12年間の施設整備所要額 (施設種別)



12年間合計 (R6~R17) (単位: 百万円)



[参考資料4] 経済安全保障推進法関連

国において、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（経済安全保障推進法）が制定され、特定社会基盤役務（国民生活及び経済活動の基盤となる役務であって、その安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生じる恐れがあるもの）の提供を行う者のうち、その使用する特定重要設備（特定社会基盤役務を安定的に提供するため重要であり、かつ、我が国の外部から行われる特定社会基盤の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用される恐れがあるもの）の機能が停止し、又は低下した場合に、その提供する特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生じ、これによって国家及び国民の安全を損なう自体が生ずるおそれ大きいものとして該当するものを特定社会基盤事業者として、当企業団を含む 23 の水道事業の指定（令和 5 年 11 月 16 日）がなされた。

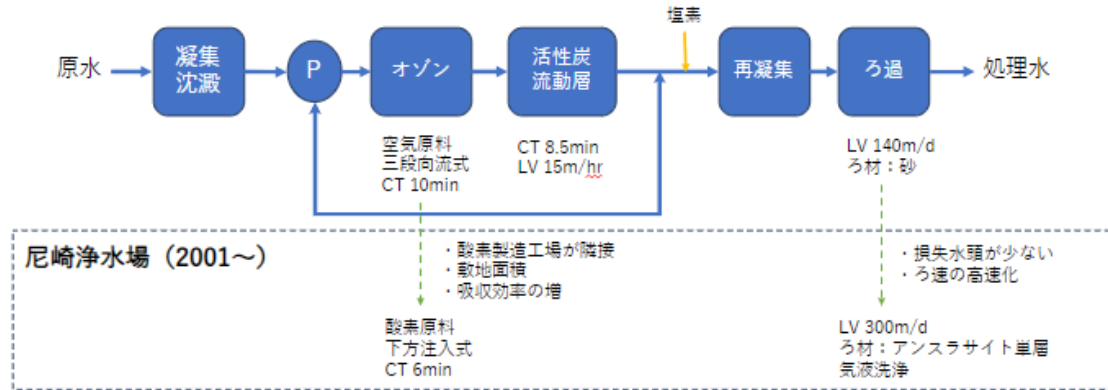
## 新たな水質課題に対応した施設更新等の補助メニュー拡充について

団体名 阪神水道企業団

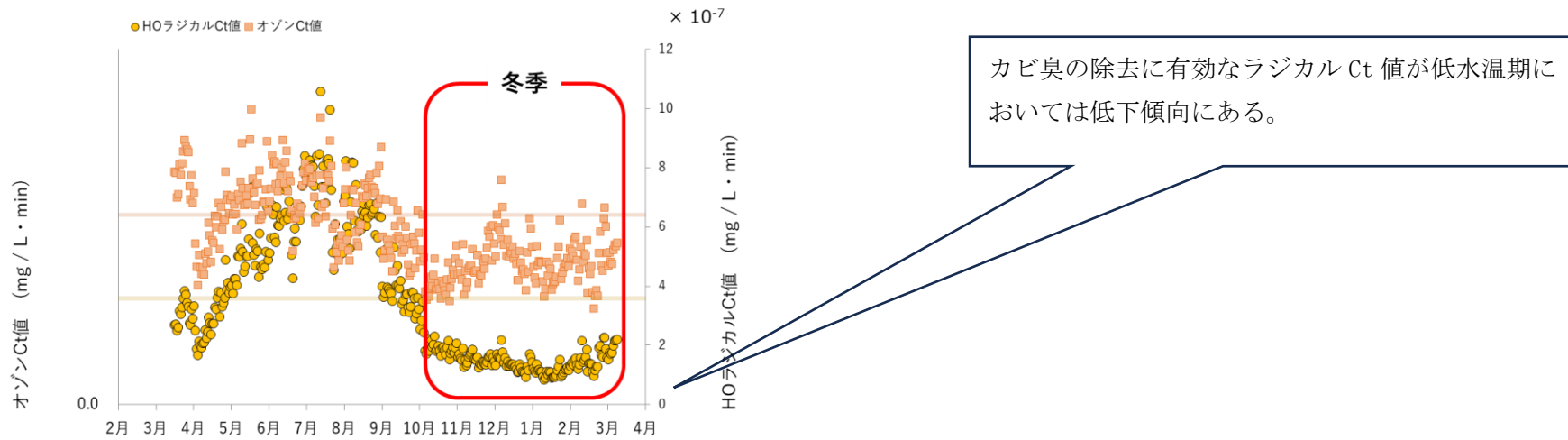
現 状	<p>水源水質については、各地において様々な課題が顕在化してきている状況であり、これらが浄水処理に影響を与え、処理コストの増加等の大きな要因になっている。</p> <p>また、淀川水系においても、冬季におけるカビ臭の発生や有機フッ素化合物への対応など、新たな課題が生じている。</p>
課 題	<p>当企業団では、主に以下の新たな水質課題への対応が課題となっている。</p> <p>1 冬季カビ臭の発生</p> <p>これまで、かび臭の発生時期は平・高水温期であったため、従来の高度浄水処理による除去が可能であった。しかしながら、近年、高度浄水処理（特にオゾン処理）の処理性が低下する低水温期に、カビ臭発生の原因となる藻類が淀川水系においても確認されており、冬季かび臭への対応が求められている。</p> <p>2 有機フッ素化合物への対応</p> <p>有機フッ素化合物は、科学的・生物学的酸化に耐性を持つ非常に安定した分子であるため、現在の当企業団の浄水処理工程では、有機フッ素化合物の大きな低減は困難である。</p> <p>現状、水質管理目標設定項目における暫定目標値を下回っているが、暫定目標値の見直しの動きが出ており、新たに設定された暫定目標値によっては、粉末活性炭注入設備の導入や新たな処理方法の導入が必要になる可能性がある。</p>
国 へ の 要 望	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水源水質保全の強化</li> <li>2 新たな水質課題に対応するための調査・研究及び推進体制の創設</li> <li>3 新たな水質課題に対応するための施設改良及び新設に対する補助メニューの拡充・創設</li> </ol>

[参考資料1] 当企業団施設の現行の浄水フロー

猪名川浄水場Ⅲ系処理フロー（1993～）



[参考資料2] 当企業団施設におけるオゾン Ct 値及びHO ラジカル Ct 値の比較





[参考資料3] 当企業団の有機フッ素化合物検出状況

採水年月		猪名川浄水場 浄水	尼崎浄水場 浄水
R5年度	9月	7	5
	6月	5未満	5未満
R4年度	3月	5未満	5未満
	12月	8	9
	9月	11	12
R3年度	6月	5	5未満
	3月	5未満	5
	12月	8	7
	9月	8	9
R2年度	6月	40	33
	3月	5未満	5未満
	12月	11	13
	9月	8	5
	6月	6	8

※ 数値はPFOS及びPFOAの合算値

[参考資料4] 日本及びその他の各国のPFOS, PFOA 目標値

国	目標値(ng/L)		備考
	PFOS	PFOA	
日本(2020)	50 (PFOS、PFOAの合算)		2023年12月、PFHxSに関する規制措置が公布。PFOS、PFOAについても見直しの動きあり。
WHO	-	-	2022年に暫定ガイドライン値としてPFOS 100 ng/L、PFOA 100 ng/Lを提案。総PFASは500 ng/Lを提案。
米国(2016)	70 (PFOS、PFOAの合算)		2023年に、現時点での分析能力(定量下限4ng/L)を考慮してPFOS 4 ng/L、PFOA 4ng/Lとする規制値案を公表。2023年末までの規制値の決定を目指すとしている。
英国(2021)	100	100	
ドイツ(2017)	100	100	2023年に飲料水に係る法令が改正され、20PFAS合計(C=4~13の各PFSA及びPFCA)100 ng/Lは2026年、4PFAS(PFOS、PFOA、PFNA、PFHxS)合計20 ng/Lは2028年に適用予定。
カナダ(2018)	600	200	2023年に総PFAS 30 ng/Lの目標値を提案。

# 生活基盤施設耐震化等交付金制度（水道事業運営基盤強化推進事業）の充実について

大阪広域水道企業団

現 状	<p>全国の水道事業者での喫緊の課題は、高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化が進行しているとともに、耐震性の不足等から大規模な災害の発生時に断水が長期化するリスクに直面しており、大阪府域も同様の状況である。</p> <p>このような中、厚生労働省から「水道の基盤を強化するための基本的な方針」が示され、大阪府が「大阪府水道基盤強化計画」を策定し、広域連携を主軸とした取組を推進しているところである。</p>
課 題	<p>当企業団では、協議の整った市町村から順次統合を進めており、更なる統合を推進するためには以下の課題がある。</p> <p>①府域一水道を推進するためには、事業運営の中核となる大規模水道事業者の統合が重要であるにもかかわらず、現行の要件を満たさない団体があるため、当該水道事業者にとってはメリットが見いだせず、統合が進みにくい。</p> <p>②「広域化により統合元の人材・経営能力を活用して実施できる施設・設備整備」の対象事業費は、「法定耐用年数が経過した水道施設の更新・改修等に関する整備費のうち、統合先が過去5年間に行った建設投資額の平均を上回る額」であり、その建設投資額から基幹管路及び基幹水道構造物の耐震化を行うための整備費を控除できるものとしているが、「水道料金の平均」や「有収密度」といった要件が厳しい。</p> <p>③「広域化を契機に基幹管路の耐震化を行う事業」については、「水道管路緊急改善事業の要件を満たす事業」となっており、前述と同様、「水道料金の平均」や「有収密度の平均」といった要件が厳しい。</p> <p>④広域化に伴う事務所の統合が補助金の対象となっていないため、更なる事業運営の効率化が図れない。</p>
国 へ の 要 望	<p>①広域化事業補助金の資本単価に関する要件を撤廃又は緩和し、令和16年度までとしている時限措置を撤廃又は延長されたい。</p> <p>また、事業運営の中核となる大規模水道事業者が活用できるよう、統合後の既存水道施設の更新又は改修に係る全ての事業を補助対象とする新たな補助金を創設されたい。</p> <p>②過去5年間の建設投資額から、基幹管路及び基幹水道構造物の耐震化を行うための整備費を控除できる対象水道事業者を限定する要件を撤廃されたい。</p> <p>③広域化と合わせて実施する基幹管路の整備について、「水道管路緊急改善事業の要件を満たす事業」とする要件を撤廃されたい。</p> <p>④広域化に伴う水道事業の統合事務所の整備を補助金の対象とされたい。</p>

・参考資料

①-1 広域化事業補助金の資本単価に関する要件の撤廃又は緩和について

府内の水道事業体では資本単価が90円未満の団体があり、資本単価要件を満たさず補助対象外となる団体がある。

①-2 広域化事業補助金の時限措置の撤廃又は延長について

生活基盤施設耐震化等交付金採択基準等一覧表より抜粋

1 事業区分			2 採択基準
大事項	中事項	小事項	
水道事業運営基盤強化推進等事業	水道事業運営基盤強化推進事業	広域化事業	特定簡易水道事業以外の簡易水道事業（以下「簡易水道事業」という。ただし、経営の一体化を実現することに伴い、特定簡易水道事業に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め10年間は特定簡易水道事業として扱わない。）、資本単価が90円/㎡以上の水道事業又は70円/㎡以上の水道用水供給事業が行う次のいずれにも該当する事業であって、事業開始後5年以内に事業統合又は経営の一体化（以下「広域化」という。）を実現すること。 また、全体計画は原則10年間とし、 <b>令和16年度までの時限事業とする。</b>

令和8年度以降の統合では、  
10年間の補助金が  
確保されない

② 過去5年間の建設投資額から、基幹管路及び基幹水道構造物の耐震化を行うための整備費を控除できる対象水道事業体を限定する要件の撤廃について

表1 大阪府内で要件を満たさない水道事業体数（出典：大阪府「令和3年度 大阪府の水道の現況」より）

要件	いずれかの条件を満たす団体数	
条件①：水道料金の平均1,604円以上	条件①及び②に適用	7 / 43
条件②：給水収益に占める企業債残高300%以上	条件①及び③に適用	
条件③：有収密度（有収水量/管路総延長）1.9%以下	条件②及び③に適用	

要件を満たさない水道事業体  
**36 / 43 団体**  
 （うち政令指定都市 **2 / 2 団体**）

③ 水道管路緊急改善事業の要件の撤廃について

表2 大阪府内で要件を満たさない水道事業体数（出典：大阪府「令和3年度 大阪府の水道の現況」より）

要件	いずれかの条件を満たす団体数	
条件①：水道料金の平均1,604円より高い	条件①及び②に適用	8 / 43
条件②：給水収益に占める企業債残高300%より高い	条件①及び③に適用	
条件③：有収密度の平均（年間給水量/送・配水管路延長）1.9%より低い	条件②及び④に適用	
条件④：料金回収率100%以上		

要件を満たさない水道事業体  
**35 / 43 団体**  
 （うち政令指定都市 **2 / 2 団体**）

④ 広域化に伴う事務所の統合に係る整備費の補助金対象について

新水道ビジョン（平成 25 年 3 月）抜粋

7.2.2 発展的広域化

第1段階：近隣水道事業者との広域化の検討を開始

水道の広域化については、昭和32年の水道法制定以降、長期間にわたって議論され、一定の水道システムが形成されてきましたが、水道の普及がほぼ完遂し、各地で水道事業が成熟している現在においては、事業統合を主とした水道の広域化に、市町村経営を原則とした水道事業では、これまで以上の大きな進展は見られない状況です。しかしながら、水道事業の運営基盤強化を図るための効率化を考慮すれば、新設又は更新すべき施設の統廃合や再配置の検討が必要となり、その際には事業の広域化が有効な手段として考えられますので、**水道事業者は積極的に近隣水道事業者との広域化の検討を進めることが望まれます。**

まずは、近隣水道事業者との広域化検討のスタートラインに立つことが肝要です。これまでも、「新たな広域化」として、事業統合に限らず、概念を広げた広域化の促進を図っているところですが、将来を見据えた戦略的な広域化の検討も必要であり、事業の共通化による複数事業で共通の将来像設定や複数事業での共同の施設再配置の検討も含まれます。具体的には各業務部門の共同化（料金徴収、維持管理、水質管理、研修プログラムなど）をはじめとした幅広い検討が考えられますが、これまで新たな広域化の概念において、検討すら行われない地域においても、近隣水道事業者との検討の場を持つことを第一段階で必要な方策とするものです。

第2段階：次の展開として広域化の取り組み推進

第3段階：発展的な広域化による連携推進

生活基盤施設耐震化等交付金採択基準等一覧表 抜粋

1 事業区分 (小事項)	2 採択基準	3 交付率	4 対象施設等
運営基盤強化等事業	<p>1 広域化事業に係る対象施設の整備に要する事業費の総額を上限とし、広域化後の圏域において運営基盤を強化するために必要な施設の整備に関する事業であること。</p> <p>2 広域化事業による水道施設の統廃合に伴い廃止する水道施設の撤去に関する事業であること。</p>	1 / 3	<p>1 次に掲げる施設とする。                      (1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設                      (2) 貯水池、その他貯水に必要な施設                      (3) 導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設                      (4) 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設                      (5) 送水きよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設                      (6) 配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設</p> <p>2 浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。）</p>

対象に追加

要望理由

・広域化事業の対象は、法第3条の「水道施設」が基本ではあるが、統廃合の整備をした後、合わせて、**業務部門の共同化、効率化**を進めることで、更なる基盤強化を得られる。  
 ・維持管理に必要な施設に属するものではあるが、**「事務所」の統廃合**は、必要不可欠な事業である。

## 令和5年度 生活基盤施設耐震化等交付金（令和6年度への本省繰越分）等要望書作成要領 抜粋

### 9 水道事業運営基盤強化推進事業について

#### (3) 広域化事業

広域化事業は、資本単価等の交付要件を満たしている水道事業者の給水区域内において実施する以下の施設・設備整備を対象事業とする。

(対象事業)

広域化を契機に実施する以下の事業

- ① 連絡管等の整備（末端をつなぐ連絡管やループ管、廃止施設のバイパス管など）
- ② 集中監視設備の整備
- ③ 統合浄水場等の建設
- ④ 広域化に伴い必要となる会計や料金システム等の事務関係システムの統合
- ⑤ 広域化を契機に基幹管路の耐震化を行う事業であって、水道管路緊急改善事業の要件を満たすもの。
- ⑥ 広域化により統合元の人材・経営能力を活用して実施できる施設・設備整備

統合元の人材・経営能力などのノウハウを活かして初めて実施できる施設・設備整備とは以下の整備事業をいう。

#### ・対象水道事業者

統合先（資本単価が90円以上又は「別添2 生活基盤施設耐震化等交付金採択基準等一覧表」別表第1により資本単価要件の適用外にある水道事業者（特定簡易水道以外の簡易水道事業者を含む。））

#### ・対象事業費

法定耐用年数が経過した水道施設の更新・改修等に関する整備費（統合先の（旧）給水区域内で広域化を契機に行うものに限る）のうち、統合先が過去5年間に行った建設投資額（基幹管路及び基幹水道構造物の耐震化（※）並びに簡易水道事業の統合に要した建設投資額を除く）の平均を上回る額。

（※）以下の①及び②、①及び③、②及び③を満たす水道事業者に限る。

①水道料金の平均 1,604円（税込みであり、口径別の料金体系は口径13mmによるもの）以上

②給水収益に占める企業債残高 300%以上

③有収密度（有収水量／管路総延長） 1.9%以下

過去5年間の建設投資額は4条予算における建設改良費（企業債償還金、その他は除く）とし、要望初年度時点における直近の実績値の5カ年平均とし、以後、継続事業については、要望初年度に用いた5カ年平均を据え置くこととする。

### 7 水道管路耐震化等推進事業（水道管路緊急改善事業）について

(1) 毎年度別途通知する指標は、以下のとおりである。

①水道料金の平均 1,604円（税込みであり、口径別の料金体系は口径13mmによるもの）

②給水収益に占める企業債残高 300%

③有収密度の平均 1.9%

生活基盤施設耐震化等交付金採択基準等一覧表 抜粋

1 事業区分 (小事項)	2 採択基準	3 交付率	4 対象施設等
水道管路緊急改善事業	<p>次のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>1 1ヶ月に10 m<sup>3</sup>使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高い上水道事業者であること。</p> <p>2 1に該当しない上水道事業者であり、1ヶ月に10 m<sup>3</sup>使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、有収密度が毎年度別途通知する平均値より低い上水道事業者であること。</p> <p>3 1に該当しない上水道事業者であり、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高く、料金回収率が100%以上の上水道事業者であること。</p> <p>4 水道用水供給事業者であること。 ただし、次のいずれかの事業については、1から4の条件は付さない。 (1) コンセッション方式導入のために実施する事業。なお、交付額は5億円を上限とする。 (2) (1)以外のウォーターPPP導入のために実施する事業。なお、交付額は1億円を上限とする。</p>	<p>(1) 1／3</p> <p>(2) (1)にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1／2</p>	<p>布設後40年以上経過した鑄鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル鑄鉄管、鋼管及びポリエチレン管であつて、基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に布設されている管路の更新事業であること。</p> <p>ただし、塩化ビニル管、ダクタイル鑄鉄管及び鋼管については、耐震性の低い継手を有するものに限る。</p>

## 特定社会基盤事業者が行う水道の耐災害性強化に係る事業への補助について

大阪広域水道企業団

現 状	<p>水道の耐災害性強化については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和3年度～令和7年度）において、施設の地震対策（耐震補強等）として浄水場の耐震化率の目標を41%（令和7年度）に引き上げるなど、自然災害発生時の大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するための対策の加速化・深化が図られている。</p> <p>また、国において、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（経済安全保障推進法）が制定され、特定社会基盤役務（国民生活及び経済活動の基盤となる役務であって、その安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの）の提供を行う者のうち、その使用する特定重要設備（特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるもの）の機能が停止し、又は低下した場合に、その提供する特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生じ、これによって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいものとして該当する者を特定社会基盤事業者として、当企業団を含む23の水道事業者の指定（令和5年11月16日）がなされた。</p>
課 題	<p>大阪広域水道企業団は、大阪府域の総給水量に対して約5割の水道用水を供給し、なかでも村野浄水場はその約8割の処理能力を担う基幹浄水場である。</p> <p>村野浄水場では、将来の水需要に合わせたダウンサイジングを行いながら、施設の耐震化を進めており（現在の耐震化率は約3割）、現在、3つの浄水処理系統（西系、東系、階層系）のうち、西系浄水施設の更新・耐震化工事（令和14年度完成予定、事業費約1,000億円）に取り組んでいるが、本事業は基幹水道構造物の耐震化事業の資本単価要件を満たさないため、国庫補助金の交付対象外となっている。</p> <p>当企業団では、村野浄水場をはじめ重要施設の多くが更新時期を迎えるなか、施設の計画的な更新（耐震化など耐災害性強化対策を含む。）を進めているが、事業規模が大きい上に物価高騰による事業費増の影響もあり、料金改定などによる財源確保を行っても、全体計画の見直しを検討せざるを得ない状況となっている。</p>
国 へ の 要 望	<p>特定社会基盤事業者における水道施設の耐災害性強化対策については、当該施設の重要度（大規模かつ長期的な断水リスクへの影響の大きさ）に鑑み、事業の着実な進捗を図るため、資本単価の要件撤廃も含め、新たな補助制度を設けられたい。</p>



## 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく水道の耐災害性強化

- 平成30年7月豪雨災害等の最近の災害による生活への影響を鑑み実施された重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえて策定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)に基づき、自然災害により断水のおそれがある水道施設の停電対策・土砂災害対策・浸水災害対策及び水道施設・基幹管路の耐震化を集中的に推進
- 近年激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策等について、更なる加速化・深化を図るために策定された「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」(令和2年12月11日閣議決定)に基づき、新たな中長期目標を掲げ、これら**耐災害性強化対策を加速化・深化させ、自然災害発生時の大規模かつ長期的な断水のリスクを軽減する**

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」  
(平成30年度～令和2年度)

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」  
(令和3年度～令和7年度)

### 停電対策(自家発電設備の整備等)

基幹となる浄水場(1事業体1施設、以下同じ)のうち、停電により大規模な断水が生じるおそれがある施設  
緊急対策実施箇所数：139カ所

2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場で停電対策実施率  
現状67.7%(令和元年度)⇒目標77%(令和7年度)

### 土砂災害対策(土砂流入防止壁の整備等)

基幹となる浄水場のうち、土砂災害により大規模な断水が生じるおそれがある施設  
緊急対策実施箇所数：94カ所

2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場で土砂警戒域内にある施設の土砂災害対策実施率  
現状42.6%(令和元年度)⇒目標48%(令和7年度)

### 浸水災害対策(防水扉の整備等)

基幹となる浄水場のうち、土砂災害により大規模な断水が生じるおそれがある施設  
緊急対策実施箇所数：147カ所

2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場で浸水想定区域内にある施設の浸水災害対策実施率  
現状37.2%(令和元年度)⇒目標59%(令和7年度)

### 施設の地震対策(耐震補強等)

耐震性がなく、耐震化の必要がある水道施設  
耐震化率の引き上げ(浄水場3%、配水場4%)

**浄水場の耐震化率**  
現状30.6%(平成30年度)⇒目標41%(令和7年度)

**配水場の耐震化率**  
現状56.9%(平成30年度)⇒目標70%(令和7年度)

### 上水道管路の耐震化

基幹管路の耐震適合率の目標(令和4年度末までに50%)達成に向けて耐震化のペースを加速

**基幹管路の耐震化率(加速化のペースを維持)**  
現状40.3%(平成30年度)⇒目標54%(令和7年度)  
※達成目標の変更  
50%(令和4年度)→60%(令和10年度)



土砂流入防止壁のイメージ



止水扉 引き上げ 防水扉  
浸水災害対策のイメージ



配水池の耐震化工事  
(内面からの壁・柱等の補強)



The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare. The page title is '水道分野における経済安全保障' (Economic Security Assurance in the Water Sector). The content includes an introduction, a section on 'Economic Security Assurance in the Water Sector' (水道分野における経済安全保障の関連省令), and a section on 'Designation of Designated Social Infrastructure Businesses' (特定社会基盤事業者として指定した者の公表). The introduction states that due to the complexity of international situations and changes in the social and economic structure, the scope of security assurance in the water sector is expanding rapidly, and it is important to strengthen and advance measures to ensure security from an economic perspective. The government has decided to strengthen and advance measures to ensure security from an economic perspective, and has established the 'Economic Security Assurance Promotion Act' (経済安全保障推進法) on May 1, 2024. The Act provides for the designation of designated social infrastructure businesses (特定社会基盤事業者) and the establishment of a system for the designation of these businesses. The 'Economic Security Assurance Promotion Act' (経済安全保障推進法) provides for the designation of designated social infrastructure businesses (特定社会基盤事業者) and the establishment of a system for the designation of these businesses. The 'Economic Security Assurance Promotion Act' (経済安全保障推進法) provides for the designation of designated social infrastructure businesses (特定社会基盤事業者) and the establishment of a system for the designation of these businesses.

## 水道分野における経済安全保障

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等により、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、国家・国民の安全を経済面から確保するための取組を強化・推進することが重要です。

政府の経済安全保障推進会議において、開催された経済安全保障法制に関する有識者会議を踏まえ、政府は「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」を、第208回国会に提出し、令和4年5月1日に成立、同月18日に公布されました。

経済安全保障推進法第3章は、設備の導入又は維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤業務の安定的な提供を妨害する行為を未然に防止するため、水道を含めた基幹インフラにおいて重要設備の導入・維持管理等の委託を行う際等に、国による事前審査等を設ける制度です。

## 水道分野における経済安全保障の関連省令

経済安全保障推進法における特定重要設備、特定社会基盤事業者の指定基準、重要維持管理等や届出事項等は、各省の主務省令（水道分野については、厚生労働省令）で、定めることとされています。

主務省令で定める事項のうち、特定重要設備及び特定社会基盤事業者の指定基準等については、令和5年8月9日に「厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令」として、公布されました。

また、同省令の一部を改正する省令が令和5年11月16日に公布され、重要維持管理等や届出事項等について定められました。

改正省令は令和5年11月17日に施行され、同時点で特定社会基盤事業者として指定されている水道事業者及び水道用水供給事業者等に対しては、6ヶ月間の経過措置期間の後、令和6年5月17日から制度の運用が開始されることとなります。

## 特定社会基盤事業者として指定した者の公表

経済安全保障推進法第50条第1項及び第2項の規定に基づき、特定社会基盤事業者を令和5年11月16日に指定し、同年11月17日に公示しましたので、別添をご確認ください。

これらの特定社会基盤事業者については、同法第53条第1項の規定に基づき、令和6年5月17日から本制度の規律が適用されることとなります。

<関係省令>

特定社会基盤事業者を指定する件 厚生労働省告示第306号

◆水道事業者（15事業者）

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

◆水道用水供給事業者（8事業者）

宮城県、埼玉県、愛知県、沖縄県、北千葉広域水道企業団、神奈川県内広域水道企業団、大阪広域水道企業団、阪神水道企業団

厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令

（特定社会基盤事業者の指定基準）

第二条 法第五十条第一項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 法第五十条第一項第四号に掲げる水道事業に係る特定社会基盤事業 水道法（昭和三十二年法律第一百七十七号）第六条第一項の認可を受けた者であって、給水人口が百万人を超えるものであること。

二 法第五十条第一項第四号に掲げる水道用水供給事業に係る特定社会基盤事業 水道法第二十六条の認可を受けた者であって、一日に給水することができる最大の水量が五十万立方メートルを超えるものであること。

## 補助金における管路区分について

団体名 長浜水道企業団

現 状	水道生活基盤施設耐震化等補助金においては、基幹管路等の区分として、導水管、送水管、配水本管等があるが、企業団のような小さな事業体では、送水管、配水本管、配水支管の区分けはなく、一本の管で配水池へ送水しながら給水分岐もされている状態である。給水分岐があると配水支管とされてしまうため、基幹管路等の要件に該当せず、補助金が採択されない状況である。
課 題	送水管と配水本管、配水支管をそれぞれ布設すると工事費が莫大なものとなるため、企業団では1本の管で送水管・配水本管・配水支管全ての役割を持たせている。老朽管が多く布設替えが必要だが、経営状況が厳しい中、補助金なしで更新工事を行うのは難しい状況である。
国 へ の 要 望	送水管、配水本管、配水支管という区分をなくしていただきたい。

生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領

別表第1

1 事業区分			2 採択基準	3 交付率	4 対象施設等
大事項	中事項	小事項			
		老朽管更新事業	<p>1 平成27年度以前に採択された事業及び平成28年度に実施する事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。 但し、平成28年度に新規に実施する事業に関しては、平成28年度事業実施分に限り対象とする。</p> <p>(1) 地震対策として行う更新事業であって、次のアに該当し、かつ、イ〜カのいずれかに該当すること。 ただし、エについては平成25年度まで、オについては平成30年度までの特限措置とする。</p> <p>ア 地震対策等地域のI又はIIのいずれかの地域における事業であること。</p> <p>イ 給水人口が5万人未満の水道事業者であること。</p>	<p>1/3</p> <p>(ただし、平成21年度以前に採択された事業及びダクタイル鋳鉄管の更新事業にあっては、1/4)</p>	<p>布設後20年以上経過した塩化ビニル管（接着接合の継手など耐震性の低い継手を有するものに限る。）、鋳鉄管及びコンクリート管並びに、布設後30年以上経過したダクタイル鋳鉄管であって、次に掲げる管路の更新事業であること。</p> <p>(1) 導水管 (2) 送水管 (3) 配水管</p> <p>ただし、塩化ビニル管及びダクタイル鋳鉄管については、<u>基幹管路（導水管、送水管、配水管）</u>に布設されているものに限る。</p>
		水道管路緊急改善事業	<p>次のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>1 1ヶ月に10 m使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高い水道事業者であること。</p> <p>2 1に該当しない水道事業者であり、1ヶ月に10 m使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、有取密度が毎年度別途通知する平均値より低い水道事業者であること。</p> <p>3 1に該当しない水道事業者であり、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高く、料金回収率が100%以上の水道事業者であること。</p> <p>4 水道用水供給事業者であること。</p> <p>ただし、公共施設運営権事業（コンセッション）導入のために実施する事業について、1から4の条件は付さない。 また、交付額は5億円を上限とする。</p>	<p>(1) 1/3</p> <p>(2) (1)にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島において行う事業にあっては1/2</p>	<p>布設後40年以上経過した鋳鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管、鋼管及びポリエチレン管であって、<u>基幹管路（導水管、送水管、配水管）</u>に布設されている管路の更新事業であること。</p> <p>ただし、塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管及び鋼管については、耐震性の低い継手を有するものに限る。</p>
		管路近代化事業	<p>直結給水を実施するための次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条の規定に基づき定められる市街化区域及び当該市街化区域と一体となった配水施設の整備を行うことが合理的である給水区域において行う事業であって、直結給水対象人口が10万人を限</p>	<p>(1) 1/4</p> <p>(ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては、1/3)</p>	<p>次に掲げる事業であること。</p> <p>(1) 石綿セメント管並びに、布設後20年以上経過した塩化ビニル管、鋳鉄管及び鋼管等の管路更新（動水圧の減少による必要動水圧の確保、配水圧の均等化、又は時間最大流量の増加への対応を目的として行われる場合は増口径を認める。）</p>

## 補助金における特定簡易水道について

団体名 長浜水道企業団

現 状	水道生活基盤施設耐震化等補助金においては、「特定簡易水道」について定められており、事業経営者が同一であって会計が同一である他の水道事業又は簡易水道事業が存在する簡易水道事業は、採択基準に該当しない。当企業団では、長浜市内の上水道や簡易水道を経営統合した後、簡易水道の統合事業を行っているが、この「特定簡易水道」要件のため、補助金は採択されない状況である。
課 題	企業団では、長浜市内の上水道や簡易水道を経営統合したが、会計は事業毎にセグメントに分けて管理しており、簡易水道事業の経営は大変厳しい状況である。補助金が交付されないまま簡易水道統合事業を進めることは、統合される簡易水道事業だけでなく統合する上水道事業の経営を悪化させることにつながる。
国 へ の 要 望	採択要件の「特定簡易水道」を外していただきたい。

生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領

第1 定義

- 1 「水道事業」とは、給水人口が5,001人以上である水道により水を給水する事業をいう。
- 2 「水道用水供給事業」とは、水道法（昭和32年法律第177号）第3条に規定するものをいう。
- 3 「簡易水道」とは、給水人口が101人以上5,000人以下である水道をいう。
- 4 「飲料水供給施設」とは、50人以上（地下水汚染地域にあつてはこの限りではない。）100人以下を給水人口として、人の飲用に供する水を供給する施設をいう。
- 5 「統合簡易水道」とは、既存の簡易水道の統合整備又は、既存の簡易水道及び飲料水供給施設を統合整備するため、基幹的施設その他の施設の整備を行い、当該施設の有機的一体化と事業経営の一元化が図られた単一の水道をいう。（統合と合わせて新たに未給水地区において設置する施設を含む。）
- 6 「特定簡易水道事業」とは、事業経営者が同一であつて次のいずれかの要件を有する他の水道事業又は簡易水道事業が存在する簡易水道事業をいう。
  - (1) 会計が同一であるもの。
  - (2) 水道施設が接続しているもの。
  - (3) 道路延長で、原則として10km未満に給水区域を有するもの。

別表第1

1 事業区分			2 採択基準	3 交付率	4 対象施設等
大事項	中事項	小事項			
	簡易水道再編 推進事業	統合簡易水道	市町村が、 <b>特定簡易水道事業</b> に該当しない簡易水道事業の簡易水道施設又は特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設に係る統合簡易水道施設を整備する事業であつて、次の(1)から(3)のいずれかに該当するもの。		
		簡易水道統合 整備事業	市町村が、 <b>特定簡易水道事業</b> に該当しない簡易水道事業の簡易水道施設又は特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設を統合整備する事業であつて、次の(1)又は(2)に該当するもの。		

## 児童手当について

団体名 長浜水道企業団

現 状	<p>現在、企業団職員の子にかかる児童手当は所属庁である企業団が支給しているが、企業団は市町村とは異なり公簿等を有していないため、受給者の家族構成や所得等の状況を確認できない。また、市町村等は国庫・地方負担相当分を地方交付税措置されているが、企業団には直接交付されないため構成団体を經由しての繰り出しとなり、事務が二重に発生している。</p>
課 題	<p>受給者の家族構成や所得等の状況を企業団で確認するのは、受給者が住民票や所得証明を取得しなければならないこと、人事担当職員が様々な市町村の異なる様式から確認をしなければならないことから、負担が大きい。</p> <p>また、構成団体を通じての交付税措置となるため、支給状況を県や構成団体に何度も報告しなければならず、負担である。</p>
国 へ の 要 望	<p>企業団所属職員の児童手当については、受給者の住所地の市町村長が行うこととしていただきたい。</p>



# 中国四国地区協議会





## 水道施設の老朽・経年化対策に関する新たな財政支援制度の創設について

中国四国地区協議会

現 状	<p>水道事業者は、生活の基盤である安全な水道水を安定的に供給するため水道施設の整備を進めてきたが、建設後相当年数経過していることから、その施設の多くが更新・改良の時期を迎えている。</p> <p>さらにこれからは、安全で良質な水道水の確保、水質問題への対応や、自然災害に対する強靱な水道施設の整備、水需要の減少に伴う施設の統廃合等、緊急かつ重要な課題に対応していくことが必要となっている。</p>
課 題	<p>上記の喫緊の課題に対応するための事業の実施には、莫大な事業費が必要となり、その資金を水道事業者が独自で負担することは経営に及ぼす影響が大きく、事業の実施は非常に困難なため、国からの財政支援が不可欠である。</p>
国 へ の 要 望	<p>持続可能なインフラメンテナンスの実現等に取り組み、防災・減災が主流となる安全・安心な社会を構築するためにも、資本単価でなく経営指標や事業種別が補助採択基準となっている「水道管路緊急改善事業」と同様の採択基準による補助事業等、水道事業者の経営・運営実態を踏まえた補助事業を創設し、老朽、経年化した水道施設の構造物、設備機器等の整備に対する財政支援を要望する。</p>



# 九州地区協議会



## 水利権制度の柔軟な運用について

春日那珂川水道企業団

現 状	<p>災害その他非常時の場合における水道用水の緊急応援は水道法第 40 条に規定されているところであるが、河川法に基づく水利権制度では渇水時の特例を除いて水融通は認められていない。</p>
課 題	<p>水道事業者は社会基盤を構築する上で重要な役割を担っており、またその役割を我々の責務との強い意識を持ち水道事業を運営している。しかしながら、元となる水が無ければその責務も果たす事ができない状況にある。</p> <p>そのような中、現在の河川法では渇水時の特例を除いて水融通は認められておらず、地震等の災害や大規模な水質事故などの発生時には、社会経済的な損失が大きい減断水を回避するために、河川管理者においても河川法の原則の範囲で配慮がなされているところではあるが、水利使用者間の水融通、水利使用許可の変更の審査手続の簡素化など特例措置等の整備（水利使用許可の手続き等スムーズな運用あるいは柔軟な運用）までには至っていない。</p>
国 へ の 要 望	<p>(1) 水道事業者間又は他事業者間の水融通は、災害や水質事故のみならず施設の効率的利用等事業の再構築に有効と考えられることから、柔軟な運用を図ること。</p> <p>(2) 広域化の一施策としての施設の共同設置・共同利用という観点等において、水道施設の規模縮小や統廃合に伴い減量もしくは廃止される水利権の活用が図られるよう配慮すること。</p> <p>(3) 渇水のみならず、地震等の災害時や大規模な水質事故時などにおいても、時間を要する水利権使用許可の手続きを経ることなく、特例的に水道事業者間の水融通が可能となるよう配慮すること。</p> <p>(4) 水利権の許可にあたり、工事時や緊急時のバックアップを考慮した水量が得られるよう、又は複数の取水地点がある場合は、開発水量の範囲内でそれぞれ相互補完が可能となるよう配慮すること。</p>

参 考

## 水道法 抜粋

### (水道用水の緊急応援)

**第四十条** 都道府県知事は、災害その他非常の場合において、緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するために必要であり、かつ、適切であると認めるときは、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命ずることができる。

## 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）抜粋

### (渇水時における水利使用の調整)

**第五十三条** 異常な渇水により、許可に係る水利使用が困難となり、又は困難となるおそれがある場合においては、水利使用の許可を受けた者（以下この款において「水利使用者」という。）は、相互にその水利使用の調整について必要な協議を行うように努めなければならない。

この場合において、河川管理者は、当該協議が円滑に行われるようにするため、水利使用の調整に関して必要な情報の提供に努めなければならない。

2 前項の協議を行うに当たっては、水利使用者は、相互に他の水利使用を尊重しなければならない。

3 河川管理者は、第一項の協議が成立しない場合において、水利使用者から申請があつたとき、又は緊急に水利使用の調整を行わなければ公共の利益に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、水利使用の調整に関して必要なあつせん又は調停を行うことができる。

### (渇水時における水利使用の特例)

**第五十三条の二** 水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となった他の水利使用者に対して、当該異常な渇水が解消するまでの間に限り、自己が受けた第二十三条及び第二十四条の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の承認に係る水利使用を行わないこととなった場合においては、当該承認を受けた者は、遅滞なく、河川管理者にその旨を届け出なければならない。

3 河川管理者は、前項の規定による届出があつた場合又は第一項に規定する他の水利使用者の許可に係る水利使用が困難でなくなった場合においては、同項の承認を取り消さなければならない。

令和6年5月23日  
第68回総会提出

# 参 考 資 料

参考資料1 令和6年度会費調定額表

参考資料2 全国水道企業団協議会規約

参考資料3 令和6年度要望（案）

全国水道企業団協議会





## 参 考 資 料 1

### 令 和 6 年 度 会 費 調 定 額 表



# 令和6年度各会員会費調定額表

## 1. 正会員

会 員 名		給 水 人 口 1日最大給水量	均 等 割 (円)	応分負担額 (円)	合 計 (円)
北海道	石狩東部広域水道(企)	71,480 m <sup>3</sup>	30,000	32,400	62,400
	桂沢水道(企)	32,155 m <sup>3</sup>	30,000	14,850	44,850
	北空知広域水道(企)	9,722 m <sup>3</sup>	30,000	4,500	34,500
	西空知広域水道(企)	9,976 人	30,000	4,500	34,500
	月新水道(企)	5,267 人	30,000	2,700	32,700
	十勝中部広域水道(企)	42,124 m <sup>3</sup>	30,000	19,350	49,350
	長幌上水道(企)	17,839 人	30,000	8,100	38,100
	中空知広域水道(企)	59,480 人	30,000	27,000	57,000
	石狩西部広域水道(企)	23,737 m <sup>3</sup>	30,000	10,800	40,800
青 森	津軽広域水道(企)	27,479 人	30,000	12,600	75,000
	八戸圏域水道(企)	71,863 m <sup>3</sup>	30,000	32,400	120,540
	久吉ダム水道(企)	297,228 人	30,000	90,540	34,050
岩 手	岩手中部水道(企)	8,951 人	30,000	4,050	99,840
	奥州金ヶ崎行政事務組合	207,482 人	30,000	69,840	35,850
山 形	最上川中部水道(企)	12,342 m <sup>3</sup>	30,000	5,850	41,700
宮 城	石巻地方広域水道(企)	25,462 人	30,000	11,700	91,790
福 島	会津若松地方広域市町村圏整備組合	172,785 人	30,000	61,790	37,650
	福島地方水道用水供給(企)	16,217 m <sup>3</sup>	30,000	7,650	80,060
	双葉地方水道(企)	121,617 m <sup>3</sup>	30,000	50,060	35,850
	白河地方広域市町村圏整備組合	12,967 人	30,000	5,850	39,900
	相馬地方広域水道(企)	21,191 m <sup>3</sup>	30,000	9,900	52,500
埼 玉	桶川北本水道(企)	49,458 人	30,000	22,500	84,200
	越谷・松伏水道(企)	139,931 人	30,000	54,200	137,560
	坂戸、鶴ヶ島水道(企)	371,162 人	30,000	107,560	90,870
神奈川	神奈川県内広域水道(企)	168,907 人	30,000	60,870	180,000
千 葉	印旛郡市広域市町村圏事務組合	1,510,630 m <sup>3</sup>	30,000	150,000	57,900
	北千葉広域水道(企)	490,523 m <sup>3</sup>	30,000	134,930	152,370
	かずさ広域水道(企)	318,224 人	30,000	95,370	78,220
	九十九里地域水道(企)	59,984 m <sup>3</sup>	30,000	27,000	86,730
	山武郡市広域水道(企)	113,854 m <sup>3</sup>	30,000	48,220	83,740
	長生郡市広域市町村圏組合	150,863 人	30,000	56,730	44,400
	東総広域水道(企)	137,694 人	30,000	53,740	47,550
	八匝水道(企)	31,598 m <sup>3</sup>	30,000	14,400	48,450
	南房総広域水道(企)	38,551 人	30,000	17,550	52,950
茨 城	湖北水道(企)	238,713 人	30,000	76,970	106,970
	茨城県南水道(企)	50,754 人	30,000	22,950	50,250
栃 木	芳賀中部上水道(企)	44,785 人	30,000	20,250	154,810
群 馬	群馬東部水道(企)	446,166 人	30,000	124,810	40,800
山 梨	峡北地域広域水道(企)	23,963 m <sup>3</sup>	30,000	10,800	38,550
	峡東地域広域水道(企)	18,344 m <sup>3</sup>	30,000	8,550	44,850
	東部地域広域水道(企)	32,515 人	30,000	14,850	

会 員 名		給 水 人 口 1日最大給水量	均 等 割 (円)	応分負担額 (円)	合 計 (円)
長 野	佐久水道(企)	116,423 人	30,000	48,910	78,910
	浅麓水道(企)	20,218 m <sup>3</sup>	30,000	9,450	39,450
	長野県上伊那広域水道用水(企)	39,473 m <sup>3</sup>	30,000	18,000	48,000
静 岡	静岡県大井川広域水道(企)	118,300 m <sup>3</sup>	30,000	49,370	79,370
	大井上水道(企)	19,188 人	30,000	9,000	39,000
富 山	砺波広域圏事務組合	34,388 m <sup>3</sup>	30,000	15,750	45,750
新 潟	三条地域水道用水供給(企)	31,185 m <sup>3</sup>	30,000	14,400	44,400
	新潟東港地域水道用水供給(企)	46,611 m <sup>3</sup>	30,000	21,150	51,150
愛 知	愛知中部水道(企)	328,098 人	30,000	97,670	127,670
	海部南部水道(企)	85,422 人	30,000	38,700	68,700
	丹羽広域事務組合	59,242 人	30,000	27,000	57,000
	北名古屋水道(企)	99,302 人	30,000	45,000	75,000
大 阪	大阪広域水道(企)	418,678 人	30,000	118,370	180,000
		1,465,527 m <sup>3</sup>		150,000	
滋 賀	長浜水道(企)	122,734 人	30,000	50,290	80,290
	愛知郡広域行政組合	33,084 人	30,000	15,300	45,300
兵 庫	西播磨水道(企)	48,368 人	30,000	22,050	52,050
	阪神水道(企)	779,000 m <sup>3</sup>	30,000	150,000	180,000
	淡路広域水道(企)	127,903 人	30,000	51,440	81,440
	播磨高原広域事務組合	694 人	30,000	450	30,450
岡 山	岡山県南部水道(企)	85,290 m <sup>3</sup>	30,000	38,700	68,700
	岡山県西南水道(企)	25,980 m <sup>3</sup>	30,000	11,700	41,700
	岡山県広域水道(企)	105,801 m <sup>3</sup>	30,000	46,380	76,380
	備南水道(企)	74,967 m <sup>3</sup>	30,000	33,750	63,750
広 島	広島県水道広域連合(企)	570,977 人	30,000	144,100	180,000
		447,600 m <sup>3</sup>		125,040	
島 根	斐川宍道水道(企)	38,300 人	30,000	17,550	47,550
山 口	田布施・平生水道(企)	18,287 人	30,000	8,550	38,550
	柳井地域広域水道(企)	26,408 m <sup>3</sup>	30,000	12,150	42,150
香 川	香川県広域水道(企)	917,648 人	30,000	150,000	180,000
福 岡	春日那珂川水道(企)	151,504 人	30,000	56,960	86,960
	福岡県南広域水道(企)	126,868 m <sup>3</sup>	30,000	51,210	81,210
	福岡地区水道(企)	268,100 m <sup>3</sup>	30,000	83,870	113,870
	三井水道(企)	75,452 人	30,000	34,200	64,200
	山神水道(企)	17,322 m <sup>3</sup>	30,000	8,100	38,100
	京築地区水道(企)	19,713 m <sup>3</sup>	30,000	9,000	39,000
	田川広域水道(企)	88,782 人	30,000	40,050	70,050
佐 賀	佐賀西部広域水道(企)	151,850 人	30,000	56,960	108,560
		47,653 m <sup>3</sup>		21,600	
	佐賀東部水道(企)	114,173 人	30,000	48,450	90,600
		26,662 m <sup>3</sup>		12,150	
熊 本	大津菊陽水道(企)	79,508 人	30,000	36,000	66,000
	八代生活環境事務組合	24,909 人	30,000	11,250	41,250
	上天草・宇城水道(企)	21,054 m <sup>3</sup>	30,000	9,900	39,900
宮 崎	一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道(企)	6,049 人	30,000	3,150	33,150
沖 縄	南部水道(企)	73,668 人	30,000	33,300	63,300
合 計		83 団体	2,490,000	3,711,400	5,963,890

## 令和6年度各会員会費調定額表

### 2.賛助会員

級 別	会 員 名	金 額 (円)	備 考
1 級	日本ダクトイル鉄管協会	200,000	
2 級	日本水道鋼管協会	100,000	
3 級	水道バルブ工業会	50,000	
3 級	塩化ビニル管・継手協会	50,000	
3 級	配水用ポリエチレンパイプシステム協会	50,000	
	合 計	450,000	



## 参 考 資 料 2

全 国 水 道 企 業 団 協 議 会 規 約





[ 1 ] 全国水道企業団協議会規約

昭和35年	12月14日	議決
昭和42年	5月18日	一部改正
昭和46年	5月20日	一部改正
昭和47年	4月25日	一部改正
昭和50年	5月7日	一部改正
平成6年	5月12日	一部改正
平成7年	6月28日	一部改正
平成20年	3月7日	一部改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この協議会は、全国水道企業団協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的及び事業)

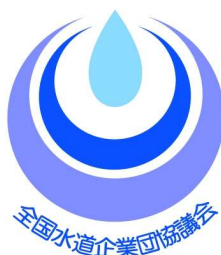
第 2 条 協議会は、広域水道の普及とその健全な発達を図ることを目的とする。

2. 協議会は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 広域水道について諸般の調査研究を行うこと。
- (2) 政府その他に請願、建議等を行うこと。
- (3) 広域水道並びに協議会の発展に功績のあった者を表彰すること。
- (4) 相互の親睦を図ること。
- (5) 前号の外、協議会の目的を達成するため必要なこと。

(会 章)

第 3 条 全国水道企業団協議会会章は次のとおりとする。



(事 務 所)

第 4 条 協議会は、事務所を日本水道協会内に置く。

(地区協議会)

第 5 条 本協議会は、当企業団協議会の事業を推進するために別に定める区域ごとに、地区協議会を置く。

2. 地区協議会の運営に関する事項は当該地区協議会で定める。

## 第 2 章 会 員

(会 員)

第 6 条 協議会の会員は、正会員及び賛助会員の 2 種とする。

(会員資格)

第 7 条 正会員は、地方自治法第 284 条第 1 項及び第 285 条に定める一部事務組合で、水道事業を経営する企業団及び組合とする。

2. 賛助会員は、協議会の事業目的に協賛し、賛助協力する業者団体とする。

(特別会員)

第 8 条 広域水道の普及発達及び協議会の事業に特に功績のあった者は、会長の推薦により役員会の承認を得て、特別会員にすることができる。

(入会手続)

第 9 条 協議会に入会しようとする者は、所定の入会申込書に記名捺印のうえ、申し込み、承認を受けなければならない。

(退 会)

第 10 条 会員が退会しようとするときは、その旨を書面で届け出なければならない。

## 第 3 章 会 費

(会 費)

第 11 条 正会員及び賛助会員は、協議会の運営に必要な経費にあてるため、毎年会費を納入しなければならない。

2. 会費は、別に定める。

## 第 4 章 役 員

(役 員)

第 12 条 協議会に次の役員を置く。

- |     |       |     |
|-----|-------|-----|
| (1) | 会 長   | 1 名 |
| (2) | 副 会 長 | 若干名 |

(3) 幹 事 若干名

2. 役員は、総会において正会員の中から選任する。
3. 役員の任期は2年とする。但し、再任することができる。

(役員 の 職務)

第13条 会長は、会務を掌理し、協議会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 幹事は、重要会務を審議し、会計を監査する。

第 5 章 会 議

(総 会)

第14条 総会は、定例総会及び臨時総会とし、規約の制定、改廃、役員を選任、予算及び決算その他重要な事項を審議し、または認定する。

2. 定例総会は、毎年1回開くものとし、臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、または正会員の3分の1以上より目的を明示して請求があったときこれを開くものとする。

(役 員 会)

第15条 役員会は、総会の決定を執行し、また協議会の運営に関して必要な決定を行う。

(招 集 等)

第16条 総会及び役員会は、会長が招集する。

2. 総会の議長は、開催地の代表とする。
3. 役員会の議長は、会長とする。

(表 決)

第17条 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決する。但し、この規約を変更する場合は正会員の2分の1以上が出席し、その3分の2以上の同意がなければならない。

(意 見)

第18条 特別会員及び賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

## 第 6 章 会 計

(会計処理)

第 19 条 協議会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第 20 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 付 則

第 1 条 この規約は平成 20 年 3 月 7 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

## [ 2 ] 全国水道企業団協議会会費算定基準

会費は、次のとおりとし毎年4月1日より5月31日までに納入しなければならない。

### 1. 正 会 員

年額 30,000円の均等負担額に前年末現在の給水人口(昼間人口を除く)に対し、下記の基準により算定する。

但し、最高限度額は150,000円とする。なお、水道用水供給事業については、現在1日最大給水量に対しその「1㎡」を1人として給水人口を求め算定する。

(イ) 給水人口10万人までの分 千人までにつき年額	450円
(ロ) 給水人口10万人を超え50万人まで 千人までにつき年額	230円
(ハ) 給水人口50万人を超える分 千人までにつき年額	100円

### 2. 賛助会員

1 級	年 額	200,000円
2 級	〃	100,000円
3 級	〃	50,000円

賛助会員の級別の適用については役員会の議を経て定める。

### 3. 施行年月日

昭和61年5月8日

### [ 3 ] 全国水道企業団協議会表彰規程

〔 昭和47年 9月 6日議 決 〕  
〔 昭和49年10月 4日改正認可 〕

第1条 本協議会は、広域水道の普及発達並びに本協議会事業に功績のあった者に対し本規程により会長これを表彰する。

第2条 功績者の表彰は、その功績により功労賞、特別賞の2種とし、その基準は、次に定めるとおりとする。

1. 功労賞 広域水道の普及発達及び本協議会の事業に特に功績顕著なもの。
2. 特別賞 (1) 広域水道の普及発達に貢献し、功績あるもの。  
(2) 広域水道に関し、有益な研究を遂げ、または有益な発明、発見をしたもの。  
(3) 本協議会の事業に貢献し、功績のあるもの。

第3条 表彰は、本協議会定例総会においてこれを行い、被表彰者に表彰状及び記念品を授与する。

第4条 被表彰者は、企業長の推薦に基づき役員会において審査のうえ決定する。

第5条 被表彰者は個人とし、原則として本協議会会員及びこれに所属するものとする。  
但し、地方公共団体の長の企業長は、原則として対象外とする。

第6条 会長は、第2条第1項第1号による既表彰者で、現に本協議会会員団体に籍をおかない者に対し、年次総会に招待するものとする。  
この場合、招待者の総会参加費（宿泊料を除く）は免除するものとする。

#### 付 則

第7条 この規程は、昭和49年10月4日より施行するものとする。

[ 4 ] 全国水道企業団協議会〇〇地区協議会規約準則

〔平成 6年 7月 6日第99回役員会決定〕

(名 称)

第 1 条 当協議会は全国水道企業団協議会〇〇地区協議会（以下「地区協議会」という。）と称する。

(目的及び事業)

第 2 条 地区協議会は、地区区域内において全国水道企業団協議会の事業を推進するため、諸般の調査研究その他必要な事業を行い、かつ、会員相互の連絡、親睦を図ることを目的とする。

(事務局)

第 3 条 事務局は、地区協議会会長の属する企業団に置く。

(会 員)

第 4 条 地区協議会の会員は、地区区域内の全国水道企業団協議会会員とする。ただし、必要に応じ地区協議会に特別会員及び賛助会員を設けることができる。

2 特別会員は、水道について学識又は経験ある者とする。

3 賛助会員は、水道事業に密接な関係があり、地区協議会の目的達成に賛助協力する者とする。

(会 費)

第 5 条 会員は、地区協議会の事業の運営に必要な経費にあてるため、毎年所定の会費を納入しなければならない。

2 地区協議会の会費は、別途会費算定基準として定める。

(役 員)

第 6 条 地区協議会に次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 会長   | 1 名 |
| (2) 副会長  | 1 名 |
| (3) 幹 事  | 2 名 |
| (4) 会計監事 | 2 名 |



2 役員は、地区協議会総会（以下「総会」という。）において会員の中から選任する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、その終期は、任期満了の年の地区協議会総会の日とする。

（役員の仕事）

第7条 会長は、会務を掌理し、地区協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 幹事は、重要会務を審議する。

4 会計監事は会計を監査する。

（幹事会）

第8条 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。

2 幹事会は、地区協議会の運営に関して必要な事項を審議する。

3 幹事会は、会長が招集する。

4 幹事会の議長は、会長とする。

（総会）

第9条 総会は、毎年1回これを開催し、規約の制定、改定、予算の議決、決算の承認、その他の事項を審議し、議決する。

2 地区協議会は、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会の議長は、会長とする。

5 特別会員は、総会に出席して、随時意見を述べることができる。

（表決）

第10条 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決する。

（会計）

第11条 地区協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

## 参 考 資 料 3

令和 6 年度要望（案）



(案)

# 令和6年度要望

<水道の強靱化に向けて>

令和6年 月 日  
全国水道企業団協議会

# 全国水道企業団協議会 令和6年度要望

我が国の水道事業の根幹を担う全国の水道企業団では、施設の老朽・経年化対策、災害対策等に伴う施設整備費用の増大、料金収入減少に伴う財源（収支）不足、人材の高齢化・不足という課題に取り組みながら、水道水の安定供給に努めています。水道は生命にかかわる最も重要なインフラの一つであり、安全で安心な国民生活を支えるためには、しっかりした経営基盤の水道システムが不可欠です。

つきましては、令和7年度の予算編成に際し、下記の事項について格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

## 《要望内容》

### 1. 国土強靱化に繋がる施策に関する国庫補助制度の創設【重点事項】

～地域の基幹施設を対象とした財政支援～

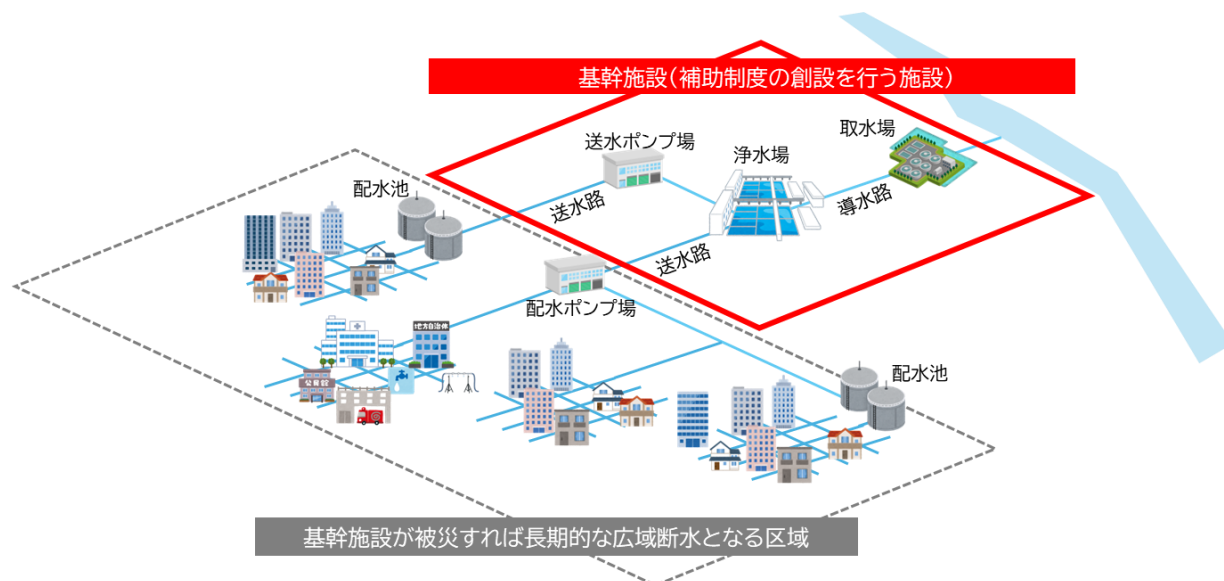
災害発生時における大規模かつ長期的な断水リスクの軽減及び被災施設の早期復旧を図るためには、地域の基幹となる施設の強靱化を加速して進めることが必要である。

そのためには、各事業体（用水供給、末端給水）の基幹施設を特定した上で、当該施設の整備（耐災害性強化）に対する国庫補助制度の創設が不可欠である。

能登半島地震でも見られるように、地域の基幹となる施設に被害が生じた場合には、広域的な断水及び復旧が長期化し、国民生活に大きな影響を及ぼすこととなる。

一方で、国庫補助対象となる水道施設は土木構造物や管路の耐震化など、非常に限定的であることから、基幹施設の強靱化を加速して進めることができない一因となっている。

水道の早期復旧のためには、各地域の基幹施設（管路及び構造物だけでなく供給のために必要となるポンプ設備や浄水処理等を含む水道システム）を災害に強くしておくことが必須である。



地域における水道の基幹施設の一例（イメージ）

## 2. 広域化推進につながる国庫補助制度の充実

- (1) 現在、広域化推進等に係る補助制度については、令和16年度までの時限措置や資本単価要件などによる制限が厳しいことから、広域化を推進するためにも時限措置の撤廃もしくは延長、全体計画の「原則10年間」の期間の延長、資本単価要件撤廃もしくは緩和などにより対象を拡充していただきたい。
- (2) 簡易水道の運営基盤は脆弱であり、広域化にあたっては国からのさらなる支援により健全な経営を図る必要がある。このため、統合のインセンティブを確保するためにも、簡易水道事業統合への国庫補助制度を拡充していただきたい。

## 3. 水利権制度の柔軟な運用

- (1) 現在、渇水時の特例を除いて水融通は認められておらず、事故時などには水利使用者間の水融通が容易ではない。また、人口減少が進む地区においては、巨額の初期投資費用を負担して多目的ダムに参画したにもかかわらず、水利権の減量を求められるなど、水利権制度の運用が課題となっている。  
水道事業は社会基盤を構築する上で重要な役割を担っていることから、災害や水質事故時、工事時のバックアップなど、非常時の水量確保や取水地点間における相互補完が可能となるよう水利権制度の柔軟な運用を実現していただきたい。
- (2) 水利権の有効活用のためにも水需要見合で水量の減量を行わないようにしていただきたい。

## 4. ダムの排砂、堆積土砂対策

- (1) ダムの利水容量を回復するために行っている排砂や堆積土砂対策事業に対する費用負担による経営の圧迫を抑制するための補助制度を創設していただきたい。
- (2) 流域水循環計画の推進を目的として実施する各対策に対する交付金制度の創設及び対象事業を拡充していただきたい。

## 5. 新たな水質課題対策

- (1) 新たな水質課題（冬季カビ臭、有機フッ素化合物等）に対応するための調査・研究推進体制の創設及び施設改良・新設に関する補助制度を創設していただきたい。
- (2) 水質課題（クリプトスポリジウム）に対応するため、高度浄水施設等整備費の採択基準を緩和していただきたい。

## 6. その他

- (1) 地下水利用専用水道に対する揚水量の規制を踏まえた法整備を実現していただきたい。
- (2) 洪水対策として事前放流が制度化されたことを踏まえ、十分な渇水対策のためにも河川行政と一層の連携を図り、給水制限等をできるだけ回避するようなダム運用を実施していただきたい。
- (3) 企業団職員の児童手当については、企業団が水道事業会計で負担している部分を解消するため、企業団職員の児童手当支給を住所地の自治体へ変更していただきたい。

令和6年 月 日

全国水道企業団協議会 会長 吉田 延雄（阪神水道企業団企業長）